

法科大学院認証評価

自己評価書

名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻

平成 20 年 6 月

名古屋大学

目 次

I	対象法科大学院の現況及び特徴	1 頁
II	目的	2 頁
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育目的	3 頁
	第2章 教育内容	9 頁
	第3章 教育方法	23頁
	第4章 成績評価及び修了認定	38頁
	第5章 教育内容等の改善措置	57頁
	第6章 入学者選抜等	65頁
	第7章 学生の支援体制	76頁
	第8章 教員組織	99頁
	第9章 管理運営等	114頁
	第10章 施設、設備及び図書館等	129頁

I 対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻
- (2) 所在地
名古屋市千種区不老町
- (3) 学生数及び教員数
学生数 236名
専任教員 20名

2 特徴

- (1) 段階的・体系的な教育課程編成
本法科大学院は、プロセスを重視した教育を行うことから、理論教育、実務教育及び両者を架橋する教育を学年進行に合わせて段階的に行うこととし、そのための体系的な教育課程を編成している。
- (2) 双方向的・多方向的な授業を行うための少人数教育
双方向的、多方向的な討論を通じて批判的検討能力、創造的思考力、法的分析・議論能力を育成するために、学生数を1学年80名とし、法律基本科目についてはこれを2又は3クラスで行うこととして、少人数による授業を実施している。
- (3) 養成する法曹像に相応した履修モデル・授業科目の設定
中部日本における基幹大学として、「国際的な関心を持った法曹」、「ホームドクターとしての法曹」、「企業実務に強い法曹」を本法科大学院の目的（後述「目的」参照）としていることから、これに沿った基礎法学・隣接科目、展開・先端科目を設けるとともに、各法曹像に相応した履修モデルを設定し、とくに、展開・先端科目については、専門性を獲得させるために多様な科目を用意している。
- (4) 理論教育と実務教育を架橋するための授業

科目・教育手法の導入

理論と実務の架橋を重視するとの観点から、実務基礎科目として多彩な科目を用意し、研究者教員と実務家教員との共同教育体制をとるとともに、法曹倫理や実務の基礎を学習させながら実務体験型の教育手法を取り入れ、入念な準備に基づいた模擬裁判、ロイヤリング、エクスターンシップ等を実施している。

(5) IT 技術を駆使した教育・学修支援体制の整備

本法科大学院の養成する法曹に共通するものとして「情報・IT 技術に強い法曹」の養成も目的としていることから、IT を利用した教育環境の整備を行い、独自に開発した NLS シラバスシステム、授業の映像収録・分析システムを利用した教育や、「お助け君ノート」、「学ぶ君」のツールを駆使した学修支援を行っている。

Ⅱ 目的

本法科大学院は、主に3つの教育理念・目的を有する。

第1の教育理念・目的は、豊かな人間性と感受性に裏打ちされ、幅広い教養と優れた法的専門能力を備えた法曹の養成にある。21世紀の社会は、多様な価値観を持った人々が豊かで安全な生活を送ることができ、国際的にも開かれた自由な共生社会でなければならない。そこでは、社会の様々な問題について、合理的で透明なチャンネルを通して、すべての人々が納得のいく、法的に明確な解決が図られることが必要とされる。本法科大学院における教育は、このような法化社会においてこれを支え推進する法曹の養成を目指している。

第2の教育理念・目的は、国際的な関心を持った法曹の養成である。自由な共生社会は、国際的にも強く相互に依存しており、そこで活躍する法曹には幅広い国際的な視野と専門的知識が強く期待されている。我が国の経済活動は欧米のみならず、とりわけ最近ではアジア近隣諸国と強い絆で結ばれているにもかかわらず、我が国の法曹界はこれらに対する関心が必ずしも大きいとはいえない状況にあった。しかし今後は、アジア近隣諸国との関係も含め国際的な関心を持った法曹の養成は焦眉の課題である。本法科大学院では、こうした法曹の養成を目指している。

第3の教育理念・目的は、中部日本における基幹大学として、ホームドクターとしての法曹、企業法務に強い法曹を養成する点にある。名古屋大学が位置する中部地区においても、環境問題、高齢者を中心とした福祉問題、消費者問題、行政活動に関係した問題など、市民生活に関わる多様な問題が発生している。こうした市民が直面する様々な問題をきめ細かく拾い上げ、法的に解決するためには、市民生活に関連する分野について広範な知識を有するホームドクター的な法曹が必要とされる。名古屋大学大学院法学研究科は、NPOの活動支援、あるいは消費者問題や環境問題等についてさまざまな市民組織と協力した教育活動を行ってきた経験と実績を有している。一方で中部地区は、自動車産業をはじめとする巨大な製造業の企業群を擁している。ここでは、様々な企業活動に伴う法務のエキスパートが必要とされており、国内外で活躍しうる能力を持った法曹の養成が強く要求されている。そして、この面についても、名古屋大学大学院法学研究科は、これまでトヨタ法務会議から派遣される連携教員の協力を得て、中部地区の企業法務と連携を図り、研究体制を整備するとともに、インターンシップ等を通じて社会連携の成果を法学教育に活かしてきた。本法科大学院は、これらの経験と蓄積をもとに、中部日本における基幹大学として、福祉問題、環境問題、消費者保護に関する問題などに通曉し、専門性に優れ、かつホームドクターとしてのサービスも十分に提供できる、バランスのとれた法曹の養成を目指すとともに、中部地区の企業法務との連携をさらに強化し、企業法務に強い法曹の養成を目指している。

なお、以上のいずれの法曹にも共通するものとして、本法科大学院は、情報化社会の進展に伴う法的諸問題について正確な知識を習得し、情報化技術の発展の意味と社会の情報化の意味を理解するだけでなく、情報機器やネットワークを利用して、収集した法情報を分析・要約・整理・統合・加工し、さまざまな資料や各種の文書を作成する技能を身につけた法曹の育成を目指しており、これも目的の一つである《添付資料第1章「ウェブサイト『理念と特色』」、添付資料「2008年度学生便覧」2頁参照》。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1-1 教育目的

基準 1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

本法科大学院は、「Ⅱ 目的」に掲げた理念、目的をふまえ、将来の法曹養成としての実務に必要な学識、応用能力、法律実務の基礎的素養を涵養するために、以下のように理論的かつ実践的な教育活動を実施するものとしている。

1. 教育内容（基準 2-1 に係る記述参照）

本法科大学院では、法曹に共通して基本的に必要とされる知識を修得させるために「法律基本科目」を、事案に即した具体的な問題解決に必要な法的分析・議論能力、法曹としての責任感・倫理観、法曹実務に必要な能力を修得ないし涵養するために「実務基礎科目」を、法曹としての幅広い基礎的、法学的知見を修得させるために「基礎法学・隣接科目」を、十分な基礎的教育の上に、先端的な法的問題についての専門性を修得させるために「展開・先端科目」を設定するとともに、学年進行に応じた教育目標を定めて教育を行うこととしている。すなわち、第1ステージ（1年次）では、各法曹像に共通して基礎的に必要とされる知識を修得させるための教育を行う。第2ステージ（2年次前期～後期）では、一応の法知識を修得した者に対して、より高度な法知識を修得させながら思考力・分析力・表現力を養成するための教育を行う。第3ステージ（2年次後期～3年次前期）では、実体法と訴訟法を関連づけて学びつつ実務の基本的技法を修得させるとともに、各自が目指す法曹像に相応しい専門性を獲得させるための教育を行う。そして、第4ステージ（3年後期）では、専門性獲得のための教育と並行して実体法と手続法の知識の融合を図るための教育を行いながら、あらゆる法曹に共通する責任感と倫理観を育むための教育を行う。

2. 教育方法（基準 3-1、3-2 に係る記述参照）

本法科大学院では、上記の各科目群に共通して、プロセスを重視し、少人数による双方向的、多方向的な授業を実施するとともに、IT技術を駆使した学修支援体制をとることとしている。また、特に理論教育と実務教育とを架橋するために、実務体験型の教育手法を導入し、その中心的なものとしてエクスターンシップ（弁護士事務所及び企業法

務へ派遣)を位置づけている。さらに、研究者教員と実務家教員との共同教育体制をとることとして、研究者教員と実務家教員とがチームティーチング方式で実施する授業や実務家教員が研究者教員と密に連携しながら授業の一部を担当して実務の観点から教育内容を補充する分担開講方式で実施する授業を多く取り入れている。

3. 成績評価及び修了認定(基準4-1、4-2に係る記述参照)

成績評価は、プロセスを重視する教育であることに鑑み、平常点、小テスト、定期試験等の多様な評価項目要素を設定し、これをあらかじめ明示して客観的かつ厳格な評価を行っている。また、修了認定は、このような成績評価を前提として、厳格に行っている。

基準 1-1-2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準 1-1-1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

(基準 1-1-2 に係る状況)

本法科大学院では、基準 1-1-1 で掲げた教育目的を実現するために、以下のような教育を実施し、成果を上げている。【解釈指針 1-1-2-1】

1. 教育理念・目的の明示

本法科大学院では、「Ⅱ 目的」で述べたとおり、①国際社会の中で積極的に活動することのできる法曹の養成、②企業法務に強い法曹の養成、③市民生活上の法律問題に関する十分な専門的知識を有する法曹の養成、④これらに共通して情報・IT技術に強い法曹の養成を設置の理念、目的としており、設置の理念・目的及び養成する法曹像を法科大学院のパンフレット、学生便覧、ウェブサイト(「教育上の理念・目的」)等に明示し、学内外に配布、発信しているほか、説明会、相談会、入学時ガイダンス等の機会にこれらの資料を利用して説明・履修指導を行い、その周知徹底を図っている。

これらの理念・目的にかなった法曹を養成するためには、当然、法曹として必要な能力、法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育およびこれを担保するための厳格な成績評価が前提とされるのであり、本法科大学院の理念・目的は、基準 1-1-1 に適合したものである。

2. 教育内容の実現 (基準 2-1 に係る記述参照)

以上の理念・目的にかなった教育が実施されている。すなわち、各法曹像に相応した履修モデルとして、「国際的視野と能力をもった法曹養成のための履修モデル」、「企業法務に通用する法曹養成のための履修モデル」、「市民生活上の法律問題に関して活躍する法曹養成のための履修モデル」の3モデルを設定するとともに、各モデルのバリエーションも明示し、ガイダンス及び指導教員による履修指導を行っている。実際には、各学生の興味に従って科目を組み合わせた多様な履修が行われている。

情報・IT技術に強い法曹の養成に関しては、「リーガルリサーチ&ライティング」を未修者3年コースと既修者2年コースを問わず必修科目として、法曹として必要なIT技術のリストを提示し、法情報処理についての基本技能を育成している。また、独自に開発したNLSシラバスシステムによる総合的な授業運営を行うとともに、法科大学院形成支援経費の援助を受けて独自に開発した実践的な教材・学修支援ツール、すなわち、模擬裁判等における映像収録・分析システム(DRS、STICS)、未修者対象科目の映像収録システム(「お助け君ノート」)、択一問題自習システム(「学ぶ君」)や、漢字カタカナ表記に不慣れな者が多いことから大審院判例を漢字ひらがなに自動変換するソフト(「韋駄天」)、法務省の法律文書の表記統一基準に準拠した表示統一ソフト(「黒子」)、政府が推進している法令外国語訳の支援プロジェクト成果を法令対訳データ(「バイリンガル

KWCI))、テレビ会議システム等の利用を通じて、自ずとIT技術に精通し情報処理能力が養成される体制をとっている。

3. 教育方法の多様性 (基準3-1、3-2に係る記述参照)

全科目群に共通して、少人数による双方向的、多方向的な授業を実施し、IT技術を駆使した学修支援体制をとっているが、それ以外に、とくに、1年次法律基本科目については、法学未修者に配慮して特設クラスを設けるとともに、弁護士チューターによるチュータータイムを設定している。

また、理論教育と実務教育を架橋するための中心的な科目であるエクスターンシップについては、運営・責任体制を確立するとともに、事前学習から派遣後の事後報告会にいたるまできめ細かい指導を行い、毎年、該当学年の8割程度の学生(希望者全員)を派遣している。

4. 成績評価・修了認定の厳格性 (基準4-1、4-2に係る記述参照)

成績評価においては、評価者による成績評価のばらつきをなくし公平性を確保するために、成績区分の目安を設定し、学生便覧及びパンフレットによって学生にも公表している。また、厳正な成績評価を確保するための方策の一環として、全科目の成績分布に関するデータを全教員に配布している。学生に対しても、成績分布に関するデータをウェブサイトで公表しているが、個人情報保護の観点から、受講者10名以上の科目に限定している。さらに学生が自己の成績評価に誤り等がないかを確認するために成績確認制度を設けている。なお、定期試験の採点基準、講評は、全科目について学生に公表している。

再試験は、厳格な成績評価の観点から、学期ごとに、必修科目についてのみ、かつ8単位を限度として認めている。再試験受験者は、毎年度・毎学期において、各科目数名程度存在し、不合格者(要再履修者)も数名程度存在している。なお、現在まで、成績不良により原級に留め置かれた者は、2004年度は0名、2005年度は2名、2006年度は1名、2007年度は5名である。

修了認定は、上記成績評価に基づき厳正に行われている。2005年度から2007年度の修了認定の状況は以下の表のとおりである。

	最終学年在籍	退学	休学	原級留置	修了認定
2005年度	33名	*2	**2	0	29
2006年度	67名	0	**2	0	65
2007年度	84名	0	***1	4	79

* 旧司法試験合格のため。

** 出産・育児のため。

*** 病気のため。

5. 修了後の進路及び活動状況

2005年度修了生29名のうち、28名が2006年度の新司法試験を受験し、17名が合格した。他の1名は2007年度の東京都職員採用試験に合格した。また、2005年度修了生

のうち8名及び2006年度修了生のうち57名の計65名が2007年度の新司法試験を受験し、41名が合格した。内訳は、2005年度修了生6名、2006年度修了生35名である。

2006年度新司法試験合格者のうち、2名は裁判官に任官し、13名は弁護士に登録し、1名は金融庁に採用された。

《添付資料

- ・【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」
- ・《章別資料》第1章「法科大学院ウェブサイト」『理念と特色』、『教育内容とその方法』、『法科大学院授業関係』
- ・【資料編1】法科大学院パンフレット「PRO. LAW」（2007年度版、2008年度版）参照》

2 優れた点及び改善を要する点等

養成する法曹像について明確なものを持ち、その養成に適合した教育を実施し、成果を上げている点で優れている。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

1. 本法科大学院では、学年進行に応じた教育目標を定めて、専門的な法知識、思考力、分析力、表現力などを無理なく修得できるように教育課程が編成されている。すなわち、1年次では、法曹に基本的に必要とされる知識を修得させるための法律基本科目をもつばら学ぶことになる(後述のキャップ制により、1年次に履修しうる単位は36単位であるが、その内28単位は必修の法律基本科目である)。ここでは、必要な知識を修得させるという理論的教育が中心であるが、その際も、双方向的、多方向的な教育方法を用いることにより、授業において思考力、表現力を修得させている。また、2年次において開設される演習科目においては、既修者レベルにあり、一定の法知識を修得している者に対して、より高度な法知識を修得させ、さらにその際、ケースメソッド、プロブレムメソッドという教育方法を用い、与えられた事案の解決にあたらせ、また、課題に関するレポートの提出等を義務づける等により、知識に加えて、思考力、分析力、文章力としての表現力を養っている(法科大学院としてふさわしい教育方法であることについては、第3章の記述参照)。また、一定の法知識を修得した2年次から訴訟科目を開講することにより、実定法科目および手続法科目の基礎知識の修得段階、応用力の育成段階、実体法と手続法に関する知識の統合段階へと無理なく履修ができるように科目が配置されている。

これらの法律基本科目は2年次までに修了し(「刑事訴訟法Ⅱ」を除く)、これらの授業においても、実務との架橋を意識した授業がなされているが、特に実務との架橋を目指した科目として実務基礎科目(本学では、「法律実務基礎科目」を「実務基礎科目」という)が法律基本科目と併行して、1年次から開設されている。この科目は従来の司法研修所の前期修習の内容を含むものであり、ここでは、5科目10単位の必修科目、さらに3科目6単位中4単位の選択必修科目を設置している。1年次においては、後述の「リーガルリサーチ&ライティング」があり、2年次に「民事実務基礎Ⅰ」、3年次に「民事実務基礎Ⅱ」、「刑事実務基礎」、「法曹倫理」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」、「模擬裁判(民事)」の実務基礎科目が配置されている。「刑事実務基礎」が3年次に配置されているのは、「刑事訴訟法Ⅰ」が2年の後期に置かれていることによるものである。

とりわけ、本法科大学院では、法科大学院形成支援資金を利用して、実務基礎科目に

ついて IT 技術を活用した実践的な教材と科学的な教育手法を開発した(基準 5-1 および基準 10-2 に係る記述参照)。

また、法的な表現力を養うことを主たる目的とした科目として「リーガルリサーチ&ライティング」を初年度に未修者、既修者を問わず必修として履修を義務づけるほか、専門的な文章表現力を養う科目として「民事実務基礎Ⅱ」を、また、パフォーマンスとしての表現力を養う実践的な科目として、「模擬裁判(民事)」を開講している。

次に、豊かな人間性を備えた優れた法曹を育成するためには、法学の専門的知識のほかに幅広い基礎的法的な知見に裏打ちされた能力が不可欠であることから、基礎法学・隣接科目を 13 科目開設している。また、法曹としての責任感および倫理観の涵養と、大学内での学修と現場での実践的な経験をより効果的に結びつけることを目的として、最終学年に「法曹倫理」、「エクスターンシップ」、「ロイヤリング」とを開講している(基準 2-1-3 に係る記述参照)《添付資料【資料編 1】別紙様式 1「開講授業科目一覧」参照》。基礎法学・隣接科目はその性格上 1 年次から履修可能とされている。

最後に展開・先端科目は、先端的な法的問題について双方向的・多方向的な手法による講義を行う科目であり、いずれの科目についても、実務との融合を図る内容の教育が行われている。展開・先端科目は、このような科目の性格上 2 年次(既修者の場合は 1 年次)以降(「変容する社会と家族」を除く)に配置されている(法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の各科目群の内容が法科大学院の教育内容としてふさわしいものであることについては、基準 2-1-2、2-1-3 に係る記述参照)。

このように、本法科大学院では、専門的な法知識、思考力、分析力、表現力などを無理なく段階的に修得できるように、教育課程が編成されており、また、以上のように専門職大学院としてふさわしい内容と教育方法で、実務との架橋が段階的かつ完結的に行われている。そして、これら科目群の段階的学修の在り方を明示するために、教育課程のチャート図を作成している《添付資料【資料編 1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科(実務法曹養成専攻)2008 年度」9 頁参照》。【解釈指針 2-1-1-1】

2. 法学部教育との関係については、法科大学院設置前には、法学部において「司法」、「公共政策」、「国際関係」等の 6 つのコースからなるコース制度を採用し、それぞれについてモデル履修案が設けられていたが、その内、「司法コース」は将来法曹分野で活躍することを望む者のコースであった。法科大学院の設置に伴い、カリキュラムの見直しが行われ、コース制度は廃止され、また、必修科目も指定されていない。現在、法学部には、多様な科目が設置されており、そのアドミッションポリシーは、①グローバル社会に対応するための法律学・政治学等の総合的な知識の修得、②大局的見地に立つてものごとを総合的に判断する能力の養成、③的確な価値判断・意思決定を行う能力の養成である《添付資料《章別資料》第 2 章「法を学ぶ 2008」1 頁参照》。そして、法律科目系についていえば、理論的な教育が中心であり、いわゆる法的素養(リーガルマインド)を持ったジェネラリストの養成がその目的となる。これに対して、法科大学院は専門職業大学院であることから、従来の司法研修所での前期修習に相当する科目も行われ、実務的な能力も有した即戦力としての法曹の養成を目指しており、この点で両者は大きく

異なり、連続性はない。ただ、法科大学院の1年次は未修者に対する理論的教育が中心であるから、学部において法律系を中心に学んだ者については、法科大学院での既修者レベルに相当することになる。

基準 2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

1. 本法科大学院では、法律基本科目については、公法系科目として、「憲法基礎Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)、「憲法演習」(2単位)、「行政法基礎」(2単位)、「行政法演習Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)の合計12単位、民事系科目として、民法では「民法基礎Ⅰ～Ⅴ」(合計14単位)、「民法演習Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)、商法では「商法基礎」(4単位)、「商法演習Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)、民事訴訟法では「民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」(合計6単位)の合計32単位、刑事系科目として、「刑法基礎Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)、「刑法演習」(4単位)、「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」(合計6単位)の合計14単位がそれぞれ必修科目として設けられている。この科目は法曹に共通して必要な専門的資質・能力の修得、専門的な法知識の確実な修得、法知識を批判的に検討発展させていく創造的な思考力の育成を図る目的とする科目であり、この目的に沿った教育内容となっている。【解釈指針 2-1-2-1】

2. 次に実務基礎科目は、事案に即した具体的な問題解決に必要な法的な分析・議論能力の育成、法曹としての責任感・倫理観の涵養と社会貢献の機会の提供、法曹に共通して必要な専門的資質・能力の修得、豊かな人間性の涵養・向上等を目的としたものであり、開講されている科目は、「リーガルリサーチ&ライティング」、「民事実務基礎Ⅰ」、「民事実務基礎Ⅱ」、「刑事実務基礎」、「法曹倫理」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」、「模擬裁判(民事)」で、上記の科目目的に沿った教育内容である。例えば、「民事実務基礎Ⅰ」では、裁判官教員(派遣専任教員)、弁護士教員、研究者教員が共同して授業を行い、「刑事実務基礎」では、検察官教員(派遣専任教員)、裁判官教員(派遣非常勤教員)、弁護士教員、研究者教員が共同して授業を行い、それぞれ民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎を理解させ、理論と実務の融合を図っている。また、「法曹倫理」についても弁護士である実務家教員(専任教員)が研究者教員と共同して授業を行っている。その他実務基礎科目として開講されている科目については、「リーガルリサーチ&ライティング」を除いて、全て実務家教員が単独あるいは研究者教員と共同で開講している。【解釈指針 2-1-2-2】

3. 基礎法学・隣接科目は、優れた法曹として必要な幅広い基礎的な法学・隣接的知見を修得する機会を与え、高い素養をもった実務家を養成するための科目である。この科目は、「法学基礎理論」、「法制史」、「政治学」、「比較法」、「隣接領域」の5つにグルーピングされ、合計13科目、26単位が配置され、その科目目的に沿った、法科大学院にふさわしい教育内容のものとなっている。【解釈指針2-1-2-3】

4. 展開・先端科目は、先端的な法的問題について、双方向的・多方向的な手法による講義を行う科目で、法曹としての専門分野を模索するのに必要な科目である。応用的・先端的な法領域が取り扱われており、高度の専門教育を内容とするものである。また、これらの科目は実務との融合も図る教育内容となっており、この関係で「金融商品取引法」、「環境法Ⅱ」は実務家教員が単独で担当している他、「企業法務Ⅰ・Ⅱ」、「国際企業法務」、「知的財産法Ⅱ」、「知的財産法演習」、「ビジネス・プランニング」では実務家教員と研究者教員が共同して授業を行っている。【解釈指針2-1-2-4】

そして、この科目の大半は、養成する3つのタイプの法曹にあわせ、「市民生活と法」、「国際社会と法」、「企業活動と法」にグルーピングがなされ、その中に豊富な科目が準備されている（それぞれ12科目、16科目、5科目である）。

上記3グループ以外に、「総合問題研究」と「テーマ研究」というグループがある。前者は、個別の法分野を横断する総合的・融合的問題を対象とし、広範で高度の専門的実務的知識を修得することを目的とするものである。また、後者は「先端分野総合研究」と「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」からなる。「先端分野総合研究」は、本学が総合大学である利点を生かし、本学の他研究科の教員と共同して、特定テーマに踏み込んだより専門的な知識を有する法曹養成のために設置された科目である。また、「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」は本学が中部地区の研究者養成のための基幹校であることに鑑み、法律学の研究者を目指す者が実務的な視点に加え、より高度な専門知識を修得するために設けられた科目である。いずれも内容としては、展開・先端科目に属する。

以上のように、基準2-1-2にかなった科目が開設されている《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」3頁、法科大学院パンフレット「PRO. LAW」（2007年度版、2008年度版）、別紙様式1「開講授業科目一覧」、【資料編2】名古屋大学法科大学院全講義一覧（2007年度、2008年度）各科目の「講義概要」、「講義計画」参照》。

5. 以上のような授業科目について、本法科大学院では、以下のような改善をしてきた。

第一に、法律基本科目に関しては、本法科大学院の設置当初には、必修として総合科目を設け、民法及び公法関係科目の充実を図ったところであるが、多様化する行政法および実務に密接な関連を有する民事訴訟法・刑事訴訟法へのより一層の対応も必要であるとの観点から、2007年度のカリキュラムからは、総合科目に関してはこれを関連科目の中に発展的に解消し、行政法2単位（「行政法演習Ⅱ」）および刑事訴訟法2単位（「刑事訴訟法Ⅱ」）を追加し、民法に関しては、展開・先端科目である総合問題研究を2単位から4単位にする（「総合問題研究（民事法）Ⅰ・Ⅱ」）ことによって授業内容の充実を図ることとした。

第二に、実務基礎科目に関しては、複雑多様化する要件事実をめぐる実務への対応のために、これに関する教育の一層の充実が必要であるとの認識に至った。そのため、やはり2007年度からは、「民事実務基礎」、「刑事実務基礎」の授業科目の基本構造は維持しつつ、「民事実務基礎」に関しては、総単位数を「刑事実務基礎」と同様の3単位とし、「民事実務基礎Ⅰ」（2単位、従前通り2年後期配置）と「民事実務基礎Ⅱ」（1単位、3年前期配置）に構成替えし、前者では要件事実教育を行い、後者ではそれを踏まえた民事弁護論および法文書作成の授業を行っている。また、実務基礎科目の選択科目を「模擬裁判（民事）」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」の3科目とし、これら6単位から4単位を選択必修とすることとした。これと同時に、「法文書作成Ⅰ」、「法文書作成Ⅱ」に関しては、教育内容を明確にするため、前者は「リーガルリサーチ&ライティング」と「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」の中で吸収解消を図り、後者に関してはこれを展開・先端科目の「企業法務Ⅱ」として構成替えすることとした。そのほか、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目に関しては、「行政法演習」の単位数を増やして「行政法演習Ⅰ」と「行政法演習Ⅱ」とし、後者において、行政争訟の仕組みを理解させるようにした。

第三に、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目に関しても、これまでの経験から、前者に対しては受講者が分散気味であり、教員の負担が大きい一方、後者に対しては、司法試験の受験科目との関係で選択範囲が事実上制限されるといった指摘がなされていた。そこで、2007年度からは前述のような本法科大学院の科目設定の利点を維持しつつ、基礎法学・隣接科目の科目間集約、展開・先端科目の再構成と履修年次調整を行った。また、総合問題研究については、前述のように、その重要性から、「総合問題研究（民事法）」の科目数を増やした。さらに、中部地区の基幹校として従来本学が担ってきた教員養成の役割も果たすべく、法科大学院の研究者養成を視野に入れた「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」を新設した。

6. 本法科大学院では、内容的に法律基本科目に当たる授業科目が、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目として開設されていることはない。【解釈指針2-1-2-5】なお、この点で、「変容する社会と家族」は、展開・先端科目として開設されており、かつ、法律基本科目の民法関連科目には家族法という名称の科目がないが、これは、①「民法基礎Ⅰ」において、授業の3分の1を親族法に充てて講義していること、②相続法については、具体的な法的紛争が財産法領域の問題に関連して生じることが多いので、実務的な視点を重視するとの観点から、「民法基礎Ⅰ～Ⅴ」及び「民法演習Ⅰ・Ⅱ」における諸問題（「民法基礎Ⅱ」における物権変動と登記、共有、「民法基礎Ⅲ」における損害賠償請求権の発生・承継、「民法基礎Ⅳ」における詐害行為取消し、多数当事者の債権債務等）を相続に関連づけて取り上げていることによるものである。「変容する社会と家族」は、代理母、DV、児童虐待など展開・先端的な家族法の問題を取り上げるものである。2006年度まではこのような区分がやや不明確であったために、予備評価で法律基本科目との関係について指摘を受けたので、2007年度から実施のカリキュラム改正では、このような科目の性格をより明確にするために、「変容する社会と家族」を基礎法学・隣接科目群から展開・先端科目群に移動して展開・先端科目群に沿った内容のも

とし、履修年次を1年前期から1年後期へ移動した。また、法律基本科目の民法関連科目の授業計画において家族法の基礎を取り扱うことを明示することとした《添付資料【資料編2】名古屋大学法科大学院全講義一覧（2007年度、2008年度）「講義概要」・「講義計画」の「変容する社会と家族」、「民法基礎Ⅰ～Ⅴ」、「民法演習Ⅰ・Ⅱ」の項参照》。

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

1. 本法科大学院では、法曹に共通に必要な専門的資質・能力の修得、専門的な法知識の確実な修得、法知識を批判的に検討発展させていく創造的な思考力の育成を図ることを目的とする「法律基本科目」、事案に即した具体的な問題解決に必要な法的な分析・議論能力の育成、法曹としての責任感・倫理観の涵養と社会貢献の機会の提供、法曹に共通して必要な専門的資質・能力の修得、豊かな人間性の涵養・向上等を目的とした「実務基礎科目」、優れた法曹として必要な幅広い基礎的な法学・隣接的知見を修得する機会を与え、高い素養をもった実務家を養成するための「基礎法学・隣接科目」、先端的な法的問題について双方向的な手法による講義を行う科目で、法曹としての専門分野を模索するのに必要な科目である「展開・先端科目」を開設しており、以下に見るように、これらはそれぞれ本基準でいう「法律基本科目」、「法律実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」、「展開・先端科目」に該当する。以下、各科目群について詳しく述べる。

まず、法律基本科目に関しては本法科大学院においては、公法系科目として、「憲法基礎Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)、「憲法演習」(2単位)、「行政法基礎」(2単位)、「行政法演習Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)の合計12単位、民事系科目として、民法では「民法基礎Ⅰ～Ⅴ」(合計14単位)、「民法演習Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)、商法では「商法基礎」(4単位)、「商法演習Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)、民事訴訟法では「民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」(合計6単位)がそれぞれ必修として設けられ合計32単位、刑事系科目として、「刑法基礎Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)、「刑法演習」(4単位)、「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」(合計6単位)の合計14単位がそれぞれ必修科目として設けられている。いずれも解釈指針に示された標準単位を満たすと同時に、その上限を超えるものではない。【解釈指針2-1-3-1】実体法に関しては、前述のように、公法系科目、民事系科目、刑事系科目のいずれに関しても、初学年において基礎を学んだ後により踏み込んだ学習のための演習科目を配置するのが基本となっている。訴訟法に関しては、民事訴訟法科目、刑事訴訟法科目とも2年次(2年コースは1年次)以降の学修となっており、演習科目は設定されていないが、実定法の知識を前提に十分な議論ができるように実質上演習科目と同等の位置づけがなされている。

2. 実務基礎科目に関しては、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための授業科目、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目、法情報調査、法文書作成に関する授業科目が必修科目(10単位)とされている。すなわち、民事訴訟の実

務の基礎に関する科目として要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む「民事実務基礎Ⅰ」が2年次後期（2年コースは1年後期）（2単位）に、民事弁護論、法文書作成の基礎に関する「民事実務基礎Ⅱ」（1単位）が3年次前期（2年コースは2年前期）に配置され、刑事事件の事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎に関する科目として「刑事実務基礎」が3年次前期（2コースは2年次前期）（3単位）に配置されている。いずれも必修である。前者の「民事実務基礎Ⅰ」は、2年次前期までの民事系基礎科目及び民事訴訟法の学修を前提に民事訴訟実務基礎を理解させるべく、裁判官教員、弁護士教員、研究者教員が共同して授業を行っており、基礎知識を理解した上での理論と実務の融合教育が図られている。後者の「刑事実務基礎」に関しても、2年次後期までの刑事系の基本科目及び「刑事訴訟法Ⅰ」の履修後に、検察官教員、裁判官教員、弁護士教員、研究者教員が共同して授業を行っており、法律基礎知識と実務との融合理解が図られている。とくに刑事実務については、民事系科目のように独立した模擬裁判の授業が用意されていないことから、訴訟実務の動的な理解を図るため、「刑事実務基礎」の単位数を3単位とし、前期授業の最後に模擬裁判授業を集中形式で行うなどの工夫をしている。

これら実務基礎科目に関しては、民事、刑事いずれに関しても、少人数のグループ討議、ロールプレイの実施、レポート課題の実施による事前学習の促進など、授業内容を考慮した教育手法が取られている。また、実務と理論の架橋を目指すべく、本法科大学院では実務基礎科目担当者会議を組織し、定期的に会議を開催し、授業方法についての十分な議論をしている。さらに、海外での教育状況をも参照すべく、実務家教員も含め、複数の海外視察も実施してきたほか、定期的に外部からゲストスピーカーを招き、FD活動も盛んに行ってきた《視察状況、主立った講演会、研修等については、添付資料《章別資料》第2章「主たる講演会一覧」、添付資料【資料編1】名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書（2006年度版）68頁、名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書（2007年度版）66頁、《章別資料》第5章「視察一覧」、「実務家教員の海外視察一覧」参照》。また、研究者教員も実務研修に赴いており、2006年度は4名、2007年度も1名が参加している（基準5-1に係る記述参照）。

また、次に詳述するように、3年次後期（2年コースは2年次後期）に法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として「法曹倫理」（2単位）を必修として設けている。このように、【解釈指針2-1-3-2-(1)】にいう授業科目7単位が必修とされている。さらに本法科大学院では、後述の基本的情報収集能力と文章表現力が確実に身に付くようにさせるための科目である「リーガルリサーチ&ライティング」（2単位）を必修としていることから、実務基礎科目については合計10単位が必修となっている。

3. 前述のように、本法科大学院では、3年次後期（2年コースは2年次後期）に法曹としての責任感や倫理観を涵養するために「法曹倫理」（2単位）を独立の科目として設けている。

もっとも、「法曹倫理」は、実務科目を学ぶにあたっての基礎であることから、3年次後期にいたる以前の実務科目においても必要に応じて指導されている。例えば、「エクス

ターンシップ」においては事前に十分な責任感、倫理観を身につける必要があるが、これらに関しては独自の事前学習を行っている（資料「2007年度名大エクスターンシップのしおり」参照。特に守秘義務に関する指導、違反した場合の扱いについては、基準3-2に係る記述を参照）。また、前述の「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」、「刑事実務基礎」といった実務基礎科目においても当然のことながら法曹の責任感、倫理観に関連する指導が随所においてなされている。その上で、実務科目等を履修の上ではじめてより高度な責任感や倫理観を涵養しうるものとの考えから、「法曹倫理」を3年次後期に配当している。このように、本学では、法実務における責任感、倫理観の重要性を十分に意識した授業構成となっている。【解釈指針2-1-3-2(2)】

資料「2007年度 名大エクスターンシップのしおり」（抜粋）

1. 名大法科大学院のカリキュラム上の位置づけ
3年前期（2年コースの場合は2年前期）、選択科目、2単位
2. 名大エクスターンシップの目的とねらい
法律事務所等の現場で実務を経験することにより、
 - ① 実務家としての職務、役割についての基本事項の理解、
 - ② 法曹として必要な責任感・倫理観・人間性についての理解、
 - ③ 他の講義の履修によって習得した知識の確認を目的とする。

（以下、項目のみ）

3. 実施期間
4. 対象学生
5. 指導弁護士
6. 事前学習
7. 研修内容
8. エクスターンシップの留意点
9. エクスターンシップで何を学んでくるべきか
10. 法律事務所でのどのようなことを見てくるか
11. 成績評価
12. その他
13. 問い合わせ先

4. 法情報調査、法文書作成に関しては、1年次に「リーガルリサーチ&ライティング」（2単位）が実務基礎科目の必修科目として設置されている。この科目においては、法令、判例および学説に関して、今日利用可能な各種のデータベース等を活用し、十分な情報検索をなすように訓練するとともに、法律家として必要とされる基本的な文章表現にかかわる訓練がなされる。この科目は、3年コース、2年コースともに必修科目とされており、法学未修者、既修者を問わず、基本的情報収集能力と文章表現力が確実に身に付くように配慮されている。これらの基本的技術の修得を前提に、より専門的な

法文書の作成に関しては、必修科目の「民事実務基礎Ⅱ」で文書作成指導が重点的に行われるほか、展開・先端科目の「企業法務Ⅱ」では企業法務関係の文書作成に関するより細やかな指導がなされている。【解釈指針2-1-3-2(3)】

5. 以上のような必修の実務基礎科目に加え、本法科大学院では、実務基礎科目の重要性に鑑み、「模擬裁判(民事)」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」(各2単位)を実務基礎科目の選択科目として設定し、6単位中4単位を選択する選択必修としている。

【解釈指針2-1-3-2(4)】

「模擬裁判(民事)」は、半期を通じ、民事裁判の過程全体を模擬的に演じることによって、法律実務基礎的技術を修得させるものである。具体的には、学生が原告、被告、裁判官役に分かれ、実際の裁判さながらに演じる他、証人役に演劇関係者の協力を求めるなど、かなり実践的な指導がなされている。また模擬裁判は記録装置を完備した法廷教室で録画され、事後の学習も十分になされている。「ロイヤリング」は弁護士実務に必要な技能を修得させるための科目であるが、具体的には依頼者との面接技術や交渉、調停の際の技術についての実践的な指導がなされる。この科目においてもロールプレイのような体験型の学習が積極的に取り入れられている。【解釈指針2-1-3-2(4)】最後に「エクスターンシップ」は、本法科大学院で最も力を入れている実務基礎科目でありその内容もきわめて充実したものになっている(その内容・実績については、基準3-2-1に係る記述参照)。なお、本法科大学院では、上記「模擬裁判(民事)」、「ロイヤリング」のほか、基礎法学・隣接科目である「法と心理学」において、一般市民の模擬証人や模擬相談者役を用いた授業を行っている。そのような授業を可能にするために本法科大学院では、法科大学院教育を支援するボランティア団体 CLESS(Community Legal Education Supporting Service)を組織し、一般市民の協力を仰いでいる。このようなボランティアの参加を仰ぐことによって市民感覚に溢れる法曹の養成に努めている(添付資料《章別資料》第2章「CLESSの授業協力状況」参照)。

6. 公法系の諸問題を含む実務基礎科目については、設置当初は既存の科目の一部において対応してきた。すなわち、「憲法基礎Ⅰ」の第9回(司法権の範囲・限界)、第10回(裁判所の組織・権能および司法権の独立)、「憲法演習」の第1回(憲法訴訟とは)、「行政法基礎」の第11回(行政行為Ⅱ効力と瑕疵)、「行政法演習」の第1回(行政救済の意義等)、第2又は7回(行政不服審査)である(ただし現在は「行政法演習Ⅰ」であり内容は異なる)。これらは研究者教員が弁護士の非常勤教員の協力を得ながら実施する授業ではあるが、とくに訴訟実務の観点からのものではない。そこで、2007年のカリキュラム改正において公法系の訴訟実務の観点を考慮した科目を新設することとし、従来の「行政法演習」を「行政法演習Ⅰ」とし、それとは別に行政争訟を対象とする「行政法演習Ⅱ」(2単位)を設けて、そこで事例を扱いながら行政争訟の仕組みを理解させている。

専門的訴訟領域については、現在までのところ、展開・先端科目である「先端分野総合研究」において、医療訴訟(2004年度～2007年度)、情報・IT関連訴訟(2008年度)に特殊な訴訟問題を取り上げている。【解釈指針2-1-3-2(5)】

7. 基礎法学・隣接科目に関しては、13科目（合計26単位）が設けられ、その中から4単位を選択することが義務づけられている。具体的には、基礎法学・隣接科目は「法学基礎理論」、「法制史」、「政治学」、「比較法」、「隣接領域」の5つにグルーピングされている。特に本法科大学院では「国際的視野と能力をもった法曹」、「企業法務に通用する法曹」、「市民生活上の法律問題に関して活躍する法曹」といった3タイプの法曹を養成することを目指しているが、その目標に見合うように、国際関係については、3カ国語の比較法学習に対応できるよう「比較法Ⅰ～Ⅲ」が設置されている。また、企業法務の基礎となる「情報と法」、「法と経済学」といった科目、市民生活上の問題を考える基礎としての「法と心理学」といった科目を設置している。【解釈指針2-1-3-3】これらの科目は、基礎法学・隣接科目として1年次に配置されているが、必要に応じ後年次においても履修可能なように配慮されている。

8. 本法科大学院のひとつの特徴は、高い専門性を有する法曹を養成する点にある。そのため、本法科大学院では、上述のように、「国際的視野と能力をもった法曹」、「企業法務に通用する法曹」、「市民生活上の法律問題に関して活躍する法曹」といった3つのタイプの法曹養成を目標として掲げているが、展開・先端科目に関しては、まさにそれら3つのタイプの法曹にあわせ、「国際社会と法」、「企業活動と法」、「市民生活と法」というグルーピングがなされ、その中に豊富な選択科目が準備されている（それぞれ5科目、16科目、12科目である）。これに、前述の「総合問題研究」（4科目）と「テーマ研究」（3科目）を加え、合計40科目（80単位）を開設している。

上記の分類では国際社会関係が少ないようであるが、「企業活動と法」に分類されている「国際企業法務」、「知的財産法Ⅱ」は、国際的視野も養う融合的な科目であることから、これらは実質国際関係の科目でもある。

そして、前述の特徴から、学生はこれら豊富な展開・先端科目から自らの志望にあわせ、標準より多い、20単位を選択することが要求されており、法律基礎知識にとどまらず、十分な専門知識を身につけることが要求されている。なお、選択にあたっては、上記3つのタイプの法曹を目指す場合にいかなる選択の可能性があるかを示すモデル履修案が提示され《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」16頁以下参照》、本法科大学院の求める法曹の養成が目指されており、本基準にしたがった十分な対応がなされているといえる。【解釈指針2-1-3-4】

なお、選択科目については、一人でも履修の希望がある場合には開講しており、受講希望者がいないこと以外の理由で不開講とした科目はない。

基準 2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

本法科大学院では、前期・後期の2期制を採用し、授業を展開している。開講授業科目は、①講義・演習科目と、②実習科目であるエクスターンシップにより構成されている。そのうち、①については、大学設置基準21条第2項第1号に則って、授業時間15時間をもって1単位とし、また、②については、同基準21条第2項第2号に則り、授業時間30時間をもって1単位として実施している《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」表紙裏の「学年暦」、【資料編2】名古屋大学法科大学院全講義一覧（2007年度、2008年度）各授業科目の「講義計画」、【資料編1】別紙様式1「開講授業科目一覧」参照》。なお、上記授業時間について休講措置がとられた場合には、適切に補講が実施されている《添付資料《章別資料》第2章「補講一覧」参照》。

本法科大学院では、①については、教員が教室などで授業を行う時間の2倍の予習・復習を行うことを学生に求めており（基準3-2-1に係る記述参照）、NLSシラバスシステム上で予習・復習課題が適宜指示されている《添付資料【資料編2】名古屋大学法科大学院全講義一覧（2007年度、2008年度）「講義概要」、「講義計画」参照》。また、②については、事前学習、実習の打ち合わせ、事後報告会のほか、研修先で60時間以上の実習を学生に行わせている。

このように、本法科大学院においては、①、②について、大学設置基準第21条第2項が定める、1単位の授業科目を、45時間の学習を必要とする内容をもって構成しており、各授業科目における、授業時間等を、単位数との関係において、大学設置基準第21条から23条までの規定に照らして設定している。

《添付資料

- ・【資料編1】別紙様式1「開講授業科目一覧」
- ・【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」
- ・《章別資料》第2章「法を学ぶ2008」1頁
- ・【資料編1】法科大学院パンフレット「PRO.LAW」（2007年度版、2008年度版）
- ・【資料編2】名古屋大学法科大学院全講義一覧（2007年度、2008年度）「講義概要」、「講義計画」
- ・《章別資料》第2章「主たる講演会一覧」
- ・【資料編1】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書」（2006年度版、2007年度版）
- ・《章別資料》第5章「視察一覧」、「実務家教員の海外視察一覧」
- ・《章別資料》第2章「CLESSの授業協力状況」
- ・《章別資料》第2章「補講一覧」

参照》

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院では、教育方法・内容について、以下の優れた特徴のある取組みを行っている。第1に、教育理念に沿ったモデル履修案を提示するだけでなく、本法科大学院の教育課程のチャート図を作成し、開講科目群全体の段階的学修のあり方を明示していること、第2に、1年次から実務基礎科目についても法律基本科目との並行履修システムが採用されており、理論的教育と実務的教育の架橋を無理なく実現するための方策が講じられていること、第3に、研究者教員と実務家教員が協同して教材を作成し共同して教えるチーム・ティーチング体制が多くの科目で採用されていること、第4に、法律基本科目及び実務基礎科目について IT 技術を活用した実践的な教材と科学的な教育手法の開発が行われていることである。

また、前述したように、授業科目について、たゆまぬ見直し改善を継続的にしている点で優れている（2-1-2に係る記述参照）。

一方、研究者教員と実務家教員が協同して教材を作成し共同して教えるチーム・ティーチング体制を維持するためには、実務家の協力が不可欠であり、また、大学内だけでなく、大学外で法科大学院生の研修の機会が保障されることが必要となる。しかしながら、このような教育指導体制を実現するためのシステムとしては、現状では実務家を常勤ないし非常勤教員として雇用するしか方法がなく硬直的である。また、大学外での研修の機会も制限されている。実務法曹を育成する専門職大学院として合理的で効果的な指導体制を確立するためには、大学外の実務家の協力を得やすい請負・委任などの契約形態やそのための財政的基盤の強化が必要であり、また、裁判官・検察官・弁護士・企業法務担当者などとの人的ネットワークの継続的な構築について今後とも一層の改善が必要である。この点の改善の一環として、2008年度から、本法科大学院の民法及び民事訴訟法の専任教員・兼任教員全員と名古屋地方裁判所の民事部所属の裁判官全員との合同による「名古屋民事実務研究会」を発足させ、人的ネットワークの構築を図っている。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本法科大学院では、プロセスを重視し、双方向的、多方向的な授業が行われるよう、少人数による授業を実施しており、ほとんどの科目が50名以下で行われている《2004年度から2007年度までの科目ごとの受講者数につき、添付資料《章別資料》第3章「受講者数一覧」参照》。

ただし、必修科目の内、3年コース1年次のリーガルリサーチ&ライティング(2005～07年度)と公法総合(2005～06年度)の受講者が60名台となっているが、これらの科目は未修者・既修者のいずれにも履修を義務づけ、未修者と既修者でクラス分けしているところ、2005年度以降の入学者の内、既修者クラスに属するものが20名程度にとどまり、未修者のクラス人数が増えたことによるものである。

また、必修科目以外では、「民事執行法(2007年度は「民事執行法・民事保全法」)」、「変容する社会と家族」、「知的財産法Ⅰ」、「労働法Ⅰ」、「労働法Ⅱ」、「先端担保法」、「企業法務Ⅰ」、「ビジネス・プランニング」、「先端分野総合研究」、「金融商品取引法」、「破産法」が、60名以上となっている年度があるが、いずれも授業の支障とはなっていない。なお、過去に履修登録者数が80名を超えた科目として、唯一、「労働法Ⅰ」(2007年度83名)があったが、2008年度は71名に減少した。入学定員(80名)から見て恒常的に80名を超えることはないと思われるが、今後80名を超えるような状況が続くようであれば対策を講じたい。

このようにすべての授業で双方向的、多方向的な授業が行われるよう、適切な規模が維持されている。【解釈指針3-1-1-1】

なお、学生数には、当該授業科目を再履修している者、他専攻等の学生及び科目等履修生を含むが、他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の授業科目の履修は、現在までに認めた例はない。【解釈指針3-1-1-2】、【解釈指針3-1-1-3】

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2 に係る状況)

本法科大学院では、1学年の定員が80名であるところ、法律基本科目については全て2あるいは3クラスで行っていることから、公法総合を除いた全ての授業科目において50名以下で行われている《添付資料【資料編1】別紙様式1「開講授業科目一覧」および基準3-1-1に掲げた資料参照》。唯一、公法総合のみが2005年度と2006年度に60名台となっていたが、これは前述の理由（基準3-1-1に係る記述参照）によるものであり、また80名は超えていない。【解釈指針3-1-2-1】なお、「公法総合」は、カリキュラム改正により、2007年度以降廃止された。

3-2 授業の方法

基準 3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準 3-2-1 に係る状況)

1. 本法科大学院では、以下に述べるように、各科目群の性質に応じた授業方法をとっているが、科目群の違いや講義科目・演習科目の違いにかかわらず、共通して、NLS シラバスシステムにおいて予習課題や復習課題を毎回指示し、また、ほとんどの科目において、課題を提出させたり（科目によって毎週ないし数週間に1回の割合である）、授業中に小テストを頻繁に行うことにより、各授業科目において法曹として必要と考えられる水準及び範囲の法知識を確実に修得させるようにしている。【解釈指針 3-2-1-1】

(1) 法律基本科目のうち、3年コース1年次配当科目および、民事訴訟法と刑事訴訟法科目では、講義形式と質疑を併用した双方向的な授業を行っている。具体的には、①予習課題に関する基礎知識を質問しながら講義を進行する、②予習課題に関する簡単な事例問題を提示して双方向的な質疑によって解答を導きつつ次第に事例を変化させていく、③予習課題として事例問題を課し、その解答を授業で検討する、④基本的な法知識を教授し、その後に具体的な事例を提示して検討する、などのバリエーションがあるが、いずれも、当該科目における法曹として一般に必要と考えられる水準及び範囲の法知識を双方向的な討論を通じて修得させることに重点を置いている。【解釈指針 3-2-1-1】、【解釈指針 3-2-1-3】

また、法律基本科目の1年次配当科目については、本法科大学院が独自に開発した「お助け君ノート」システム（基準 5-1 および基準 10-2 に係る記述参照）に基づき、毎回の授業を画像収録して、無線 LAN を通じてリアルタイムで受講生のコンピューター画面上に再現し、受講生が授業を受けながら書き込みをしたり、分かりにくい箇所とその場でコンピューター上の画面にマークを付すことによって、授業後に当該箇所を再確認したり、関連情報を学習したりすることができるようにしており、これにより学生が事後の学習を効果的に行うための具体的措置を講じている。【解釈指針 3-2-1-5】

法律基本科目の2年次・3年次配当科目（民事訴訟法および刑事訴訟法を除く）では、演習形式による事例研究を中心的な授業方法としている。具体的には、①予習課題であ

る重要判例を取り上げて、その意義・射程等を検討する、②判例を素材とした事例問題を作成し、それに対する法律構成を検討する、③全く新たな問題を作成して、それに対する解答を検討する、などのバリエーションがある。いずれの場合でも、双方向的または多方向的な討論によって、素材とする事例について、事実関係や当事者の主張を正確に整理・分析し、問題解決の方策を考え、組み立てさせる訓練を徹底して行っており、これにより、具体的な事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力を育成している。【解釈指針3-2-1-2】、【解釈指針3-2-1-3】

(2) 実務基礎科目では、「リーガルリサーチ&ライティング」において、コンピューターを利用して、受講生全員に実際に作業をさせる方法によって、実務家として必要不可欠な法律情報の検索・収集の仕方、法律文章の書き方、判例の読み方等を修得させている。【解釈指針3-2-1-1】

また、「民事実務基礎Ⅰ」、「刑事実務基礎」では、研究者教員と実務家教員が合同で、独自の事例問題を開発・作成し、それを予習課題として課すとともに、授業では、担当教員の間で毎回入念な事前打ち合わせを行ったうえで、それらの問題と課題に対する解答等を素材としながら、演習方式による双方向的・多方向的討論を行っている。「模擬裁判(民事)」では、実例に近い詳細な独自問題・資料を素材にして、ロールプレイにより、弁護士への法律相談から判決に至るまでの実際の裁判過程を画像に収録しながら模擬的に体験させる方法をとっている。「ロイヤリング」では、依頼者との面接技術や交渉、調停の際の技術についてロールプレイのような体験型の学習を取り入れた実践的な指導がなされている。「法曹倫理」では、研究者教員と実務家教員とが共同してチームティーチングを行っており、学生をいくつかの班に分けて行うグループ学習や、裁判官や弁護士などの実務家をスポット的に招いて行う事例研究を実施している。

このように、これらの科目では、双方向的・多方向的な討論を駆使した授業が行われている。【解釈指針3-2-1-3】

「エクスターンシップ」は、3年前期(2年コース2年前期)の配当科目であるが、あらかじめ2年前期(2年コース1年前期)の開始時に説明会を行い、その時点での学生の希望調査を実施して派遣先を確保したうえで、2年後期(2年コース1年後期)に仮登録をさせ、派遣先を決定している。その後、派遣の実施に先立って、事前学習として、法曹倫理の基本と法曹実務・企業法務に関する講義を実施し、法令を遵守し、専門職倫理や派遣先の業務における守秘義務に反することがないように注意事項を徹底させるとともに、誓約書を徴し、また、万一の場合のために損害保険に加入させている《添付資料《章別資料》第3章「法科大学院生教育研究賠償責任保険のご案内」参照》。守秘義務に対する重大な違反がある場合には、エクスターンシップ担当教員およびエクスターンシップ運営委員会での事情聴取・調査および学務委員会での議を経て、必修科目である法曹倫理の単位を取り消すとともに、懲戒処分を行うこととしている。このように、エクスターンシップでは、参加学生による関連法令の遵守、守秘義務等に関する指導監督を入念に行っている(資料1、資料2参照)。【解釈指針3-2-1-4(1)】

資料1 「エクスターンシップに関する注意事項」 (【資料編1】「名古屋大学法科大学院
学生便覧法学研究科(実務法曹養成専攻)2008年度」33-34頁より抜粋)

エクスターンシップにおいては、弁護士事務所や企業の法務部門等で、実際の法律実務を体験・実習する機会が与えられるが、派遣先において遵守が求められる法令、専門職倫理に反することがないように、十分な注意が求められる。とりわけ、派遣先の業務において守秘義務が生じる事項については、実習の過程はもとより、その終了後においても、それに反することがあってはならない。

詳細は、エクスターンシップの事前指導等において説明し、実際の派遣にあたっては誓約書を徴するが、違反があった場合には、専門職を養成する大学院として、必要な措置をとる。

*違反に対する措置

守秘義務に対する重大な違反がある場合には、法律家としての基本的な資質に欠けるものとして、所定の手続を経て、次の措置をとることがある。

- ① 法曹倫理の単位を取り消す。
- ② 1年間法曹倫理の単位を認定しない。

専門職倫理に反する行為は、懲戒処分の対象となることがある。

資料2 「誓約書書式」

誓 約 書

平成 年 月 日

殿

名古屋大学
大学院法学研究科(実務法曹養成専攻) 年
学籍番号
氏 名 印

今般、貴法律事務所においてエクスターンシップを実施させて頂くにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. エクスターンシップ期間中は、大学の指導を遵守し、貴事務所の指示に従う。
2. エクスターンシップに際しては、次の事項を遵守する。

- ① 貴事務所の名誉を毀損するような言動は行わない。

- ② 貴事務所の営む業務等を阻害するような言動は行わない。
 - ③ エクスターンシップを通じて知り得た貴事務所の機密に属する情報は、エクスターンシップ期間中及び終了後、一切漏洩しない。
3. 故意または過失により、貴事務所に対し損害を及ぼした時には弁償する。
 4. エクスターンシップ中の貴事務所の責に帰さない事故、災害については、自己の責任において処理する。

「エクスターンシップ」の実施にあたっては、実務家教員及び本研究科におけるインターンシップに精通している研究者教員からなるエクスターンシップ運営委員会を構成して「エクスターンシップ」の全体について責任体制を確立し、複数の担当教員が派遣先の選定・派遣学生とのマッチングを行っている。また、派遣先の担当弁護士による指導・監督が明確な責任体制の下で遺漏なくなされるよう、派遣先弁護士に対する事前説明会を開催して、「エクスターンシップ」の概要や留意点を記載した「エクスターンシップのしおり」（資料3参照）を配布し、指導のポイントを理解してもらうとともに、「エクスターンシップ」実施期間中に、各派遣先を訪問するなどして、常に派遣先との連絡を密にとりながら、教育目的が確実に実現できるよう努めている。さらに「エクスターンシップ」終了後は、研修報告書の作成・提出を義務づけるとともに、エクスターンシップ委員と学生とによる事後報告会によって実習経験についての情報・意見交換を行ったうえで、同委員会委員の協議により、3年前期（2年コース2年前期）に単位を認定している。本法科大学院では、「エクスターンシップ」を希望する学生すべてを派遣しており、その数は該当学年の学生の8割程度にのぼっている（派遣者数については、資料4参照）《添付資料《章別資料》第3章「2007年度エクスターンシップ説明会資料」、「エクスターンシップの実習についての手続及び留意事項」、「エクスターンシップ評定書作成の依頼について」、「実習日誌」参照。派遣先については、添付資料《章別資料》第3章「平成19年度エクスターンシップ派遣先」参照。また、添付資料【資料編2】名古屋大学法科大学院全講義一覧（2007年度、2008年度）「講義概要」・「講義計画」のエクスターンシップの項参照》。

このように、エクスターンシップでは、法科大学院の教員が派遣先の実務家と連携をとりながら学生を指導監督し、成績評価に責任をもつ体制をとっている。（なお、派遣先から報酬を受け取ることは一切行っていない。）【解釈指針3-2-1-4（2）】

資料3 「2007年度 名大エクスターンシップのしおり」（抜粋）

1. 名大法科大学院のカリキュラム上の位置づけ
3年前期（2年コースの場合は2年前期）、選択科目、2単位
2. 名大エクスターンシップの目的とねらい
法律事務所等の現場で実務を経験することにより、
 - ① 実務家としての職務、役割についての基本事項の理解、

- ② 法曹として必要な責任感・倫理観・人間性についての理解、
 ③ 他の講義の履修によって習得した知識の確認
 を目的とする。

(以下、項目のみ)

3. 実施期間
4. 対象学生
5. 指導弁護士
6. 事前学習
7. 研修内容
8. エクスターンシップの留意点
9. エクスターンシップで何を学んでくるべきか
10. 法律事務所でどのようなことを見てくるか
11. 成績評価
12. その他
13. 問い合わせ先

資料4 「エクスターンシップ派遣者数」

年度	派遣学生数		
	総計	うち法律事務所	うち企業法務部
2004年度	29名	26名	3名
2005年度	52名	43名	9名
2006年度	61名	50名	11名
2007年度	59名	50名	9名

(3) 基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のうち、受講者数が多い科目では、上記の法律基本科目と同様、講義形式と質問・討論を併用した双方向的な授業または事例研究を中心とした授業を行っている。また、受講者が少ない科目では、一方的な講義形式にならないよう、対話を中心とした双方向的授業を行っている。このように、これらの授業科目においても、双方向的な討論を通じた授業を実施している。【解釈指針3-2-1-3】

展開・先端科目である「総合問題研究（公法・民事法・刑事法）」では、実務家教員と研究者教員によるチーム・ティーチングを行っており、時間をかけて練り上げた長文の事例問題と資料を素材に、問題発見、整理、分析、法的表現の総合能力を養うために、ロールプレイや教員・学生間の徹底した討論による双方向的・多方向的授業を行っている。このため、予習課題に対するレポートの作成・提出はもちろんのこと、授業後も復

習課題として授業内容を反映させたレポートの改訂・提出を求めたりしている。以上のように、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目でも、双方向的・多方向的な討論を通じた事例研究によって、具体的な事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力を育成している。【解釈指針3-2-1-2】、【解釈指針3-2-1-3】

2. 本法科大学院では、以上のような方法による授業に実効性を持たせるために、以下のように、1年間の授業計画、授業内容・方法、成績評価の基準・方法をあらかじめ学生に周知する措置を講じるとともに、学生が授業の事前事後の学習を効果的に行うための措置を講じている。

(1) 授業時間割の編成にあたっては、学生の自習時間を考慮して、特定の曜日に授業が集中することや特定の学年に配当する科目が集中することがないように注意するとともに、1週間に数回の授業が行われる科目についてはできるだけまとめて授業を行うようにするなど、授業科目が適切に配置されるようにしている《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」26、27頁「時間割表」参照》。【解釈指針3-2-1-5（1）】

また、前年度末には、NLS シラバスシステムによって全科目の講義概要、最終授業日までの講義計画すべてを公表している。講義概要では、統一的な書式によって、当該科目の講義概要、到達目標、教科書、参考書・参考資料、成績評価方法、履修条件、その他の注意を明記している。講義計画では、毎回の授業のテーマと授業日、講義内容を明示するとともに、授業時間外の学修活動において、事前に予習しておく事項と資料の指示、事前・事後に提出する課題の指示などを行い、同時に、当該資料、課題をシステム上に掲げている。

これに加えて、NLS シラバスシステム上の「お知らせ」欄や「掲示板」を利用して、学生に対する指示等を細かく行っている。これによって、学生は当該授業に関するすべての情報を一元的に把握している。データベースへも、ウェブサイトから簡単にアクセスできるようにしている。本法科大学院では、これらにより、学生が事前事後の学修をするために、できるだけ早い段階で、予習・復習事項を周知するとともに関係資料の配布を行い、それに関する教員の指示を行っている《添付資料【資料編2】名古屋大学法科大学院全講義一覧（2007年度、2008年度）各授業科目の「講義概要」、「講義計画」参照》。【解釈指針3-2-1-5（2）】、【解釈指針3-2-1-5（3）】

(2) 各授業科目の成績評価については、講義概要の中で、どのような要素をどのような割合で評価の対象とするかをあらかじめ明示している。具体的には、NLS シラバスシステム上の「学ぶ君」システムの利用または紙媒体で行う小テスト、NLS シラバスシステム上で課すレポート、予習・復習課題、授業での発言・討論状況、期末の最終試験などを評価対象として、各授業の担当者がそれぞれ割合を設定しているが、共通して、最終試験の結果に偏った評価をするのではなく、当該授業を全体的に捉え、プロセスとして評価することに留意している《添付資料【資料編2】名古屋大学法科大学院全講義一覧（2007年度、2008年度）各授業科目の「講義概要」の「成績評価方法」の項参照》。

(3) 毎回の授業で取扱う内容および予習・復習の設定にあたっては、以下のような措置を講じている。

① 1科目の1回の授業の予習・復習時間としては、原則としてその2倍の時間（授業1時間につき2時間で合計3時間、1単位の授業15時間につき30時間で合計45時間）が求められることから、これを学生便覧に明記する《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」11頁参照》とともに、ともすれば各科目が課す予習・復習がこれを超えがちになり、あるいは授業科目間で課題の提出等が重複することにより、学生にとって過度の負担となることのないよう、予習・復習として課す課題はこれを超えるものでないことを教員全体の了解事項とし（基準7-1-2に係る記述参照）、また、毎週の予習・復習課題、小テスト等が授業科目間で重複し、あるいは補講が入ることにより、学生の負担が過重にならないよう配慮するために、各担当者が毎週、法科大学院担当専門員へ課題と提出時期、小テスト等の実施日、補講の時間を届け出て、一覧表を作成し、教員に配布している（基準7-1-2に係る記述参照）《添付資料《章別資料》第3章「中間試験、補講及び課題等の一覧例」参照》。

② 予習課題は、内容を授業に関連するものに厳選し、レポートを中心に授業を組み立てるなど授業の進行に最大限活用している。また、復習課題は授業では十分な時間が取れない問題や授業の確認のために厳選して課している。予習・復習課題やレポートの関係資料の配布は、原則としてNLSシラバスシステムを通じて行っているが、同時にプリントアウトした現物も配布することもある。これらの課題やレポートの提出もまた、NLSシラバスシステムを通じて行い、教員による添削、評価、コメントなどは、同システムを通じてまたはプリントアウトした現物で返却している。課題やレポートの評価については、独自に開発した匿名投票システムによって、学生自身が他の者の提出したものを評価し、また自己の今後の課題・レポート作成の参考にすることができる。

③ 予習・復習に関する質問や授業に関するその他の質問が簡単にいつでもできるようにするため、全教員がオフィスアワーを設定している（基準7-1-2に係る記述参照。担当者が常時学内にいることが多いので、ほとんどが随時訪問可能としている）。また、3年コース1年次の学習を支援するために弁護士チューターを採用してチュータータイムを設定し、特に法律基本科目の授業に関して、理解が難しい問題やレポートの作成方法などを指導している。弁護士チューターは、実務基礎科目についても、教材開発への協力や学生の学習支援を行っている（基準7-1に係る記述参照）。さらに、授業内容の理解度を随時確認できるよう、旧司法試験や各種試験の択一式問題を参考にして独自に作成した問題集をNLSシラバスシステム上の「学ぶ君」システムで公開しており、学生がこれにいつでも自由にアクセスして繰り返し利用できるようにしている。

以上のように、本法科大学院では、学生の事前事後の学習が効果的に行われるよう、予習・復習事項に関して組織的な取り組みを行っている。【解釈指針3-2-1-5(1)】
【解釈指針3-2-1-5(2)】、【解釈指針3-2-1-5(3)】

(4) 本法科大学院の学生には、授業時間外の自習が可能となるような施設、設備及び図書を提供することから、本法科大学院専用の自習室内に各人専用のキャレ

ルを全員分配置し、24時間利用可能としている。自習室内には、法学研究科の図書室（以下「図書室」と表記）とは別に、学生専用の図書（基本書・参考書等）を配架し、自習室の外にコピー機を配置している。また、自習室の隣に法律相談室を設置するとともに、自習室付近に共同利用スペースを設けて机や椅子などを配置し、それらを利用して学生間での事前・事後の共同学習を行えるよう配慮している（第10章の記述参照）。【解釈指針3-2-1-5（4）】

（5）集中講義については、各年度当初に講義計画において講義内容、復習内容について掲載してあることから、予習・復習のための準備期間は十分与えられている。また、実際の講義は2単位のものを4日間で行うことが多いが、通常の授業のない夏季休暇、冬季休暇期間に集中講義を行い、予習・復習が負担とならないようにしている。そして、なるべく連続とならないよう間を空けるように要請し、2008年度はすべての科目が連続となっていない。さらに、試験の実施時期については、予備評価での指摘を受け、授業終了後、試験までの時間を十分確保するために、2007年度より、集中講義の終了後、十分な時間を取ったうえで、別途集中講義の試験実施期間を設定することとした。別途《添付資料《章別資料》第3章「集中講義日程」参照》。【解釈指針3-2-1-6】

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準 3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することができる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

本法科大学院では、授業時間外において十分な予習・復習を行う時間を確保することができるよう、各学年において、学生が履修できる授業科目の単位数には、上限を設けており、1年次、2年次(2年コース1年次)においては36単位を上限とし、選択科目を中心とする3年次(2年コース2年次)においては、学生の問題関心に従った多様な選択の可能性にも配慮し、44単位を上限としている。【解釈指針3-3-1-1】、【解釈指針3-3-1-2】

この上限を超えて履修登録をすることは認めていない(資料「名古屋大学大学院法学研究科規程第4条別表第2(履修方法)4 履修単位の限度」参照)《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科(実務法曹養成専攻)2008年度」29頁参照》。

上記の履修できる授業科目の単位数には、研究科委員会が適当と認めて履修を許可した法学研究科総合法政専攻の授業科目、他の研究科の授業科目、他の大学院の授業科目の各単位数を含む。また、原則として、前年度に履修したにも関わらず単位修得できなかった授業科目を再履修する場合の当該授業科目の単位数も含む。【解釈指針3-3-1-3】ただし、1年次の必修科目の一部について単位未修得のまま進級を認められた2年次の学生が当該単位未修得の必修科目を再履修する場合に限り、4単位を限度として、上記の単位数に算入することなく履修することを認めている(資料「学修に関する注意事項4(3)履修の限度」参照)《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科(実務法曹養成専攻)2008年度」29頁参照》。【解釈指針3-3-1-3】

なお、エクスターンシップは、実習を2年次(2年コース1年次)終了後の年度末休業期間に実施するが、3年次(2年コース2年次)になって実習報告書を提出したうえ報告会を行って完結するため、3年次(2年コース2年次)科目として扱っている。

上記の年次ごとの履修の制限を徹底するため、授業科目の履修登録は、年度当初に、前期授業科目はもとより、後期授業科目、集中講義科目についても、一括して行わせることとしている。また、学生が履修登録を行う際には、あらかじめ履修登録表に指導教員の承認印を受けることとしており、履修登録しようとする授業科目が各年次の上限を超えることがないように指導教員による確認が行われている(資料「学修に関する注意事項4(1)授業科目の履修・単位取得と履修登録の必要」参照)《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科(実務法曹養成専攻)2008年度」30頁、《章別資料》第3章「2008年度履修登録表」参照》。

履修登録は、前期授業科目の単位修得状況により、後期以降に開講される授業科目について変更する機会を与えているが、前期に履修した授業科目は、仮に単位修得できな

かった場合であっても、上記の単位数に算入され、履修登録の変更は、単位修得の有無にかかわらず履修済みの授業科目の単位数と合わせて所定の上限に収まる範囲内でしか許可していない（資料「学修に関する注意事項4（3）履修の限度」参照）《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」29頁参照》。

資料 名古屋大学大学院法学研究科規程

第4条（授業科目、単位数及び履修方法並びに研究指導）

2 実務法曹養成専攻の授業科目、その単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

別表第2（第4条第2項関係）

（履修方法）4 履修単位の限度

各年次において履修できる授業科目の単位数は、次の単位数を超えることができない。

第1年次	36単位
第2年次（法学既修者第1年次）	36単位
第3年次（法学既修者第2年次）	44単位

・「学修に関する注意事項」

4 授業科目の履修登録

（1） 授業科目の履修・単位修得と履修登録の必要

授業科目を履修し単位を修得しようとする者は、各年度初めの所定の期日までに、その年度に履修しようとする授業科目について履修登録をしなければならない。

各年度において単位を修得できるのは、当該年度において履修登録をした授業科目に限られる。（例えば、前年度において履修登録した授業科目についても、前年度において単位修得することができず本年度において改めて単位修得しようとする場合には、再度、履修登録をして履修しなければならない）。

* 履修登録の時期

履修登録は、年度当初に、前期配当の授業科目のみならず、後期配当の授業科目についても行わなければならない。

* 履修登録手続

履修登録またはその変更は、所定の履修登録表または変更表を、指導教員の承認を受けた上、法科大学院窓口に提出して行う。

* 後期授業科目の履修登録の変更

後期配当の授業科目については、前期の成績発表後、所定の履修登録

変更期間内に、履修登録の変更をすることができる。ただし、年度当初の履修登録において、履修登録者がなかった授業科目は、当該年度には開講しないので、変更による履修登録はできない。

(3) 履修の限度

各学年において履修できる授業科目の単位数には、上限が設けられている。次の単位数を超えて履修登録することはできない。

1年次	36単位
2年次(2年コース1年次)	36単位
3年次(2年コース2年次)	44単位

*履修限度と履修登録の変更

上記の単位数は、履修の限度(単位修得の限度ではない)であるから、実際に単位を修得したか否かを問わない。したがって、例えば、年度の初めに履修限度の上限まで履修登録を行った場合、仮に前期に単位を修得しなかった授業科目があったとしても、その分、後期に履修する授業科目の履修登録を変更して、授業科目を増やすことはできない。

*必修科目の再履修と履修登録制限

3年コース1年次に配当された必修科目の一部について単位修得できないまま2年次に進級した者が、単位修得できなかった必修科目を再履修する場合、再履修する必修科目に限り4単位を限度として、履修限度を超えて履修することができる。なお、3年コース3年次(2年コース2年次)では、進級前の学年に配当された必修科目を再履修する場合でも、履修限度を超えて履修することはできない。

上記の履修登録の上限については、学生便覧において詳しく説明しているほか、年度当初のガイダンスにおいて詳しい説明を行い、学生に対し周知徹底を図っている《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科(実務法曹養成専攻)2008年度」29頁参照》。

学生が上記単位数の上限を超えて履修登録した例はない《添付資料《章別資料》第3章「学生の履修登録状況(2005年度～2007年度)」参照》。なお、2007年度から実施のカリキュラム改正において、法律基本科目として「行政法演習Ⅱ」(2年次後期・2単位)、「民事実務基礎Ⅱ」(3年次前期・1単位)、「刑事訴訟法Ⅱ」(3年次前期・2単位)が新設され、これに伴い、2007年度入学の2年コースの学生がこれらを受講することができるのに対して、2006年度入学の3年コースの学生は同学年でありながらこれらを受講できないという事態が生じた(「行政法演習Ⅱ」については、旧カリキュラムの「公法総合」を読み換え科目としているため、1年次にこれを履修し単位修得している者は受講できず、「民事実務基礎Ⅱ」及び「刑事訴訟法Ⅱ」については、読み換え科目がないため該当者全員が受講できない)。そこで、教育上の配慮から、希望者に対してこれらの科目

を聴講することを認めた。しかし、これは事実上の措置であり、単位数の上限を超えて履修登録を認めたものではなく、旧カリキュラムの科目への読み換えを認めたものでもない。また、カリキュラム改正に伴う学生の不利益を軽減するためにやむを得ず臨時的に取った措置であるため、今後このような事態が生じることはない。

【解釈指針3-3-1-4は該当なし】

《添付資料

- ・《章別資料》第3章「受講者数一覧」
- ・【資料編1】別紙様式1「開講授業科目一覧」
- ・《章別資料》第3章「法科大学院生教育研究賠償責任保険のご案内」
- ・《章別資料》第3章「2007年度エクスターンシップ説明会資料」
- ・《章別資料》第3章「エクスターンシップの実習についての手続及び留意事項」
- ・《章別資料》第3章「エクスターンシップ評定書作成の依頼について」
- ・《章別資料》第3章「実習日誌」
- ・《章別資料》第3章「平成19年度エクスターンシップ派遣先」
- ・【資料編2】名古屋大学法科大学院全講義一覧（2007年度、2008年度）「講義概要」、
「講義計画」
- ・【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」
- ・《章別資料》第3章「中間試験、補講及び課題等の一覧例」
- ・《章別資料》第3章「集中講義日程」
- ・《章別資料》第3章「2008年度履修登録表」
- ・《章別資料》第3章「学生の履修登録状況（2005年度～2007年度）」 参照》

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院では、独自に開発した NLS シラバスシステムにより、予習・復習等の授業に関する情報および資料の提供のほか、課題やレポートの提出・評価、質問への対応、学生の自習の支援等を全科目で統一かつ一貫的に行っており、学生が学習を効率的・効果的に行う体制をとっている。

また、「お助け君ノート」、ビデオ収録による授業、「学ぶ君」による復習・学力確認等、最新のコンピューター技術を駆使して、学習を支援している。

このような IT を利用した効率的かつ一貫した教育ないし教育支援システムは、全国の法科大学院の中でも先端を行くものではないかと思われる。また、これらによって、少人数教育の実をあげるための教材の工夫や授業方法の工夫にゆとりと広がりが生じ、担当者間の綿密な打ち合わせによって、独自の事例問題の開発や、添削などに見られるきめ細かな指導を実施している。

「エクスターンシップ」では、担当教員間の事前・実施中・事後の打ち合わせ、学生に対する事前の説明会を行っているほか、派遣先弁護士が本法科大学院の教育目的を十分理解したうえで、偏りがなくかつ質の高い指導・研修ができるよう、派遣先弁護士に対する事前説明会も開催するなど、十分かつきめ細かい事前準備態勢をとっている。また、「エクスターンシップ」を希望する学生全員を派遣しており、その数も毎年、当該学年の学生の 8 割程度に及んでいる。

以上の点において、本法科大学院の教育方法は優れたものといえる。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

本法科大学院では、プロセスを重視する教育であることに鑑み、平常点、小テスト、定期試験等の多様な評価項目要素を設定して成績評価をすることとしている。そして、その科目での到達目標と成績の評価項目を明示し、成績評価に際して学生の目標到達度について、どの評価項目により判定するかをあらかじめ定め、客観的な評価がなされるようにしている。

到達度判定に際して用いられる評価項目および各評価項目が評価全体の中で占める割合は科目の特性により異なるが、学生にはNLSシラバスシステムを通じて各授業科目ごとに事前に周知している《添付資料【資料編2】名古屋大学法科大学院全講義一覧（2007年度、2008年度）「講義概要」参照》。また、本法科大学院では厳正な成績評価を実施しており、その一環として成績評価は素点により行い、60点以上が合格である。ただし、学生との関係では、これを特A（90～）、A（80～89）、B（70～79）、C（60～69）、D（60未満）に区分して評価しているが、科目の性質によりそのような区分が適切でないものについては、合否で判定している。具体的には、「リーガルリサーチ&ライティング」、「エクスターンシップ」、「模擬裁判（民事）」については合否のみの判定となっている。

資料 名古屋大学大学院法学研究科規程第14条（添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科2008年度」43頁）

授業科目の成績は、総合法政専攻においてはA、B、C及びDの区分により、実務法曹養成専攻においては特A、A、B、C及びDの区分により評価する。ただし、この区分により難しいものについては、合格及び不合格の区分によることができる。

- 2 前項による評価で、特A、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

資料 学修に関する注意事項（添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科2008年度」31頁）

6 授業科目の成績評価と合格・不合格

授業科目の成績は、特A(100-90点)、A(89-80点)、B(79-70点)、C(69-60点)及びD(60点未満)の区分により評価し、特A、A、B及びCを合格、Dを不合格とする。合格者中の成績分布は、特A10%、A30%、B40%、C20%を目処とする。（ただし履修学生が少ない科目については、この限りでない）。

ただし、次に掲げる授業科目の成績は、合格及び不合格の区分で評価する。

リーガルリサーチ&ライティング

エクスターンシップ

模擬裁判(民事)

各授業科目の成績評価の基準と方法は、シラバス・システムにおいて示す。

*成績確認制度

成績に疑義がある者は、成績発表後所定の成績確認期間内に、成績確認を求めることができる。成績確認を求める場合には、所定の用紙を法科大学院窓口に提出して行う。成績確認期間経過後は、成績に関する疑義の申立てには応じない。

成績の評価については、当然合格とすべきレベルがあることから、可否の判定について絶対的評価となるが、合格点の中での評価については、厳格な評価となるよう、その分布について専攻会議により目安を設けている。各教員はこれを目安にしながら、学生の到達度に従い成績をつけている《添付資料《章別資料》第4章「成績に関する取扱い1、2」、「成績分布表（平成16、17、18、19年度）」参照》。【解釈指針4-1-1-1】

成績の前述の特A、A、B、C、Dのランクの方法、分布の目安は、従来、法科大学院の「パンフレット」で公表されていたが、予備評価での指摘を受けて、2007年度からは学生便覧にも掲載されている。また、履修学生が少ないために目安と異なる分布になる科目については、各授業で学生にその旨説明している《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」31頁参照》。各授業での評価項目、評価基準についても予め設定され、NLSシラバスシステムにおける講義概要において学生に周知されている《添付資料【資料編2】名古屋大学法科大学院全講義一覧（2007年度、2008年度）「講義概要」参照》。

また、厳正な成績評価を確保する手段の一環として、成績について、学生による確認制度を設け、学生が学期末に発表された自己の成績について疑義がある場合にこれを確認できるようにしている（上記資料「学修に関する注意事項6」、下記資料「成績確認申請件数」参照）《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」31頁、《章別資料》第4章「成績確認申請書」参照》。定期試験答案は、学内規程に基づく申し合わせに従い（資料「法学研究科での法人文書管理に関する申し合わせ」参照）、所定の期間事務の倉庫内において保管されている（基準9-4-1に関する記述参照）。

資料 成績確認申請件数

2004 年前期	0	2004 年後期	5
2005 年前期	4	2005 年後期	3
2006 年前期	6	2006 年後期	1
2007 年前期	6	2007 年後期	2

資料

法学研究科での法人文書管理に関する申し合わせ

2006 年 4 月 19 日 研究科教授会決定

名古屋大学法学研究科における法人文書管理については、「名古屋大学法人文書管理規程」、「名古屋大学の情報公開における開示・非開示の審査基準」（以下「審査基準」という。）及び「教員が保有する行政文書の取扱い方針」（以下「取扱い方針」という。）に定めるもののほか、次のとおり定めることとする。

1. 外部機関が行う認証評価に用いられた法人文書は、教員が保有する文書も含め、評価の時から5年保存するものとする。
2. 開示若しくは一部開示又は不開示の別、開示の場合の開示期間については、法人文書の類型に従い、審査基準及び取扱い方針に基づき取り扱う。

また、成績分布に関するデータは、教員のFD活動の中で各教員に開示しており、各教員の評価の結果について教員間で共有されている。これにより、偏りのある成績分布がないよう、教員自身による問題点の発見、教員の相互監視により是正する機会を確保している。成績の分布については、学生に対しても、受講者が10名未満の科目を除き開示されており、成績発表と同時に分布表の一覧をウェブサイトで公表している《添付資料《章別資料》第4章「学生公表用成績分布表」参照》。また、定期試験の採点基準についても、NLS シラバスシステム等に掲載した講評において、学生に示すことが制度化されており、これも定期試験を行った全科目について実施されている。

このように、前記成績基準に従って、成績評価が行われることを確保する措置をとっており、また、学生に成績結果が必要な関連情報とともに告知されている。【基準4-1-1（2）（3）】、【解釈指針4-1-1-2】、【解釈指針4-1-1-3】

なお、各期必修科目についてのみ、その不合格者に8単位の限度で再試験が認められている。これは、救済措置であるため必修に限ればよいこと、また、その趣旨から安易に認めるべきでないこと、厳格な成績評価がなされることから準備し得る科目について自ずと限りがあるとの考え方によるものである。また、再試験者に付される成績は、厳格な成績評価の趣旨および2度の受験機会を得ていることに鑑み、CあるいはDに限られている。

また、プロセスを重視する観点から、平常点が低すぎ、各科目所定の成績評価の基準・

方法により再試験を受けても合格の可能性がない場合には、再試験の受験は認めておらず、その場合には該当する学生に成績発表の際に通知している。

資料 「学修に関する注意事項」 7. 学期末試験（添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」31頁参照）

（3）再試験

必修科目の試験で不合格となった者（試験を欠席した者を含む）は、学期末試験の再試験を受けることができる。

再試験は、学期ごとに行う。再試験の受験は、各学期8単位を超えることができない（不合格科目の総単位数が8単位を超える場合にも、8単位を超えない範囲の授業科目について再試験を受けることができる）。

再試験を受けようとする者は、各学期の成績発表後3日以内に、所定の再試験申請書を教務学生掛に提出しなければならない。

再試験には、土曜日等の休業日を当てることがある。再試験の時期、方法その他必要な事項は、学期末試験に必要な事項と同時に公示する。

再試験による成績は、C及びDとする。

- * 不合格となった必修科目について、所定の成績評価の基準・方法により、再試験を受けても合格の可能性がない場合には、再試験の受験は認めない。その場合には、成績発表に際し、通知する。

再試験についても、定期試験とは別問題で、定期試験と同レベルの水準と採点基準により厳正な採点が行われている。このことは、再試験を受験しても合格できなかった者がいる現状からも明らかである《添付資料《章別資料》第4章「必修科目再受験者数一覧」参照》。また、やむをえない事情により定期試験を受験できなかった者については、あらかじめ追試験の実施日を用意し（資料「追試験」参照）《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」表紙裏「行事予定表」参照》、定期試験期間終了後に本人の申請に基づいて速やかに、定期試験とは別問題で追試験を実施しているが、これはやむをえない事情によるものであるため、成績評価は、通常の定期試験の場合と同様に扱い、特に不利にも有利にもならないよう、配慮している。【解釈指針4-1-1-4】

資料 追試験（添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」31頁参照）

（2）追試験

病気その他やむを得ない事由により学期末試験を受けることができなかった者は、当該授業科目について追試験を受けることができる。

追試験は、学期ごとに行う。追試験を受けようとする者は、原則として試験実施当日

中に、理由を明記した上、追試験を希望する旨を法科大学院窓口まで申し出なければならぬ。

また、追試験の受験前までに、所定の追試験申請書を法科大学院窓口提出しなければならない。

学期末試験を受けることができなかった事由を証明する書類（医師の診断書など）については、追試験申請書の提出時ないしは提出後、所定の日時まで速やかに法科大学院窓口へ届け出なければならない。所定の日時まで、上記証明書類の提出がない場合には追試験申請書の提出がなかったものとみなす。

追試験には、土曜日等の休業日を当てることもある。追試験の時期、方法、その他必要な事項は、追試験の受験が認められた者に対し通知する。

追試験を受けることができなかった者に対する再度の追試験は実施しない。

基準 4-1-2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準 4-1-2 に係る状況)

学生が、本法科大学院の教育課程を修了するためには、本法科大学院に設置されている授業科目を履修して単位を修得することが原則であると考えている。他方、内容的に本法科大学院に設置されていない授業科目であって、法科大学院の展開・先端科目としてふさわしいものである場合には、本法科大学院の教育課程の一体性を損なうおそれはなく、一定の場合には、多様で専門性を有する法曹を養成するために有用とも考えられる。このような観点から、本法科大学院では、以下のような条件の下に、法学研究科総合法政専攻、名古屋大学の他の大学院、外国の大学での履修結果をもとに、本法科大学院の課程を修了するための単位の修得を認めており（基準 4-2-1 に係る記述およびその資料参照）、それについての規程を特に設け《添付資料《章別資料》第4章「実務法曹養成専攻学生による同専攻以外の授業科目の履修等についての取扱要領」（以下、「取扱要領」と称する）参照》、次のような取扱いをしている。

第1に、これらの授業科目は、その授業内容に照らし、法科大学院の展開・先端科目としてふさわしいものであって、対応する授業科目が本法科大学院において設置されていないものでなければならない《添付資料「取扱要領」4(2)、5(2)、6(2)参照》。

第2に、これらの授業科目の成績評価については、本専攻に適用のある成績評価基準にしたがって行ってもらうことを確保し、成績もそれに基づき提出された成績表によるものとしている《添付資料「取扱要領」4(3)(4)、5(2)(4)参照》。ただし、外国の大学で修得した授業科目については、事前の申請を一律に要求するのは合理的ではないと考えられるので、学生本人が提出する単位認定申請書およびそれに添付する書類により、本法科大学院に適用のある成績評価基準に合致した成績評価が可能な場合のみ、単位を認定し、必要に応じて本法科大学院独自の成績の付け替えができるようにしている《添付資料「取扱要領」6(3)(4)参照》。

第3に、これらの授業科目の履修申請にあたっては、理由を付した申請書を指導教員の承認をうけて提出しなければならないこととし《添付資料「取扱要領」4(1)、5(1)参照》、申請する学生に対して、本法科大学院の教育課程の一環として、かつ、本人の学修計画のなかでの位置づけを明確にしたうえで履修させるために、指導する機会を設けている。

第4に、本法科大学院としての教育課程の一体性を確保するために、これらの科目の履修の上限を、一学生につき14単位（2年コース学生については、修得したとみなされる単位が多くあることを考慮して、2単位）としている《添付資料「取扱要領」7～9参照》。

以上のように、一定の条件付きで本法科大学院以外に設置されている授業科目の履修に道を開いている。実際には、これまで、2008年度前期に、本法学研究科総合法政専攻の授業科目である「国際法特殊研究（国際法判例研究）」の履修申請が1件あった。本研究科教授会で協議した結果、当該申請にかかる授業科目に相当する授業科目が本法科大学院に設置されておらず、授業内容に照らし、その修得単位を本法科大学院の展開・先端科目の単位として認定することが適当であると認められたため、その履修を許可した。

基準 4-1-3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-3 に係る状況）

本法科大学院では、プロセスを重視した教育という法科大学院のコンセプトに応じて、進級制度を採用し、成績が一定水準に達しなかった者について、次学年への進級を認めていない。進級できない者は、既修単位が1年次において28単位に満たない者、2年次において57単位に満たない者である。

資料 名古屋大学大学院法学研究科規程（添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」41、48頁）

第5条（授業科目、単位数及び履修方法並びに研究指導）

2 実務法曹養成専攻の授業科目、その単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

別表第2（第5条第2項関係）

（履修方法）

3 進級要件

各年次の修了時において既修得単位の合計が次の単位数に満たない者は、進級することができない。

第1年次 28単位

第2年次（法学既修者第1年次） 57単位

原級に留め置かれたものは、次学年配当の科目を履修できない。ただし、すでに修得した授業科目の単位数が失われることはない。また、指導教員が事情を聴取し、履修について必要な指導をし、2年連続して留年した者については、成業の見込みがないと認めるときは、退学を勧告することがある（資料「学修に関する注意事項」8参照）。

資料 学修に関する注意事項（添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」32頁）

8 進級・留年

各学年の終了時において既修得単位の合計が次の単位数に満たない場合には、次学年に進級することができない。ただし、すでに修得した授業科目の単位は失われない（進級が認められず留年した場合には、次学年に配当された授

業科目の履修が認められないことになる)。

1年 28単位

2年(2年コース1年) 57単位

進級要件を満たさず留年した者については、指導教員が事情を聴取し、履修について必要な指導をする。

2年連続して留年した者について、成業の見込みがないと認めるときは、法科大学院の専攻教員会議において、退学を勧告することがある。

進級要件及び留年の場合の取扱いについては、学生便覧において詳しい説明をしている《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科(実務法曹養成専攻)2008年度」32頁、49頁参照》ほか、年度当初のガイダンスにおいても十分に説明し、学生への周知徹底を図っている。【解釈指針4-1-3-1】【解釈指針4-1-3-2は該当なし】

現在まで、上記制度により原級に留め置かれた者は、2004年度は0名、2005年度は2名、2006年度は5名、2007年度は8名である。

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科, 専攻又は学生の履修上の区分にあっては, 当該標準修業年限)以上在籍し, 93単位以上を修得していること。

この場合において, 次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から, 他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を, 30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては, その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から, 当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を, アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 当該単位数, その修得に要した期間その他を勘案し, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下, 「法学既修者」という。)に関して, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し, アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき, それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし, 3年未満の在学期間での修了を認める場合には, 当該法科大学院において, アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を, 修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

(基準4-2-1に係る状況)

本法科大学院の修了要件は、以下にみるように、基準4-2-1を満たしている。

1. 本法科大学院では、3年以上在籍し、96単位以上の単位を修得していることを修了要件としている。【解釈指針4-2-1-1】

96単位の内訳は、①公法系科目12単位、②民事法系科目32単位、③刑事系科目14単位、④実務基科目10単位並びに「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」及び「模擬裁判（民事）」のうちから4単位、⑤基礎法学・隣接科目4単位、⑥展開・先端科目20単位、である。【基準4-2-1（2）】

法学既修者については在籍期間を2年以上とし、3年コースの1年次に配当されている法律基本科目28単位について履修が免除されている（後述4-3に係る記述参照）。このため、68単位以上の単位を修得していることが修了要件となる。68単位には、所定の必修科目（法律基本科目30単位・実務基礎科目10単位）・選択必修科目（「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」および「模擬裁判（民事）」のうちから4単位、基礎法学・隣接科目4単位、展開・先端科目20単位）を含まなければならない。【基準4-2-1（2）】

なお、開設当初は、101単位以上の単位を修得していることを修了要件とし、その内訳は、①公法系科目12単位、②民事法系科目34単位、③刑事系科目12単位、④実務基礎科目9単位、⑤基礎法学・隣接科目4単位、⑥展開・先端科目30単位であり、また、法学既修者については、73単位以上の単位を修得していることが修了要件となるころ、その内訳は、所定の必修科目（法律基本科目30単位・実務基礎科目9単位）・選択必修科目（基礎法学・隣接科目4単位、展開・先端科目30単位）を含まなければならないとされていた。これは基準【基準4-2-1（2）】を満たすものであったが、展開・先端科目30単位以上の修得の要件のもとでは、既修者コースの学生について、最終年次において、本法科大学院が重視している実務基礎科目・総合問題研究の履修に無理が生じることが判明したため、2005年度に、同要件を「展開・先端科目20単位、実務基礎科目、総合問題研究および展開・先端科目の内からの10単位」と改めた。また、2006年のカリキュラム改正により、2007年度以降について、上記のような現在の修了要件に改められたが、これは、同改正に際して、実務基礎科目の一層の履修を重視し、実務基礎科目10単位（必修）と4単位の選択必修で合計14単位の履修をしなければ修了要件を満たさないものとしたことから、学生の負担を軽減し、予習・復習の時間を充分確保できるように配慮したものである。それに伴い、2006年度入学生についても、必修科目の多い2年次（2年コース1年次）において同一クラス内で修了要件が異なることから生じる教育効果への影響を避けるため、修了要件を96単位とし、これについては、「実務基礎科目、総合問題研究及び展開・先端科目のうちから10単位」としているのを、「5単位」とすることによって対応した。

資料 名古屋大学大学院法学研究科規程（添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」41、49頁）

第4条 実務法曹養成専攻の専門職学位課程は、3年の課程とする。

第5条（授業科目、単位数及び履修方法並びに研究指導）

- 2 実務法曹養成専攻の授業科目、その単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

別表第2（第5条第2項関係）

（履修方法）

1 修了要件

次に掲げる単位を含む96単位以上を修得しなければならない。

- 一 法律基本科目 58単位
- 二 実務基礎科目のうちリーガルリサーチ&ライティング、民事実務基礎Ⅰ、民事実務基礎Ⅱ、刑事実務基礎及び法曹倫理の10単位並びにロイヤリング、エクスターンシップ及び模擬裁判のうちから4単位
- 三 基礎法学・隣接科目4単位
- 四 展開・先端科目20単位

2 法学既修者

法学既修者は、第1年次の法律基本科目28単位を修得したものとみなす。

名古屋大学大学院通則（添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧 法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」51頁）

第5条（標準修業年限）

- 3 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

2. なお、この修了要件との関係で、教育上適当と認めるときは、①本研究科の他専攻等の授業科目を履修し、10単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位として認定することができる。②他の大学院の授業科目、③外国の大学院の授業科目についても同様である他、④入学前に大学院で取得した科目についても教育上有益と認める場合には、同様の扱いが認められる。ただし、①②③④により認められる単位はあわせて14単位を超えることができず、法学既修者については、本法科大学院で修得したとみなされる28単位とあわせて30単位を超えることができないこととなっている。【基準4-2-1（1）ア、イ、ウ】

資料 名古屋大学大学院法学研究科規程（添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧 法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」42頁）

（入学前の既修得単位の認定）

第8条 学生が研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、研究科委員会が教育上有益と認める場合は、10単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位として認定することができる。

（他の研究科等の授業科目の履修等）

第9条 研究科委員会が適当と認めたときは、次に掲げる授業科目の履修を認めることができる。

- 一 研究科の他の専攻
- 二 他の研究科
- 三 法学部
- 四 前号以外の学部

2 前項各号の授業科目において履修し修得した単位は、それぞれ10単位を超えない範囲で、課程修了に必要な単位として認定することができる。

(他の大学院の授業科目の履修等)

第10条 学生が他の大学院で授業科目を履修し修得した単位については、研究科委員会が適当と認めたときは、10単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位として認定することができる。

(外国の大学院の授業科目の履修等)

第11条 前条の規定は、学生が外国の大学院で授業科目を履修し修得した単位について準用する。

(単位の認定)

第12条 前4条に定める単位の認定は、あわせて14単位を超えることができない。

2 前項の単位の認定は、実務法曹養成専攻の法学既修者については、法科大学院において修得したものとみなされる授業科目の単位とあわせて30単位を超えることができない。

3. 法律基本科目以外で修得すべき科目の単位は38単位であり、修了要件単位数96単位の3分の1以上を占めている。【基準4-2-1(3)】、【解釈指針4-2-1-2】

4-3 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準 4-3-1 に係る状況）

1. 出願における公平性・開放性・多様性の確保

本法科大学院における既修者認定は、法科大学院への入学についての合格発表後に、合格者のうちで既修者コース（2年コース）への入学を希望する者（ただし、学部3年次在学者の出願〔いわゆる飛び級による出願者〕を除く）に対する法学既修者選抜試験（法律科目試験）（以下、選抜試験と称する）によって、すなわち、入学コースの振り分けとして行っている。選抜試験に合格しなかった者は、法学未修者コース（3年コース）への入学手続を行うことができる。また、選抜試験に合格した者は、既修者コースへの入学手続を行わなければならない。このように、法学既修者コース（2年コース）への入学を希望する者は、法学部出身であるか否かに関わりなく、法学に関する学部段階での一定の単位を修得していなくとも、例えば独学で法律を学んだ者も既修者として認定されうるものとすることにより、既修者認定に関する出願において公平性、開放性、多様性を確保している（資料「入学コースの振り分け」参照）《添付資料【資料編1】「平成20年度名古屋大学法科大学院学生募集要項（法学研究科・実務法曹養成専攻）」参照》。

【解釈指針 4-3-1-1】

資料 入学コースの振り分け（添付資料【資料編1】「平成20年度名古屋大学法科大学院学生募集要項（法学研究科・実務法曹養成専攻）」より抜粋）

7 入学志願票記入上の注意事項

- (1) 出願者は、「希望コース」欄の該当箇所（いずれか一方）を○で囲むこと。なお、「既修者コース（2年コース）」を○で囲んでいない出願者は、法学既修者選抜試験（法律科目試験）を受験することができない。また、前述の「1 出願資格」（7）により出願する者は、「未修者コース（3年コース）」のみ出願することができる。

12 入学コースの振り分け

(1) 入学コースの振り分け方法

- ① 法学既修者コース（2年コース）への入学手続を行うことができる者は、合格者のうち、出願時に法学既修者コース（2年コース）への入学を希望した者で、後述の法学既修者選抜試験（法律科目試験）に合格した者である（法学既修者選抜試験合格者は、法学未修者コース（3年コース）への入学手続を行うことはできない）。
- ② 法学未修者コース（3年コース）への入学手続を行うことができる者は、合

格者のうち、出願時に法学未修者コース（3年コース）への入学を希望した者、及び法学既修者コース（2年コース）への入学を希望した者で後述の法学既修者選抜試験（法律科目試験）に不合格になった者である。

2. 既修者認定の適切性の確保

選抜試験は、既修者と認定された者が免除される科目が未修者コース（3年コース）の1年次配当の「憲法基礎Ⅰ（2単位）・同Ⅱ（2単位）、行政法基礎（2単位）、刑法基礎Ⅰ（2単位）・同Ⅱ（2単位）、民法基礎Ⅰ（4単位）・同Ⅱ（2単位）・同Ⅲ（2単位）・同Ⅳ（4単位）・同Ⅴ（2単位）、商法基礎（4単位）」であることから、試験科目を公法系科目（憲法及び行政法（行政救済法及び地方自治法を除く）からなる）、刑事法科目（刑法からなる）、民事法科目（民法及び商法（会社法・手形法を含み、保険・海商法を除く）からなる）とし、かつ、試験時間（公法系科目及び刑事法科目3時間半、民事法科目3時間半）および配点（公法系科目100点、刑事法科目100点、民事法科目200点）に配慮することによって、免除される科目内容に応じた試験を行い、法学の基礎的な学識を有するか否かの判定を適切に行っている（資料「法学既修者選抜試験（法律科目試験）」参照）。【解釈指針4-3-1-1】

資料 法学既修者選抜試験（法律科目試験）（添付資料【資料編1】「平成20年度名古屋大学法科大学院学生募集要項（法学研究科・実務法曹養成専攻）」7頁より抜粋）

（2）法学既修者選抜試験（法律科目試験）

一定の成績をおさめた者のうち、上位30名程度を合格者とする。

①期日（略）

②場所（略）

③時間・科目（略）

④科目内容等

・論述試験のみ実施する。

なお、問題には、解答として語句または短文を記述させる等の形式のものが含まれることがある。

・公法系科目は、憲法及び行政法（行政救済法及び地方自治法を除く）からなる。

・刑事法系科目は、刑法からなる。

・民事法系科目は、民法及び商法（会社法・手形法を含み、保険・海商法を除く）からなる。

・試験においては、六法を貸与する。

・公法系科目と刑事法系科目とは、その試験につき同一時間帯に行うが、試験科目としては別の科目である。

・配点は、公法系科目100点、刑事法系科目100点、民事法系科目200点である。

⑤その他（略）

⑥法学既修者選抜試験合格者発表（略）

なお、本法科大学院では、選抜試験に含まれない科目の単位を修得したものとみなすことは行っていない（資料「法学既修者の履修・単位修得の免除」参照）。【解釈指針4-3-1-3】

資料 法学既修者の履修・単位修得の免除（添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」28頁より抜粋）

3 法学既修者

2年コースの法学既修者については、次の授業科目は法科大学院において修得したものとみなし、その履修・単位修得を免除する（2年コースの法学既修者が次の授業科目を履修することは認められない）。

憲法基礎Ⅰ	2単位
憲法基礎Ⅱ	2単位
行政法基礎	2単位
民法基礎Ⅰ	4単位
民法基礎Ⅱ	2単位
民法基礎Ⅲ	2単位
民法基礎Ⅳ	4単位
民法基礎Ⅴ	2単位
商法基礎	4単位
刑法基礎Ⅰ	2単位
刑法基礎Ⅱ	2単位

（合計 28 単位）

3. 出題・採点における公平性の確保

選抜試験については、試験科目の各分野の研究者教員からなる既修者試験委員会を設置し、出題・採点及び専攻会議と教授会での合否判定のための資料作成を行っている。試験の方法は、2006年度の試験までは、各科目とも短答試験と論述試験で構成していたが、短答試験は、受験生の負担を考慮すると、試験時間との相関において出題数に制約があり（2006年度試験では、公法系科目7問、刑事法科目4問、民事法科目12問）、必ずしも既修者判定のための十分な資料とならないので、2007年度試験からは、論述試験のみとし、そこで、論文式試験ばかりでなく、これに短文記述式試験を組み合わせる等の出題形式・方法を工夫して、既修者としての学識を有しているか否かの判断をきめ細かく行うこととした。

出題にあたっては、各委員が各科目を専門とする委員以外の教員と十分協議し、最近の学部の定期試験の出題と重ならないよう配慮して問題を作成し、受験生間の公平性の確保を図るとともに、委員会で委員全員による数回にわたる検討を行い、出題内容、表現等の適切性を確保して、全体として免除する科目にふさわしい問題作成に努めている

《添付資料《章別資料》第4章「既修者選抜試験問題(2004、2005、2006、2007、2008)」参照》。【解釈指針4-3-1-2】

試験は、解答・採点・合否判定のすべてのプロセスを受験番号のみによる匿名方式で行っている。また、合否判定は、出身学部、適性試験の結果、第1次選抜試験（書類審査）及び第2次選抜試験（小論文試験）の結果をまったく加味することなく、既修者選抜試験（法律科目試験）の点数のみにより、上位30名程度を上限として既修者として認定するものであり、これらの点でも、受験生の公平性の確保を図っている。

なお、選抜試験の結果は、2004年度入学者選抜では、受験者62名、合格者40名、入学者33名、2005年度選抜では、受験者41名、合格者22名、入学者20名、2006年度選抜では、受験者42名、合格者22名、入学者18名、2007年度選抜では、受験者44名、合格者22名、入学者17名、2008年度選抜では、受験者34名、合格者23名、入学者19名で推移している（資料「既修者コース（2年コース）志願者・合格者・入学者数」参照）。

資料 既修者コース（2年コース）志願者・合格者・入学者数

年度	2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	全体	既修	全体	既修	全体	既修	全体	既修	全体	既修
志願者数	852	62*	366	41	412	42	495	44	529	34
合格者数	106	40	96	22	96	22	95	22	95	23
入学者数	82	33	86	20	82	18	83	17	83	19

*既修の志願者数は、各年度とも実際に受験した者の数のことである。

なお、本法科大学院では、本法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮した既修者の認定は行っていない。【解釈指針4-3-1-4】

4. 既修者と認定された者の在学期間の短縮における適切性の確保

既修者として認定された者が修得したとみなされる単位は、法学未修者コース（3年コース）における1年次配当科目中の28単位であり、これは、法学未修者コース（3年コース）の1年次に在籍した者が2年次へ進級するために必要な単位数に相当するものであり、短縮される在籍期間と修得したとみなされる単位数との関係は適切なものとなっている。【解釈指針4-3-1-5】

なお、「リーガルリサーチ&ライティング」（2単位）は、法学未修者コース（3年コース）の1年次に配当されている必修科目であるが、法情報処理についての基本技能については、従来の法学部教育においては必ずしも十分に養成されているとはいえないので、法学既修者についても修得したものとみなさず、入学初年度に履修しなければならないこととしている。

《添付資料

・《章別資料》第4章「成績に関する取扱い1、2」

- ・《章別資料》第4章「成績分布表（平成16、17、18、19年度）」
- ・【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」
- ・【資料編2】名古屋大学法科大学院全講義一覧（2007年度、2008年度）「講義概要」
- ・《章別資料》第4章「成績確認申請書」
- ・《章別資料》第4章「学生公表用成績分布表」
- ・《章別資料》第4章「必修科目再受験者数一覧」
- ・《章別資料》第4章「実務法曹養成専攻学生による同専攻以外の授業科目の履修等についての取扱要領」
- ・【資料編1】「平成20年度名古屋大学法科大学院学生募集要項（法学研究科・実務法曹養成専攻）」
- ・《章別資料》第4章「既修者選抜試験問題（2004、2005、2006、2007、2008）」 参照》

2 優れた点及び改善を要する点等

成績評価に際して、本法科大学院では、プロセスを重視する教育であることに鑑み、各科目において到達すべき基準をあらかじめ定め、その上で、平常点、小テスト、定期試験等の多様な評価項目要素を用いつつ、成績評価に際して学生の目標到達度について、どの評価項目により判定するかを明示し、客観的な評価がなされるようにしている点で優れている。また、成績分布表の公表により成績評価の結果が学生に開示されている点は、厳正な成績評価を確保する上で重要であるし、成績確認制度も実際に利用されており、有効に機能しているといえる。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

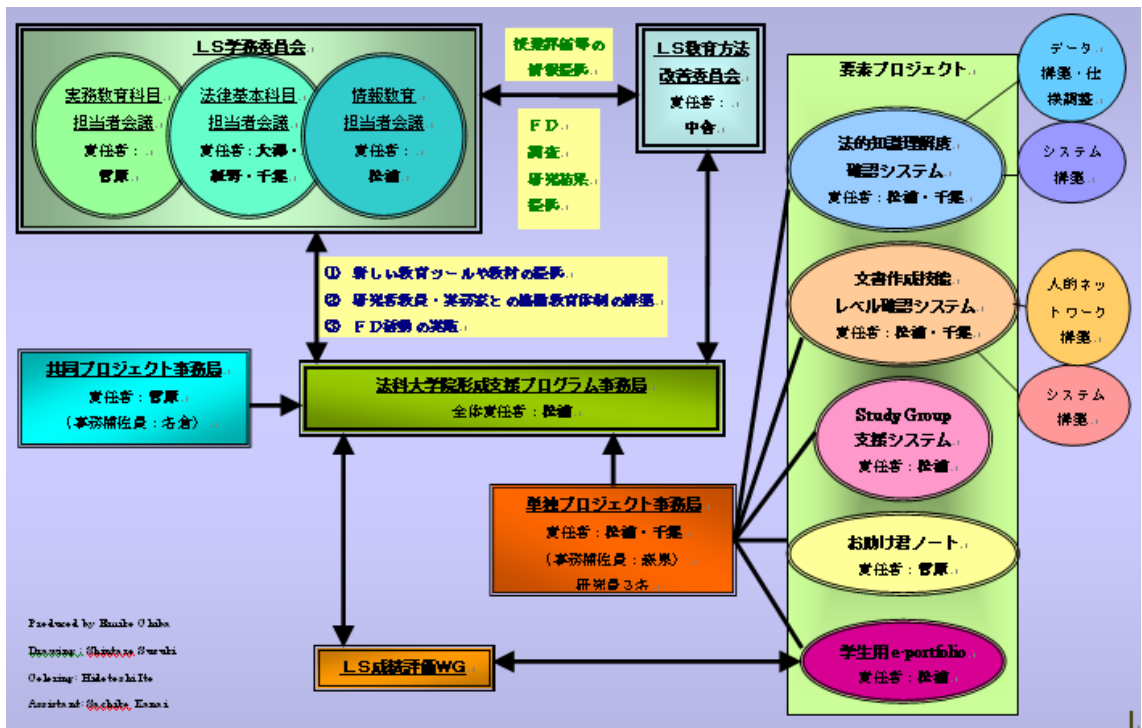
(基準5-1-1に係る状況)

本法科大学院では、教育の内容・方法の改善・充実を組織的に図っていくために、自己評価を行うこととし、自己評価委員会を設置しているが、同委員会は法科大学院全体の自己点検・評価を統括するものと位置づけられている。そして、本法科大学院では、「教育の内容・方法の改善・充実計画」を策定しており、これに基づいて教育の内容・方法の改善・充実を図っている《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書」(2007年度版)63頁、73頁参照》。当初は、学務委員会の下部委員会として、授業評価アンケート実施委員会、教育方法改善委員会を組織したが、その後、2007年度からは、教育内容等の改善をさらに推進すべく、授業評価アンケート実施委員会と教育方法改善委員会を教育改善委員会に統合した。教育改善委員会は、自己評価委員会の統括の下で、学務委員会と連携しつつ、独立した委員会として活動している。また、2004年度から2006年度まで、法科大学院形成支援プロジェクトの採択を受けて、法科大学院形成支援プロジェクト事務局を組織し、学生が学修活動を効果的に行うための新しい教育方法を開発・提供した。そのうちの1件(後述の「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト(PSIM)」)は、その後、専門職大学院等教育推進プログラムの採択を受けて(2007年度～2008年度)、現在も継続中である。このように、本法科大学院では、教育内容・教育方法の改善を組織的に行っている。【解釈指針5-1-1-2】

(1) 法科大学院形成支援プロジェクトに関する組織の構築とシステム開発

本法科大学院では、法科大学院形成支援プロジェクト事務局を中心として、共同プロジェクトにより、STICSの開発をし、単独プロジェクトとして、学務委員会、教育改善委員会等と連携を図りながら、新しい教育方法に関するシステム構築を行った。その成果は、「お助け君ノートシステム」(授業の画像収録による復習支援システム)、「学ぶ君システム」(択一問題システム)等の導入として現われている。このように、本法科大学院では、上記プロジェクトを通じて、教育方法の改善に関する研究を行い、新しい授業方法及び教材の開発を行った(資料「法科大学院形成支援プロジェクト関係組織」、資料「各プロジェクトの目的・概要」参照)。【解釈指針5-1-1-1】、【解釈指針5-1-1-2】

資料 法科大学院形成支援プロジェクト関係組織



資料 各プロジェクトの目的・概要

1. 共同プロジェクト（「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト（PSIM）」）

法科大学院では、実務法曹養成を目的とすることから、従来の法学教育にはなかった面接、尋問、交渉等の専門技能に関する新たな教育科目が登場した。そのため、各法科大学院のカリキュラム中には、法実務場面を想定したシミュレーションやロールプレイといった新たな教育手法が導入されている。しかし、こういった教育は従来の法学部における教育ではほとんど行われてこなかった領域であるために、教育方法論、教材、人的リソースの全ての面において蓄積がない。そこで本プロジェクトは、名古屋大学を中心に、既に開発済みのITを活用した法的専門技能トレーニング環境をもとに、プロジェクト参加校との間で模擬裁判、ロイヤリング等の科目に用いる映像教材共有化を試みる。そのような教材共有化の試みを通じ、本プロジェクトにおいては、新しい専門家育成理論の開発、専門技能を教育できる人材の育成、映像教材の開発・蓄積などを行い、その成果を多様な形態（映像、音声、スライド、テキスト等）の教材としてまとめ、プロジェクト参加校間で共有するデータベースを構築する。（平成18年度交付申請書より）

2. 単独プロジェクト（「自分の技量を随時確認できる多様な環境構築」）

本事業は、学生自身がどこまで専門知識や専門技能を修得したのかを随時自覚できる多様な環境を構築し、学生が構想力や協同性などを含む能力開発をしながら法

曹になる努力を続けることのできる機会を提供することを目的とする。

このような目的を実現するために、大学内外の法律家や専門家を動員して IT を活用した以下の5つの要素プロジェクトを展開することによって、到達レベルを測るための多様なデータを提供して、学生には自己研鑽の環境を創造し、教員には付随的に教育方法改善の手がかりを与え、プロセスで教育効果を評価するという法科大学院の教育理念を具体化する。

5つの要素プロジェクトは、(1)「お助け君ノート」(講義やゼミの議論のポイントであると学生が判断して、パソコンのキーを押すと、同時デジタル収録中のビデオに検索情報が記録されるシステム)、(2)「法的知識理解度確認システム」(Web上の択一問題システムを改良し、理解度データを提供するシステム)、(3)「文書作成技能確認システム」(文書作成、口頭発表能力の習熟度情報を提供するシステム)、(4)「Study Group 支援システム」(Web上にクラスや学年を超えて「協同して学ぶ」環境を提供するシステム)、(5)「学生用 e-portfolio」(学生が自分の多様な学習内容を記録し、自己研鑽に生かすシステム)から構成される(平成16年度交付申請書より)。

(2) システム開発の成果の利用

教員は、NLS シラバスシステムを用いることにより、授業計画を分かりやすく比較しやすい形式で立案するとともに、独自に開発した、匿名投票システム、「学ぶ君」、「お助け君ノート」など IT を利用した双方向的・多方向的な授業を展開するための新しい教育ソフト・ツール群を積極的に利用するよう努めている。また、後述の FD 活動を通じて、これらのツールの新しい機能とその導入方法等を共有し、それを各授業の運営に直ちに反映できるようにしている。このように、本法科大学院では、教育内容・教育方法の改善に関する組織的取り組みの成果を実際の授業に直ちに反映できるような取り組みを行っている《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書」(2007年度版)27頁以下参照》。【解釈指針5-1-1-1】、【解釈指針5-1-1-3(2)】

(3) 授業評価アンケートの実施

前述の「教育の内容・方法改善計画」に従い教育改善委員会を組織し、学期毎に授業終了に先立ち、学生による授業評価アンケートを実施し、アンケート結果をとりまとめている《添付資料《章別資料》第5章「法科大学院委員会一覧」、「法科大学院各種委員会職務内容一覧」参照》。2007年度からは、NLS シラバスシステムを利用して、各自の学生が都合のよい時間に実施できるようにし、授業時間を削らない工夫をしている。アンケートでは、各科目における教育内容と方法を中心とした質問項目を設定している。また、このアンケート結果を教員にフィードバックすることを確保するための制度として、「授業実施報告書制度」を設けており、授業を実施した教員は全員、アンケートの結果データをふまえて、授業方法についての評価と今後改善すべき点などを記載した授業実施報告書を作成し、教育改善委員会に提出しなければならないものとし、教員に配布している。さらに、2007年度からは、この提出された授業実施報告書を「学生へのメッ

ページ」としてまとめ、学生向けに法科大学院のウェブサイト（授業関係「教務からのお知らせ」）でも公開している《添付資料「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書（2007年度版）」69頁以下参照》。

（4）教育改善研究集会の開催

教育改善委員会を組織し、授業評価アンケート、授業実施報告書、各担当教員による成績評価の分布（成績の割合）を調査・分析し、教育の現況・改善報告書を取りまとめ、年1回、本法科大学院に所属する全教員及び全学生の参加を義務づけた教育改善研究集会を開催している。同研究会では、アンケート結果を取りまとめた資料を配布したうえでの報告・質疑及び、学生との懇談会をふまえた当面の課題に関する報告・質疑を行うとともに、以下のように、教育方法の改善に関して本法科大学院が直面する重要テーマを取り上げて、教員・学生による報告・質疑を行っている《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書」（2006年度版）247頁以下、「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書」（2007年度版）211頁以下参照》。

年度	テーマ
2005	①双方向・多方向授業の効用と課題 ②法律基本科目における通説・判例の取り扱い
2006	こんな授業がおもしろかった。こんな勉強が役に立った。
2007	法科大学院の授業をどう活かすか

このように、本法科大学院では、教育改善委員会による研究会を通じて、授業評価アンケートの結果の検討を行うとともに、教育内容・教育方法の改善に関する研究を組織的・継続的に行っており、その報告書を作成している《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書」（2006年度版、2007年度版）。教育の現況・改善についての詳細は、同報告書参照》。【解釈指針5-1-1-2】、【解釈指針5-1-1-3（1）】

（5）教員研修

学務委員会は、教育内容及び方法の改善に資するため、研究科教授会の前などにFD集会を開催して、毎回ほぼ全教員の参加により、各教員による発表、参加者全員による意見交換などを行って、各教員の工夫や最新の情報を共有するように努めるとともに、司法研修所や日弁連法務研究財団をはじめとする外部での研修に教員を派遣してその報告書を徴するとともに、重要な情報についてはFD集会で全教員に周知している。また、ITを利用した教育方法についてのシンポジウムや研究会を開催し、他の法科大学院へのNLSシステム（南山大学、鹿児島大学）、「学ぶ君」（南山大学など12の法科大学院）の配布など、教育方法に関するノウハウの普及にも努めている。さらに、海外のロースクール教員等と共同して、教育方法の改善に関する講演会やシンポジウムを開催し、新しい教育方法の導入の試みにも努めている他、他機関開催のシンポジウム等にも積極的に参加し、得られた情報を教員間で共有するため、参加者に「FD研修参加報告書」を提出させている（資料「FD研修の開催・参加状況」参照）《添付資料【資料編1】「名古屋大

学法科大学院における教育の現況・改善報告書」(2006年度版)68頁以下、「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書」(2007年度版)66頁以下、《章別資料》第5章「FD研修参加報告書様式」参照。【解釈指針5-1-1-3(2)】、【解釈指針5-1-1-3(3)】

	学内FD研修の開催		学外FD研修への参加
	学務委員会等主催のFD研修会	講演会・シンポジウムの主催	
2004年度	11回 (2003年度の4回を含む)	6回 (2003年度の2回を含む)	32回 (2003年度の5回を含む)
2005年度	5回	6回	13回
2006年度	4回	1回	11回
2007年度	1回	1回	4回
2008年度	1回	未定	未定

(6) 教員相互間の連携・教員と学生間の協議

複数開講科目で複数の担当者がある科目、実務家教員と研究者教員とのチーム・ティーチング科目など、複数の教員が責任を有する科目では、科目担当者間で教育内容と方法の改善に関する協議・調整を頻繁に行うとともに、毎回の授業に先立って事前準備の協議を行い、授業を具体的にどのように運営するかについて入念な打ち合わせをしている。

また、科目群毎に科目担当者会議を組織し、科目群に応じた双方向授業の方法のあり方、弁護士チューターの役割、実務家教員と研究者教員の役割分担など、科目群の特性に応じた教育内容・方法について協議を行っている。

さらに、教育内容・方法に関する学生の要望等を聴取し、それらの改善に資するために、毎年度末に、各学年・各クラス別の懇談会を開催し、クラス担任教員の司会により教員と学生との意見交換を行い、その結果を取りまとめて教授会で報告するとともに、関係教員に内容を伝えて、各教員において改善策を検討するようにしている《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書」(2006年度版)291頁以下、「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書」(2007年度)233頁以下参照》。

本法科大学院では、教育内容・方法の改善のために、以上のように教員相互間の連携・教員と学生間の協議を組織的に行っている。【解釈指針5-1-1-2】

基準 5 - 1 - 2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

(基準 5 - 1 - 2 に係る状況)

1. 実務家教員の教育研修

本法科大学院では、実務家教員と研究者教員とが緊密な連携の下でチーム・ティーチングを行えるよう、実務基礎科目担当者会議を組織し、毎週会議を開催して授業の方法等について十分な意見交換を行って授業に臨んでいる。また、研究者教員の授業の見学、学務委員会主催のFD集会への参加、外部における研修への派遣等により、研究者教員の行う授業方法や教育支援ツール等についての最新の知見を深めることができるようにしている。さらに、海外のロー・スクールでの教育視察のために、実務家教員の派遣も行った。このように、本法科大学院では、実務家教員の教育研修に取り組んでいる《添付資料《章別資料》第5章「実務家教員の海外視察一覧」、「視察一覧」参照》。【解釈指針 5 - 1 - 2 - 1】

2. 研究者教員の実務研修

他方、研究者教員が実務上の知見を補完して、実務法曹を養成するための教育に適切に対応できるようにするために、要件事実・事実認定に関するFD集会の開催や、司法研修所や日弁連法務研究財団をはじめとする外部での研修への研究者教員の派遣等を行っている《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書」(2006年度版)68頁以下、「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書」(2007年度版)66頁以下参照》。また、研究者教員が弁護士事務所における弁護士の活動に関する知見を得るため、年度末の時期に、弁護士事務所での数日間の研修を実施している。2005年度は本学研究者教員3名(松浦好治、加藤雅信、本間靖規)が、2006年度は1名(菅原郁夫)が名古屋在住の弁護士事務所に研修に赴いた。

このように、本法科大学院では、研究者教員の実務研修にも取り組んでいる(資料「研究者教員の弁護士事務所研修」参照)。【解釈指針 5 - 1 - 2 - 1】

資料 研究者教員の弁護士事務所研修

研究者教員の実務研修

1. 趣旨

実務家を養成することを目的とする法科大学院において、何よりもまず、教員が、実務家はどのような仕事をしているのか、実務家はどのような能力が必要とされるのか、実務家はその能力をどうやって身につけているのか等を知らなければならない。

そのためには、教員が、実務の現場で、実務家のやっていることを見、聞き、

体験することが何よりも必要であると考え。研究者教員が、実務の現場で実務家と意見交換することによって、お互いの考え方を知り、研究者と実務家の相互理解にも資すると考える。

2. 対象

ロースクールの研究者教員全員（自由参加）。

3. 実施日

平成 18 年 3 月下旬（3 月 20 日～3 月末）。3 日ないし 5 日程度。

教員が受け入れ先の弁護士と協議の上、実施日を個別に決定。

4. 受け入れ先

名古屋市内の法律事務所。

今後、受け入れ先を募集する。

5. 研修内容

エクスターンシップの学生と同内容。詳細は受け入れ事務所と協議して決定。

弁護士の履行補助者として実務に関与。

地位・権限上の制約有り。

6. 費用

教員無料。但し、交通費・食費は自己負担。

受け入れ事務所 5 万円。

7. 留意点

受け入れ事務所に迷惑をかけない。「郷に入っては郷に従え。」

余計な口出しをしない。

8. タイムスケジュール

参加教員の募集 … 1 月の教授会

受け入れ事務所の募集 … 2 月中

マッチング（藤田・菅原） … 3 月初め

研修実施 … 3 月下旬

研修後の報告書の提出（教員・受け入れ事務所）

… 3 月末締め切り→次年度の研修の改善へ

以上

《添付資料

- ・【資料編 1】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書」（2006 年度版、2007 年度版）
- ・《章別資料》第 5 章「法科大学院委員会一覧」
- ・《章別資料》第 5 章「法科大学院各種委員会職務内容一覧」
- ・《章別資料》第 5 章「FD 研修参加報告書様式」
- ・《章別資料》第 5 章「実務家教員の海外視察一覧」
- ・《章別資料》第 5 章「視察一覧」

参照》

2 優れた点及び改善を要する点等

教育改善体制について、具体的目標としての「教育改善・充実計画」を策定し、それに基づいて教育改善がたゆまず組織的に行われる制度が確立されている点で優れている。また、授業評価アンケートについて、単に学生の意見を聴取するだけでなく、教員へのフィードバックを確保するための制度として、授業実施報告書を作成するとともに、それを「学生へのメッセージ」としてまとめ、教員に配布するとともに、学生向けに法科大学院のウェブサイトに掲載して、学生にもフィードバックするようにしている点、さらには、教育改善制度を採用し、毎年度末クラス懇談会を開催しているなどの点も優れた点といえる。

また、本法科大学院では、ITを多用した教育を行っていることから、教育改善の一環として、ITを利用した教育に関するシステムの開発・運用ならびにそれらから得られる知見の共有に努めている。ITを利用したシステムを採用している法科大学院は数多く存在するが、実際上の活用度において、本法科大学院は、全国でも先端を行くものであると思われる。実務家教員もこれらのシステムの利用を義務づけられることを通じて、研究者教員の有する教育ノウハウを共有できる環境を整え、教育改善を図っている。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院の入学者受入の基本方針は、専攻会議（法科大学院発足以前は法学研究科教授会）において議論され決定されており、その基本方針に基づいて、専任教員数名で構成される法科大学院入試委員会が、専攻長（法科大学院長）の監督の下、入学試験の実施について責任を負う体制がとられている。具体的には、入試委員会は、受験資格審査、書類審査ならびに本試験問題の作成及び採点を行っている。第1次選抜（書類審査）の判定及び合格判定は、専攻会議が行う。本試験当日の設営・監督業務については、入学試験委員会と共に専攻長が責任を負って行う体制となっている。なお、法学既修者認定については、入学時点で定員分けはしておらず、合格者の中から振り分けを行っている（既修者については、基準4-3に係る記述を参照）。【解釈指針6-1-1-1】

本法科大学院の教育の理念および目的は、自由な共生社会を支え、広い国際的関心と視野を持ち、中部日本の需要に応える法曹の養成であるが、このような法曹を養成するためには、入学者は、個々人が、社会・経済に対する関心を有し、基礎的な論理的思考力及び表現力を有すると同時に、集団として切磋琢磨していけるように、多様な背景を有する人々の集まりであることが必要であると考えている。そのような考え方に基いて、本法科大学院のアドミッション・ポリシーは、次のように定式化されている。

名古屋大学法科大学院に入学する学生には、まず大学院で学習するための一般的な資質として、幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程及び結果を的確に表現する能力（論述力）を有していることが求められます。そして、それを前提に、法曹を目指すのに必要な、正義や権利に敏感で、社会・経済に対する強い関心を持ち、そこで生じている問題を発見し、これを適切に処理できる基本的な能力を有していなければなりません。これらは、学部段階で学習した専門分野を問わず、すべての学生に共通に求められる能力です。

これに加えて、法学既修者コースで学習するためには、法学の基本的な科目（法学未修者コースの1年次で開講されている科目に相当）について既に十分な知識を有していなければなりません。

法科大学院の教育が実りあるものとなるためには、多様な専門分野やバック・グラウンドを有する人材が入学して、互いに切磋琢磨することが肝要といえます。多様性を実現するには、法学部卒業生のほかにも他学部卒業生、社会活動の経験が豊富な人材、外国留学の経験やボランティア活動の実践を有する人材等が含まれることが望ましいと考えています。

(<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/ls/examination/index.html#lst02> 【2】名古屋大学法科大学院がも

とめる学生像)

上記のアドミッション・ポリシーは、入学者の専門分野、バック・グラウンドにおける多様性を重視する内容のものであり、それに対応して、入学者に求める資質・能力においても、社会に対する基本的な問題関心と知的専門職に必要とされる一般的な論理的思考力や表現力を重視する内容となっている。本学出身者や法学部卒業生に偏することなく、広く人材を集めることができるよう、開放的で公平な入学者選抜を指向するものである。

アドミッション・ポリシーは、募集要項に記載するとともに、本法科大学院のウェブサイト上に公表され、広く周知が図られている。同ウェブサイトには、その他、「理念と特色」（設置の趣旨等を含む）、「教育内容とその方法」、「教員組織」、「入学選抜試験」（入学試験のプロセスを含む）、「募集要項」の各項目が設けられている。また、アドミッション・ポリシーを含む本法科大学院の概要・特色については、各年度入学試験の出願期間前に開催される公開の説明会（基準9-3-1に係る記述参照）においても、募集要項を配布してその概略を説明し、出席者からの質疑に応答している他、本法科大学院の受験に関心を有する人々に向けて作成・配布されているパンフレットにも簡略化された形で記載され、広く周知が図られている《添付資料【資料編1】法科大学院パンフレット「PRO. LAW」（2007年度版、2008年度版）参照》。【解釈指針6-1-1-2】

このように本法科大学院の基本情報や入学試験の情報（募集要項を含む）を広く周知するよう努力しており、また、入学者には、共通の試験（多様なバック・グラウンドの評価を含む）において合格点を獲得することが求められており、先の「アドミッション・ポリシー」と併せて、公平性、開放性および多様性の確保が図られている。

基準6-1-2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

(基準6-1-2に係る状況)

本法科大学院は、(基準6-1-1に係る状況)にも記載したとおり、アドミッション・ポリシーとして、すべての入学者に対し、①幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程及び結果を的確に表現する能力(論述力)を有していること、②正義や権利に敏感で、社会・経済に対する強い関心を持ち、そこで生じている問題を発見し、これを適切に処理できる基本的な能力を有していることを求め、これに加えて、法学既修者コースへの入学者には、③法学の基本的な科目(法学未修者コースの1年次で開講されている科目に相当)について既に十分な知識を有していることを求めている。また、法科大学院の教育が実りあるものとなるためには、多様な専門分野やバック・グラウンドを有する人材が入学して、互いに切磋琢磨することが肝要と考え、④法学部卒業生の他にも他学部卒業生、社会活動の経験が豊富な人材、外国留学の経験やボランティア活動の実践を有する人材等が含まれることが望ましいとの考え方を公にしている。

このようなアドミッション・ポリシーのもと、前述のように、本法科大学院の入学者選抜は、既修者コースと未修者コースの定員を予め分けることなく、先ず全体として、第1次選抜(書類審査)、第2次選抜(小論文試験)を行って合格者を確定し、合格者中、既修者コース志望者に対し、さらに法学既修者選抜試験(法律科目試験)を行って既修者コース入学者と未修者コース入学者を振り分ける方式により行っている。これは、未修者コースに入学する者だけでなく、既修者コースに入学する者についても、法律知識以前に、①・②のような基本的能力・資質を十分に備えていることを重視しているからである。

具体的に見ると、第1次選抜の書類審査では、法科大学院適性試験の成績、志願理由書(本研究科を志望する理由と法曹を志望する理由を記入する)、自己評価書(「自己評価一覧」には、学歴、職歴、外国語の能力、その他に分けて関連事項を記載して証明書を添付し、「自己評価書」にはそれに基づく自己評価を記入する)、大学学部における成績証明書に基づく評価を行う。第2次選抜では小論文試験(社会科学的な題材の論説文に対する設問に解答させ、読解力と論理的思考力、表現力を見る)を行い、書類審査の結果と総合して合格者を判定する。法学既修者選抜試験は、未修者コース1年次の法律基本科目に対応して、公法系(憲法及び行政法〔行政救済法及び地方自治法を除く〕)、民事法系(民法及び商法〔会社法・手形法を含み、保険・海商法を除く〕)、刑事法系(刑法)につき、実施している。

以上のうち、アドミッション・ポリシーの①に基づき、書類審査における法科大学院適性試験の成績、学部の成績証明書、自己評価書の各評価と小論文試験において、幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程及び結果を的確に表現す

る能力（論述力）の有無を判定している。また、②に基づいて、主として書類審査における志願理由書、自己評価書の各評価により正義や権利についての敏感さ、社会・経済に対する強い関心力、そこで生じている問題の発見・適切な処理のための基本的な能力の有無について判定しているが、小論文試験の評価もこれに関わる面がある。また、③に基づいて既修者認定に際しては法律科目試験により幅広い基礎的知識と深い理解・応用力とを確認している（既修者については、第4章の記述参照）。

最後に④に基づいて、主として書類審査における志願理由書と自己評価書の評価に際して、職業経験やボランティア活動、サークル活動などの社会的活動経験、留学経験は、個別評価項目として重視し、社会活動の経験が豊富な人材、外国留学の経験やボランティア活動の実践を有する人材等の確保を図っているが、この点に関する前述の評価項目は、法曹を志望する理由や法曹としての適性にも関わる点において、総合的な評価の対象にもなっている。

なお、入試委員会において書類審査を行うにあたっては、毎年、アドミッション・ポリシーを確認し、審査基準を確定している《添付資料【資料編1】「平成20年度名古屋大学法科大学院学生募集要項（法学研究科・実務法曹養成専攻）」、《章別資料》第6章「第2次選抜試験（小論文試験）問題2004、2005、2006、2007、2008」参照》。

基準 6-1-3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

(基準 6-1-3 に係る状況)

本法科大学院の入学者選抜は、第1次選抜（書類審査）、第2次選抜（小論文試験）、法学既修者選抜試験（法律科目試験）によって行われる。アドミッション・ポリシーが掲げるように、法科大学院の教育が実りあるものとなるためには、多様な人材が入学して、互いに切磋琢磨することが肝要と考えており、そのことは、法学部出身者についても同様である。

従って、本学法学部の出身者について優先枠を設けたり、選抜に関し優遇措置を設けるようなことは一切していない。書類審査において、出身大学そのものを考慮することがないのはもちろん、学部の成績証明書の評価においても、出身大学を考慮することはない。【解釈指針 6-1-3-1】

なお、平成20年度入学者選抜において、名古屋大学法学部出身者は、合格者95名中24名（25.3%）、入学者83名中23名（27.7%）である（資料「名古屋大学法学部出身者数一覧」参照）。

名古屋大学法学部出身者数一覧

年度	合格者数	入学者数
16	106(23)	82(21)
17	96(22)	86(22)
18	96(31)	82(30)
19	95(24)	80(22)
20	95(24)	83(23)

* 括弧内が名古屋大学法学部出身者数である。

寄附等の募集は、一切行っていない。【解釈指針 6-1-3-2 は該当なし】

基準 6 - 1 - 4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 6 - 1 - 4 に係る状況)

本法科大学院は、入学者選抜を、第1次と第2次との2段階で行っている。まず、第1次選抜では、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等を客観的に評価するための資料である独立行政法人・大学入試センター実施の法科大学院適性試験の成績(①)に、志願理由書、自己評価書、大学学部の成績証明書などを複数の法科大学院専任教員で審査し、感受性や社会的問題関心、社会性や行動力などを総合的に評価し、点数化したもの(②)を加えて、その合計点数で判定を行っている。①と②の配点比率は、平成18年度入学者選抜までは200点:100点であったが、書類審査を重視してきめ細かい選抜を行うために、平成19年度からは、①と②の配点比率を、100点:150点に改め、第2次選抜でもこれに小論文150点を加えて総合評価することに改めた。

第2次選抜では、社会科学的な題材の論説を用いた小論文試験を実施し、読解力、論理的思考力、文章表現力を複数の法科大学院専任教員で審査するという方法を用いて、法科大学院適性試験では試験形式に伴う限界から評価し尽くせない適性、能力を別途評価し、それを点数化したものを第1次選抜の成績に加え、その合計点数で判定することとしている。

このように、本法科大学院は、入学者選抜に当たって、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等を、客観的な資料と客観的な審査方法を用いて適確に評価している。《添付資料《章別資料》第6章「法科大学院ウェブサイト『入学者選抜試験』」、「第2次選抜試験(小論文試験)問題 2004、2005、2006、2007、2008」参照》。【解釈指針 6 - 1 - 4 - 1】

基準 6-1-5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6-1-5 に係る状況)

本法科大学院の入学者選抜にあたっては、第1次選抜として書類審査を行い、第2次選抜においても、小論文試験の結果と書類審査の結果を総合判断して、合格者の判定をしている。

既修者コースと未修者コースの定員を分けることなく、一括して、法律専門科目試験以外の選抜方法で選抜を行う仕組みは、基本的に、多様な知識又は経験を有する者を積極的に入学させようとするポリシーの反映である。

また、書類審査においては、適性試験の成績の他、志願理由書、自己評価書(「自己評価一覧」には、学歴、職歴、外国語の能力、その他に分けて関連事項を記載して証明書を添付し、「自己評価書」にはそれに基づく自己評価を記入する)《添付資料【資料編1】「平成20年度名古屋大学法科大学院学生募集要項(法学研究科・実務法曹養成専攻)」参照》、大学学部の成績証明書が評価の対象となり、それらの資料によって、外国語能力、留学経験、社会的活動経験、資格、大学成績、学位等の個別項目について評価すると共に、志願理由(目的意識や学習意欲等の実質的内容と共に、表現力、国語力等も加味して評価する)、自己評価(自己評価書の記述全体から、法曹への適性、優れた経験・能力の有無などを評価すると共に、証明資料の整え方も評価する)については、総合評価も加え、全体を合わせて、書類審査の結果としている。

これにより、大学等の在学者については、学業成績以外の外国語能力や資格も評価の対象とするとともに、社会的活動経験として、ボランティア活動の実績や大学のサークル活動における実績を積極的に評価しており、特に積極的・恒常的にボランティア活動等の社会的活動に取り組んだ場合や大学の公式的なサークルにおいて卓越した成果を収めた者については、高い評価を与えている。審査におけるこれらの項目を合わせた比重は、大学成績の比重を上回り、学業成績のほか、多様な学識や課外活動等の実績を十分に加味した選抜を行っているといえる。【解釈指針6-1-5-1】

また、社会人等についても、社会的活動経験として、1年程度以上の社会経験がある場合には積極的に評価し、特に専門性の高い業務において顕著な活躍が認められる場合には高い評価を与えている。また、資格の評価を通じて、多様な社会経験が評価される仕組みとなっている。これらによって、実務経験及び社会経験を十分に加味した選抜を行っているといえる。【解釈指針6-1-5-2】

本法科大学院では、当初、社会経験(社会と密接な関係をもって生活していた経験)を入学時において通算5年以上有する者を社会人と定義していたが、これは、名古屋大学法学部が古くから行っていた社会人特別選抜と同様の基準を採用したものであった。しかし、学部において学科試験を課さない特別選抜を実施する対象としての社会人と法科大学院において受け入れるべき社会人とが同一である必然性はないことから、平成18

年度入学試験の終了後、その見直しを行い、書類審査において社会的活動経験として積極評価をしてきた基準に即し、社会経験を入学時において通算1年以上有する者を社会人と定義することに扱いを改めた。

このような社会人について、入学者選抜においては、書類審査における社会活動経験として一定の評価をし、一定数の入学者を確保できるよう努めている。また、社会人についても、法学を履修する課程以外を履修した者についても、法律家を志望する動機、法律家としての適性が社会経験や専攻分野と関連付けて説明されることが通常であり、それが説得的に示されている限りでは、志願理由、自己評価の総合評価において高い評価が与えられている。これらを通じて、入学者選抜の公平性を害しない範囲で、入学者の内に、法学を履修する課程以外の課程を履修した者、実務等の経験を有する者の割合が入学者の3割以上となるよう努めており、平成16年度、平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度における入学者中社会人あるいは他学部出身である者が占める割合は、各42.7%、33.7%、26.8%、30.1%、33.7%であり、おおむね3割以上となっている《添付資料【資料編1】別紙様式2「学生数の状況」参照》。【解釈指針6-1-5-3】

【解釈指針6-1-5-4は該当なし】

6-2 収容定員と在籍者数

基準 6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものにならないよう配慮されていること。

(基準 6-2-1 に係る状況)

本法科大学院の収容定員は、 $80 \times 3 = 240$ 名であるところ、2008 年 5 月 1 日現在の在籍者は 236 名である。

80 名強の入学者のうち 20 名から 30 名程度は法学既修者であることから、標準修了年限を超える者が 20 名程度である限りは収容定員を超過することはない。

なお、この関係で、原級留置者の数が問題となるが、2007 年度から 2008 年度に移行する段階で、各学年に原級留置となった者は、次の通りである(資料「原級留置者数」参照)。**【解釈指針 6-2-1-1】**

資料 原級留置者数

1 年	2 年	3 年
0 (0)	3 (2)	5 (1)

* ()内は、休学を主な原因とする原級留置者であり、内数である。

この数から判断すると、収容定員を上回る事態に近い将来生ずるとは考え難い。**【解釈指針 6-2-1-2 は該当なし】**

なお、成績不良により進級要件を満たさず原級留置となる学生に対しては、そのような者が大量に滞留することがないように、指導教員が事情を聴取して、履修について必要な指導を行うこととされており、特に 2 年連続して原級留置となった者について、成業の見込みがないと認めるときは、専攻会議において、退学を勧告することができることとされている(基準 4-1-3 に係る記述参照)。

基準 6 - 2 - 2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6 - 2 - 2 に係る状況)

合格者の判定に当たっては、併願状況も加味し、慎重な判断をし、入学定員との乖離が生じないように努めている。

本法科大学院の入学定員は 80 名であるが、実際の入学者数の推移は次の通りである。

資料 入学者数				
2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
82	86	82	83	83

このように入学定員と実際の入学者との相違は、大きな年度においても 1 割に止まっており、乖離は見られない。したがって、現時点では入学定員を見直す必要はない。【解釈指針 6 - 2 - 2 - 1】

《添付資料

- ・【資料編 1】法科大学院パンフレット「PRO.LAW」(2007 年度版、2008 年度版)
- ・【資料編 1】「平成 20 年度名古屋大学法科大学院学生募集要項(法学研究科・実務法曹養成専攻)」
- ・《章別資料》第 6 章「第 2 次選抜試験(小論文試験)問題 2004、2005、2006、2007、2008」
- ・《章別資料》第 6 章「法科大学院ウェブサイト『入学選抜試験』」
- ・【資料編 1】別紙様式 2「学生数の状況」

参照》

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院は、明確なアドミッション・ポリシーを有し、それに基づいた選考方法が採用されている点で優れている。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準7-1-1に係る状況)

1. 入学時の履修指導

入学者に対して、年度当初に本法科大学院の教育に関する導入ガイダンスを2日間に亘って実施し、本法科大学院の理念、カリキュラム、履修の仕方、学習に関する注意事項、ITツールの利用の仕方等について詳しく指導している。また、2006年度の入学者からは、入学前の2月中旬（入学手続時）にも導入ガイダンスを実施し、入学後直ちにスムーズに授業を行うことができるよう、NLS シラバスシステムを通じて授業に関する情報を提供している。本法科大学院では、これらのガイダンスによって入学者に対する全般的な履修指導を行う体制をとっている《ガイダンスの日程、内容、参加教員等については、添付資料《章別資料》第7章「学生ガイダンス配布資料（2004～2008）」参照》。

【解釈指針7-1-1-1、解釈指針7-1-1-4】

2. 法学未修者に対する履修指導

① ガイダンス

入学時ガイダンスにおいては、全入学者を対象とする全体的なガイダンスを行った後に、3年未修者コースの入学者と2年既修者コースの入学者とに分けて個別のガイダンスを実施しており、未修者コース入学者に対しては、特に、法律基本科目の履修に重点を置いたガイダンスをしている《添付資料《章別資料》第7章「学生ガイダンス配布資料（2004～2008）」参照》。

② クラス編成

3年未修者コースの入学者については、大学における既修得単位を個別に細かく見ることによって、主として法学系以外の学部の出身者又は法学部出身者ではあっても法律基本科目の履修が不十分な者から成るAクラスと、それら以外の者から成るBクラスとの2クラスを編成している。これにより、法律基本科目のカリキュラム内容や到達目標は同一であっても、教員がそれぞれのクラスの特徴に応じた授業方法を取りながらAクラスの学修進度がBクラスに遅れることがないように配慮し易くするとともに、同じような学修経験を持つ学生相互間での議論・共同学習等がし易くなるよう配慮している。

③ クラス担任制・指導教員制

クラス担任制と指導教員制をとっている。クラス担任は、専任教員の中から1クラス2～3名をあて、指導教員は、クラス担任の中から学生毎に1名定められる。クラス担任は、入学時に2年既修者コースの学生とは別にクラス懇談会を開催して、特に未修者としての学修方法等について指導・懇談している。また、指導教員は、常時、個別に、入学後の学修全般に亘る履修指導を特に未修者の法学の学修方法に対する不慣れに配慮しつつ行うと共に、奨学金など学修の一環としての生活相談等に応じている《添付資料《章別資料》第7章「クラス担任及び指導教員一覧（2004年度～2008年度）」参照》。

④ 弁護士チューター制

1年次の法律基本科目については、憲法・行政法・刑事法・民法・商法の5分野について弁護士チューター制を取り、授業終了後の時間帯を利用して、授業だけでは十分な理解が難しい問題の学修補助や課題に対するレポートの作成方法の指導等の支援をしている（基準7-1-3に係る記述参照）。

本法科大学院では、以上のような体制によって、法学未修者が1年次の法律基本科目の学修を無理なく行えるよう配慮している。【解釈指針7-1-1-2】

3. 法学既修者に対する履修指導

① ガイダンス

前述のように、入学時ガイダンスにおいては、全入学者を対象とする全体的なガイダンスを行った後に、これとは別に2年既修者コースの入学者に対するガイダンスを実施している。特に、エクスターンシップ等の実務基礎科目については、理論教育を主体とする従来の法学教育とは異なる教育内容や教育手法であることから、理論教育と実務教育を効果的に融合させ、教育効果を上げるために、詳しい説明をする等、実務教育を戸惑いなく履修できるようにするための履修指導を行っている《添付資料《章別資料》第7章「学生ガイダンス配布資料（2004～2008）」参照》。

② クラス担任制・指導教員制・副担任制

2年既修者コースの学生に対しても、未修者コースと同様にクラス担任制・指導教員制をとって懇談会や個別の履修指導を行い、学生の目標とする法曹となるためには多様な履修メニューの中からどのような科目を履修すべきかについて指導・相談・助言を行っている。また、理論教育と実務教育との架橋を図るという観点から、2006年度からは、3年コース2年生と2年コース1年生に、実務家教員を副担任として配置している《添付資料《章別資料》第7章「クラス担任及び指導教員一覧（2004年度～2008年度）」参照》。

③ リーガルリサーチ&ライティング

教育内容の観点から見ても、3年未修者コースの1年次は理論教育が中心であるため、1年を短縮して2年既修者コースに入学した者がそのまま実務教育に関する科目の履修に入っても、特段の戸惑いはないものと思われる。ただし、「リーガルリサーチ&ライティング」は、3年未修者コースの1年次科目であるが、実務基礎科目としての重要性及び従来の法学教育においては十分カバーされていない領域であることに鑑み、法曹実務において不可欠な法律情報の検索・収集、法律文書の作成の基本的知

識を修得させるために、2年既修者コースの学生に対しても免除することなく、必修科目として履修を義務付けている。

本法科大学院では、以上のような体制によって、法学既修者に対して理論教育と実務教育の架橋を図るための履修指導を行っている。【解釈指針7-1-1-3】

4. 在学者に対する履修指導

本法科大学院では、入学者だけでなく、在学者に対しても、毎年度当初にガイダンスを、毎年度当初及び終了時にクラス懇談会を実施して、その都度、本法科大学院の理念・目的を確認しながら、学年進行に伴い履修科目の内容が次第に高度化するとともに科目選択の幅が多様になることに応じて、必修科目の履修に支障が生じないように、また学生自らの関心に従った履修の選択ができるように履修指導を行っている《添付資料《章別資料》第7章「学生ガイダンス配布資料（2004～2008）」参照》。【解釈指針7-1-1-4】

基準 7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準 7-1-2 に係る状況)

1. 本法科大学院では学年ごとに、学習上の基礎単位としてクラスを置き、必修科目は、「民法演習 I・II」(3クラスに分割)を除き、原則としてクラス単位で開講されている。各クラスには、クラスの学習全般について助言を与える2～3名のクラス担任を置き、さらに個別的な指導を徹底するために、各10名程度を指導する指導教員制を採っている。学修全般については、原則として指導教員が相談者となり、年度の初めと終わりにクラス懇談会を開催して、学習相談や教育成果のよりよい実現のための方策を学生と協議している(基準 5-1-1 (6) の記述参照)。**【解釈指針 7-1-2-2】**

2. また、授業科目の担当教員は、オフィスアワーを設定しており、専任教員及び総合法政専攻所属の兼任教員は研究室において、客員・非常勤教員は客員教員室・非常勤講師控室において実施している。面談の予約の方法などについては、年度始めに学生に学生便覧によって周知している《添付資料【資料編 1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科(実務法曹養成専攻)2008年度」71頁「教員オフィスアワー一覧」参照》。**【解釈指針 7-1-2-1】**

3. このほか、教育課程上の成果を実現する上で、特に改善を求めたい事項や苦情がある場合、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるように、法科大学院の複数の専任教員から構成されるアカデミック・カウンセラー委員会が設置されている。学生は、カウンセラーと直接コンタクトを採ることができるほか、アカデミック・カウンセラー委員会宛のメールによって苦情・改善を要望する事項を連絡することができる(匿名でも可)。申し出のあった事項については、内容に応じて適切かつ迅速な対応がとられ、申し出た学生に不利益が及ばないように配慮されている(資料「学修に関する注意事項」参照)。そして、これらのことは、学生便覧において学生に周知されている(資料「学修に関する注意事項」参照)。

資料 学修に関する注意事項(添付資料【資料編 1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科(実務法曹養成専攻)2008年度」32頁参照)

9 アカデミック・カウンセラー

法科大学院における学修全般については、原則として、指導教員が相談者となり、必要な助言を行うが、特に制度上改善を求めたい事項や苦情がある場合については、アカデミック・カウンセラーが対応する。カウンセラーは、法科大学院の複数の専任教員が担当する。

申し出をする学生は、カウンセラーを直接訪ねるかメール(nlsac@law.nagoya-u.ac.jp)によって連絡することができる。匿名でも差し

支えない。

申し出のあった事項については、内容に応じて適切かつ迅速な対応がとられ、申し出た学生に不利益が及ぶことは一切無い。

アカデミック・カウンセラー委員会に寄せられた改善事項に対する回答は、学生からの連絡方法に応じて通知するほか、法科大学院全体にかかわる事項については、NLS シラバスシステムの「教務からのお知らせ」において周知している。回答例については、以下の資料参照（資料「アカデミック・カウンセラー委員会に寄せられた改善事項に対する回答例」）。

資料 アカデミック・カウンセラー委員会に寄せられた改善事項に対する回答例

補講・中間試験・課題等の負担が過重であるとする苦情について（2005年7月25日・法科大学院学務委員会）

先に1年生・3年生からアカデミック・カウンセラー委員会に苦情があった上記の件について、法科大学院学務委員会で調査を行いましたところ、複数の原因が絡み合っていることが判明いたしました。とりわけ、問題となるのは、総体としてどの程度の負担が学生にかかっているのかを教員相互間でリアルタイムで認識することがむずかしい点にあります。

とりあえず、後期開講に向けて、教授会で以下のお願いをいたしましたので、ご連絡をいたします。

- 1) 科目担当教員は、シラバス・システム・授業計画欄に課題・中間試験・小テストの実施日を課題提出期限の最低2週間前に記載すること。実施日について予定日を早めに記載しておくことがのぞましい。
- 2) 科目担当教員は、課題を提示後、2週間以上の提出期間を学生に与えることができるように提出期限を設定すること。
- 3) 中間試験を実施する場合には、通常の予習・復習時間（180分）を大きく超えない範囲で受験の準備ができるように配慮すること。
- 4) 通常の授業回数を超える補講については、合理的な回数とする。
- 5) 授業の進度が遅れた場合には、ただちに補講を実施することとし、定期試験直前に補講が集中しないように配慮すること。

なお、引き続き過度な負担を解消し教育効果が向上するように、方策を検討しております。新たな情報については「教務からのお知らせ」欄を通じてご連絡をいたします。

基準 7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-1-3 に係る状況)

3年コースの1年生の学習を支援するために、愛知県弁護士会に所属する若手弁護士が憲法・行政法・刑事法・民法・商法の5分野について弁護士チューターとして活動している(週1回90分)(資料「弁護士チューター一覧」参照)。弁護士チューターは、授業で分からなかった点や不十分な点を補充する。教材や取り上げる判例はチューターの判断で選択しているが、関連開講科目の教員と連絡をとり、毎年2回、打ち合わせを定期的実施しているほか、随時メールなどで連絡をとっている。

また、最終学年に履修する「総合問題研究(公法・民事法・刑事法)」については、愛知県弁護士会に所属する経験豊かな弁護士が、実務の観点から問題の作成を支援するとともに、講義への参加、課題の添削活動にも協力しているほか、演習科目の一部および「民事・刑事実務基礎」で授業へ参加し、文書添削などの方法によって学修活動を支援している(資料「弁護士による授業の補助」参照)。これについては、NLSシラバスシステム上でいつでもどこからでも実務家から助言・指導を受けられる体制づくりをめざして、文書作成技能レベル確認システムとStudy Group支援システムを稼働させている(これらのシステムの概要については、基準10-2に係る記述参照)。

また、本学大学院法学研究科の研究者養成コースに在籍する院生がティーチング・アシスタント(TA)として学習支援にあたっている科目は別紙のとおりである《添付資料第7章「TA一覧」参照》。

資料 弁護士チューター一覧

2004年度		2005年度	
公法	山田麻登弁護士	公法	山田麻登弁護士
民法	竹内景子弁護士	民法	宮田智宏弁護士
民法	宮田智宏弁護士	刑法	米沢孝充弁護士
刑法	鬼頭治雄弁護士	2007年度	
商法	山崎圭弁護士	憲法	野田葉子弁護士
2006年度		憲法	小田典靖弁護士
公法	山田麻登弁護士	行政法	金岡繁裕弁護士
民法	宮田智宏弁護士	民法	宮田智宏弁護士
刑法	米沢孝充弁護士	刑法	米沢孝充弁護士
刑事訴訟法	大瀧保弁護士	商法	安藤芳朗弁護士
2008年度			
憲法	野田葉子弁護士		
憲法	小田典靖弁護士		
民法	宮田智宏弁護士		
刑法	盛田裕文弁護士		
商法	安藤芳明弁護士		

資料 弁護士による授業の補助

2005年度

授業科目名	学期	補助内容	弁護士氏名
民法演習 I C	前期	講義に出席と添削	垣内幹
民法演習 I D	前期	講義に出席と添削	白川秀之
民法演習 I E	前期	講義に出席と添削	濱寫将周
民法演習 II C	後期	講義に出席と添削	垣内幹
民法演習 II D	後期	講義に出席と添削	白川秀之
民法演習 II E	後期	講義に出席と添削	濱寫将周
民事実務基礎 A	後期	講義に出席と添削	西村俊一
民事実務基礎 B	後期	講義に出席と添削	積木潤
総合問題研究(刑事法) B	後期	講義に出席と添削	鬼頭治雄
総合問題研究(民事法) B	後期	講義に出席と添削	後藤昌弘

2006年度

授業科目名	学期	補助内容	弁護士氏名
民法演習 I C	前期	講義に出席と添削	垣内幹
民法演習 I D	前期	講義に出席と添削	山崎圭
民法演習 I E	前期	講義に出席と添削	白川秀之
民法演習 II C	後期	講義に出席と添削	垣内幹
民法演習 II D	後期	講義に出席と添削	山崎圭
民法演習 II E	後期	講義に出席と添削	白川秀之
民事実務基礎 A	後期	講義に出席と添削	積木潤
民事実務基礎 B	後期	講義に出席と添削	西村俊一
総合問題研究(刑事法) B	後期	講義に出席と添削	大瀧保
総合問題研究(民事法) B	後期	講義に出席と添削	後藤昌弘

2007年度

授業科目名	学期	補助内容	弁護士氏名
民法演習 I C	前期	講義に出席と添削	垣内幹
民法演習 I D	前期	講義に出席と添削	山崎拓哉
民法演習 I E	前期	講義に出席と添削	白川秀之
民法演習 II C	後期	講義に出席と添削	垣内幹
民法演習 II D	後期	講義に出席と添削	山崎拓哉
民法演習 II E	後期	講義に出席と添削	白川秀之
民事実務基礎 A	後期	講義に出席と添削	伊藤加奈子
民事実務基礎 A	後期	講義に出席と添削	重長孝志
民事実務基礎 B	後期	講義に出席と添削	野田裕之

民事実務基礎 B	後期	講義に出席と添削	西村俊一
刑事実務基礎	前期	講義に出席と添削	成田清
刑事実務基礎	前期	講義に出席と添削	大瀧保
総合問題研究（刑事法）	後期	講義に出席と添削	大瀧保
総合問題研究（公法）	前期	講義に出席と添削	岩月浩二
総合問題研究（公法）	前期	講義に出席と添削	川口創
総合問題研究（公法）	前期	講義に出席と添削	高森祐司
総合問題研究（公法）	前期	講義に出席と添削	北村栄

2008 年度

授業科目名	学期	補助内容	弁護士氏名
民法演習 I C	前期	講義に出席と添削	林良周
民法演習 I C	前期	講義に出席と添削	日比野穂高
民法演習 I D	前期	講義に出席と添削	山崎拓哉
民法演習 I D	前期	講義に出席と添削	入江孝幸
民法演習 I E	前期	講義に出席と添削	永田友和
民法演習 I E	前期	講義に出席と添削	辻頭一朗
民法演習 II C	後期	講義に出席と添削	林良周
民法演習 II C	後期	講義に出席と添削	日比野穂高
民法演習 II D	後期	講義に出席と添削	山崎拓哉
民法演習 II D	後期	講義に出席と添削	入江孝幸
民法演習 II E	後期	講義に出席と添削	永田友和
民法演習 II E	後期	講義に出席と添削	辻頭一朗
民事実務基礎 II	前期	講義に出席と添削	夏目久樹
刑事実務基礎	前期	講義に出席と添削	岩井羊一
刑事実務基礎	前期	講義に出席と添削	大瀧保
総合問題研究（刑事法）	後期	講義に出席と添削	大瀧保
総合問題研究（公法）	前期	講義に出席と添削	岩月浩二
総合問題研究（公法）	前期	講義に出席と添削	川口創
総合問題研究（公法）	前期	講義に出席と添削	勝田浩司
総合問題研究（公法）	前期	講義に出席と添削	森弘典
総合問題研究（公法）	前期	講義に出席と添削	新海聡
総合問題研究（民事法） I	前期	講義に出席と添削	伊藤加奈子
総合問題研究（民事法） I	前期	講義に出席と添削	重長孝志
総合問題研究（民事法） I	前期	講義に出席と添削	野田裕之
総合問題研究（民事法） I	前期	講義に出席と添削	西村俊一
総合問題研究（民事法） II	後期	講義に出席と添削	伊藤加奈子
総合問題研究（民事法） II	後期	講義に出席と添削	重長孝志

総合問題研究（民事法）Ⅱ	後期	講義に出席と添削	野田裕之
総合問題研究（民事法）Ⅱ	後期	講義に出席と添削	西村俊一

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

1. 学生に対する経済的支援のための制度としては、まず、「授業料免除」がある。これは、授業料を全額または半額免除するという全学的な制度であるが、本法科大学院においては、対象が法科大学院生であることに鑑み、学業にインセンティブを与えるという目的とともに、社会人入学者については、いわゆる家計基準について、就業時の前年度の収入を基準とすることは妥当でないことから、その選考については、家計基準と学力基準の両方を考慮する（家計基準と学力基準の比重は、4：6）という、全学とは異なる特別な基準を設け、半額を免除している《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」39頁、《章別資料》第7章「専門職大学院（法科大学院）授業料免除取扱要項」参照》。具体的には、未修者コース（3年コース）と既修者コース（2年コース）とを別枠とし、各学年10名程度の枠で認めている。

また、本法科大学院の学生のみを対象とした独自の「教育ローン」制度も設けている。これは、2005年2月に、名古屋大学大学院法学研究科とUFJ銀行（現：三菱東京UFJ銀行）との間で締結した契約に基づくものであり、その内容は、本法科大学院の学生（または入学予定者）については、UFJ銀行の通常の教育ローンより借入金利を特別に優遇するというものである（資料「教育ローン」参照）《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」39頁参照。なお、2008年5月1日現在、通常の同銀行の教育ローン金利は、変動で4.875%、固定で6.875%である》。

他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介としては、まず、日本学生支援機構の奨学金第1種（無利子）、第2種（有利子）があり、それについて、その応募の紹介を行っている。2007年度の採用実績は、併用貸与応募者4名全員採用、第1種応募者25名全員採用、第2種応募者5名全員採用であった。

また、本法科大学院は、中部弁護士会連合会・名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）が後援する「NPO法人ロースクール奨学金ちゅうぶ」

（http://geocities.jp/lawschool_se/index.htm）の奨学金（2003年発足、2004年度から募集開始）の支給対象法科大学院となっており、その応募の紹介も行っており（資料「ちゅうぶ奨学生について」参照）、2006年度入学生1名、2007年度入学生1名、2008年度入学生2名が本法科大学院から採用されている。

さらに、地方公共団体及び民会奨学事業団体が貸与・給付する奨学金の募集があったときは、その都度、その応募の紹介を行うこととしている。【解釈指針7-2-1-1】

資料 教育ローン

<教育ローンについて>

名古屋大学大学院法学研究科と三菱東京UFJ銀行との間で、法科大学院の学生について、「教育ローン」の提携がされています。内容は、従来のUFJ教育ローンの枠組みと同じですが、名古屋大学大学院実務法曹養成専攻の学生（または入学予定者）であると確認されれば、借入金利が店頭金利よりも引き下げられます（2008年3月1日現在、0.7%の優遇）。手続は、全国の三菱東京UFJ銀行の本支店（但し旧UFJ銀行店舗の取扱い）で行っていますので、詳しくは、近くの店舗にお問い合わせ下さい。なお、確認書類として合格通知または在学証明書が必要になります。（2008年度名古屋大学法科大学院学生便覧 39頁から抜粋）

資料 ちゅうぶ奨学生について

- ・NPO法人ロースクール奨学金ちゅうぶ奨学生募集のお知らせ

名古屋大学法科大学院は、NPO法人ロースクール奨学金ちゅうぶ（後援：中部弁護士会連合会・名古屋弁護士会）の奨学金支給対象法科大学院です。

同NPO法人では、弁護士が不足している地域で、将来弁護士として働く意志のある中部地区の法科大学院生を奨学金というかたちで応援しています。

詳しくはNPO法人の[ホームページ](#)をご覧ください。

（名古屋大学法科大学院ウェブサイトから抜粋）

2. 学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談助言体制については、各年度初めの履修ガイダンスにおいて名古屋大学の全学生用の「名古屋大学学生便覧」を配布して周知し、名古屋大学の全学の機関として設置された「保健管理室」、「学生相談総合センター」、及び「セクシュアル・ハラスメント相談所」を法科大学院の学生も利用する形で対応している。

保健管理室では、内科医師による健康相談（月から金）と、精神科医による精神健康相談（月・金）を行っており、身体と精神の両面について、学生が容易に相談することができるような体制を整備するよう全学的に努めている。【解釈指針7-2-1-2】

学生相談総合センターは、学生相談部門、メンタルヘルス部門、就職相談部門からなっている。学生相談部門では、臨床心理学の専門家が、学業・進路・対人関係などの学生生活上の悩みや課題についての相談およびカウンセリングを行い、学生自身で問題解決の糸口を見つけるための援助を行う。メンタルヘルス部門では、精神科医が、不眠・抑うつ・不安などの精神的な悩みの相談に薬物療法も含めて対応し、また、学生の指導にあたる教員および保護者の対応の仕方についても相談に応じている。いずれの生活相談体制も、専門家が配置され、毎日開室されており、学生が講義等の合間に容易に相談に行くことができるような体制を整備するよう全学的に努めている（資料「名古屋大学

学生相談総合センターの概要」参照)。さらに、本法科大学院では、クラス担任も、学習支援の一環として、休学等の生活相談についても助言を行っている。【解釈指針7-2-1-2】

名古屋大学は「名古屋大学ハラスメント防止基本宣言」に基づいて、全学的にセクシュアル・ハラスメント等の防止に取り組んでいる。同宣言の精神を具体化して、各種ハラスメントを防止する体制を整備するために、「名古屋大学セクシュアル・ハラスメント防止対策ガイドライン」を策定した(資料「名古屋大学ハラスメント防止基本宣言」、資料「セクハラ防止対策ガイドライン」参照)。

上記ガイドラインに基づいて、全学の組織として「セクシュアル・ハラスメント相談所」が設置されており、セクシュアル・ハラスメントに関し専門的な対応のできる相談員を複数配置した。相談室は毎日(月から金)午前9時半から午後4時まで電話やFAXでの相談を受け付けており、電子メールでも相談をすることができる。また、部局ごとに、専門研修を受けた教職員が窓口担当員として配置され、相談の受け付け、相談所の紹介を行っている。【解釈指針7-2-1-2】

資料 名古屋大学学生相談総合センターの概要

学生相談総合センター内学生相談室(学生相談部門)

専任相談員(臨床心理士2名)

開室時間:月~金 10:00~17:00

所在地:学生相談総合センター(本部2号館地階)

全学教育棟学生相談室

専任相談員(臨床心理士2名)

開室時間:月・金 13:00~17:00 ※授業期間中のみ開室

相談室所在地:全学教育棟1階

保健管理室(メンタルヘルス部門)

専任相談員(精神科医2名)

受付時間:月~金 10:00~17:00

相談室所在地:保健管理室

*メンタルヘルス部門は完全予約制なので、カウンセリングを希望する学生・院生は事前に保健管理室受付に申し込む必要がある。

(出典:名古屋大学学生相談総合センターのウェブサイトから抜粋。ウェブサイトのアドレスは、<http://www.htc.nagoya-u.ac.jp/gakuso/>)

資料 名古屋大学ハラスメント防止基本宣言(平成13年10月16日制定)

名古屋大学は、『学術憲章』において、「人間と社会と自然に関する研究と教育を通じて、人々の幸福に貢献すること」を大学の使命とし、そのための研究と教育の基本目標及び社会的貢献の基本目標を明らかにしている。また、「大学運営の基本方針」として、すべての教職員や学生の学問研究の自由を保障するとともに、各構成員が大学の理念や目標の策定と実現に積極的に参画すること、自らの不断の努力によって大学の発展に寄与することを求めている。

こうした大学運営のあり方を支える上で、大学のすべての構成員が、互いに他の者を対等な人格と認め、その自由や権利を尊重しあうことが不可欠である。大学での日常的な活動は、個人的な信頼関係や指揮命令に基づく協働作業とが交錯する場において行われる。しかしながら、そうした場合は、セクシュアル・ハラスメントやいわゆるアカデミック・ハラスメント等の人権侵害の起こる空間にもなりうる。名古屋大学のすべての構成員は、このことを十分に自覚して、大学の良好な環境の維持発展に努めなければならない。

教育・研究活動に関わる大学運営において、地位や影響力を有する者は、それらを有効に活用することで、すぐれた成果を挙げ大学に貢献することが期待されている。とりわけ教員は、学生に対する教育・指導・評価といった権限を有している。しかし、そうした権限や影響力を濫用し、又は職務を逸脱して、教育・研究指導を受ける者や職務に従事する者の人格や権利を侵害することは、決して許されない。人類の幸福に貢献するという名古屋大学の崇高な使命を全うすべく、大学のすべての構成員は、自由と権利を享受すると同時に、厳しい自己規律を維持しながら教育、研究、就業活動に従事すべき義務を負っている。

他方で、ハラスメントの被害者は、深刻な苦痛を被るだけでなく、日常の生活を取り戻すまでに長い時間を要するなど、経済上も健康上も重い負担を負う場合がある。それはまた、大学全体にとっても大きな損失をもたらす。なぜならば、有為な人材の育成が滞り、教職員や学生の能力が十分に発揮されないことになり、さらには、これまで名古屋大学の先人たちが築いてきた職場や教育・研究環境を破壊することにもつながるからである。

大学では、何よりもハラスメントが発生しない環境を作ることが大切である。しかし、不幸にもハラスメントが生じた場合には、大学は、速やかに被害者の権利を回復し、良好な環境を取り戻すために、当事者による自主的な解決への援助、専門家による相談、あるいは関係機関の連携協力により柔軟でかつ適切な対応を行うなどして、誠実に問題解決に取り組まなければならない。

名古屋大学は、以上のように、大学のすべての構成員の厳しい自己規律と誠意ある協力に基づき、ハラスメントの徹底的な防止と、その対策の実施に努める。

(名古屋大学セクシュアル・ハラスメント相談所のウェブサイトから抜粋。

<http://www.sh-help.provost.nagoya-u.ac.jp/system/index.html>)

資料 セクハラ防止対策ガイドライン(平成14年2月19日評議会承認、平成14年4月1日制定、平成17年2月15日一部改正、平成17年11月30日一部改正、平成18年10月17日一部改正)

第1 趣旨

このガイドラインは、「名古屋大学ハラスメント防止基本宣言」及び「雇用の分野における男女均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）」第21条の規定に基づき、名古屋大学（以下「本学」という。）の構成員等の就労、就学及び研究に関する権利並びに人権を保障することを目的として、セクシュアル・ハラスメントを防止する措置について、また、セクシュアル・ハラスメント及びこれに類する人権侵害並びにこれらに起因する問題（以下「セクシュアル・ハラスメント等」という。）が生じた場合の苦情処理等の措置について、必要な事項を定める。

このガイドラインの対象とする本学の構成員等には、大学教員、附属学校教員、事務職員、技術職員、図書館職員、技能職員、看護職員、教務職員、契約職員、パートタイム勤務職員、医員、医員（研修医）、委託契約による業務従事者、学部学生、大学院学生、聴講生、研究生、附属学校生徒等の本学で就労又は就学するすべての者並びに学生・生徒の保護者及び関係業者が含まれる。

第2 定義

- (1) セクシュアル・ハラスメントとは、人権侵害行為であって、次に掲げる行為をいう。
- ① 行為者の意図にかかわらず、性的な関心や欲求に基づく言動により、相手や周囲の者を不快にさせること。
 - ② 相手の望まない性的な言動
 - ③ 交際又は性的関係の強要
 - ④ 性的な画像・文書の掲示、提示により良好な環境を害すること。
- (2) これに類する人権侵害とは、例えば、次に掲げる性別により役割を分担すべきとする意識に基づく差別的な言動及び処遇をいう。
- ① 女性としての役割を果たすべきだとして、飲食の世話など女性の職員等に求めること。
 - ② 「女のくせに心配りがない」「男のくせに根性がない」などと非難すること。
 - ③ 女性の研究、演習等への参加について、「女は能力が劣るくせにトラブルの原因となって厄介だ」などと拒否したり、また逆に性的関心や性別役割の期待により歓迎すること。
- (3) これらに起因する問題とは、次に掲げることをいう。
- ① セクシュアル・ハラスメントへの対応（服従、拒否、抗議、苦情の申出の行為等）に起因して就労、就学上の利益又は不利益若しくは精神的苦痛を受けること。
 - ② セクシュアル・ハラスメントを直接又は間接に受けることにより、職務や学業に専念できなくなる程度に、就労、就学及び研究上の環境が不快なものにな

ること。

- ③ セクシュアル・ハラスメントの対応により誹謗中傷を受けること。

注) 「利益若しくは不利益」とは、次に掲げることを行う。

ア 昇格、配置換等の人事上の取扱い、昇給、昇給、勤勉手当等の給与上の取扱い、業務の指揮等に関する利益又は不利益

イ 進学、進級、卒業、成績の評価、教育・研究上の指導を受ける際の取扱い、就職、非常勤講師や奨学金の推薦の取り計らいにおける利益又は不利益

第3 総長の責務

名古屋大学総長（以下「総長」という。）は、雇用管理上必要なセクシュアル・ハラスメントの防止等に対する配慮をするものとする。

第4 セクシュアル・ハラスメント等の防止および救済

本学は、セクシュアル・ハラスメント等の徹底防止に努める。また、本学は、セクシュアル・ハラスメント等の被害者を救済するため、次に掲げる被害者の権利の回復に努める。

- ① 就労、就学及び研究を良好な環境で行う権利
- ② 就労、就学及び研究に専念できる権利
- ③ 就労、就学及び研究において公正・公平に処遇される権利

第5 セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会

本学のセクシュアル・ハラスメント等の防止及び苦情処理等の体制を整備するため、名古屋大学セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）を設置する。防止対策委員会は、第4に掲げるセクシュアル・ハラスメント等の防止及び救済のための対策を講じ、第6及び第7に掲げる苦情相談と苦情処理の体制を統括し、また、関係部門局及び専門機関等との連携協力を図ることにより、適切な対策を実施する。

第6 苦情相談の体制

本学に、セクシュアル・ハラスメント等に関する相談体制を整備するとともに、相談業務の円滑かつ適切な遂行に資するため、次に掲げるセクシュアル・ハラスメント相談所等を置く。

(1) セクシュアル・ハラスメント相談所

- ① セクシュアル・ハラスメント相談所は、個人のプライバシーを守り、相談者の立場に沿った助言、相談者へのカウンセリングを行う。
- ② セクシュアル・ハラスメント相談所は、被害者の人権等の回復のための援助を行う。
- ③ セクシュアル・ハラスメント相談所に、セクシュアル・ハラスメントに関し専門的な対応のできる相談員を配置し、相談に応じる。相談の申し込みは、電話、ファクシミリ、メール及び手紙で受け付けるが、直接来訪することも可能である。面談は、日時等の予約をして行う。詳細については、別紙「セクシュアル・ハラスメント相談所案内」のパンフレットを参照。

(2) セクシュアル・ハラスメント相談所では、次に掲げる者からの相談に応じる。

- ① セクシュアル・ハラスメント等により被害を受けた本人

- ② 他の者がセクシュアル・ハラスメント等を受けているのを見て不快に感じた者
- ③ 他の者からセクシュアル・ハラスメント等に関する相談を受けた者
- ④ 他の者からセクシュアル・ハラスメント等をしている旨の指摘を受けた者
- ⑤ 本学の元構成員で、在職又は在学時にセクシュアル・ハラスメント等の被害を受けた本人

(3) 部局受付窓口

部局に、相談の受付窓口を置き、部局の教職員を部局受付窓口担当員として配置し、電話、直接の来訪により受付を行う。ただし、相談は、セクシュアル・ハラスメント相談所が行う。

第7 苦情処理の体制

セクシュアル・ハラスメント相談所及び防止対策委員会は、次に掲げる苦情処理の事項を行う。

- ① 苦情処理手続きの案内は、セクシュアル・ハラスメント相談所で行う。
- ② 調停及び事実調査の申立ては、セクシュアル・ハラスメント相談所が防止対策委員会に取り次ぐ。ただし、申立てを行う者は、セクシュアル・ハラスメント等の行為を直接受けた被害者本人に限られる。また、申立てた本人が希望すれば、引き続きセクシュアル・ハラスメント相談所のサポートを受けることができる。なお、調停及び事実調査は、申立てた本人の意思により、何時でも打ち切ることができる。
- ③ 調停及び事実調査の申立ての受理は、防止対策委員会が審査を行い決定する。これ以後、苦情処理が終了するまで、本人に対する通知等は防止対策委員会が行う。
- ④ 防止対策委員会は、事実調査の開始を関係部局長（申立人が附属学校生徒の場合は、併せて附属学校長。以下同じ。）に通知する。関係部局長は、秘密保持に留意し、事実調査への協力及び2次被害の防止を行う。
- ⑤ 防止対策委員会は、事実調査の結果に基づき、救済措置、環境改善等が必要と判断した場合は、総長及び関係部局長に対し勧告を行い、処分又は訓告若しくは嚴重注意の措置（以下「処分等」という。）が必要と判断した場合は、総長に対し勧告を行うとともに、関係部局長にその旨伝達する。救済措置、環境改善等に係る勧告を受けた関係部局長は、具体的措置の実施等について総長に対し報告を行う。総長は関係部局の措置等について防止対策委員会に通知し、通知を受けた防止対策委員会は、申立人への伝達を行う。
- ⑥ 緊急対応及び救済等に関する必要な事項は、防止対策委員会がセクシュアル・ハラスメント相談所及び関係部局長等と協議して定める。
- ⑦ 全学の教職員、学生等に対するセクシュアル・ハラスメント防止の研修・広報活動等は、防止対策委員会が企画し実施する。各部局における防止の研修・広報活動等は、部局長が企画し実施する。

第8 セクシュアル・ハラスメント防止に関する注意事項

- (1) 性に関する言動に対する受け止め方には、個人間や男女間、その人物の立場等

により差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要である。したがって、次の点について注意する必要がある。

- ① 親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。
- ② 不快に感じるか否かには個人差があること。
- ③ この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。
- ④ 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしないこと。
- ⑤ 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を繰り返さないこと。
- ⑥ セクシュアル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。
- ⑦ セクシュアル・ハラスメントを受けた者は、上司、指導教官等との継続的な従属関係を考慮し、拒否の意思表示ができない場合が多い。したがって、一時的に性的言動を許容する態度を示したからといって、同意・合意していると勘違いしてはならない。
- ⑧ セクシュアル・ハラスメント等の行為が繰り返して行われる場合、上下関係及び影響力を利用して行われる場合は、悪質なセクシュアル・ハラスメント等となる。また、セクシュアル・ハラスメント等の行為は、行われる場所（大学の内か外か）、時間（授業、勤務時間内か外か）を問わない。

注) 例えば、大学における人間関係がそのまま継続する歓迎会やコンパのような場におけるセクシュアル・ハラスメントも同様に注意しなければならない。

- (2) セクシュアル・ハラスメントに当たるような行為をしてしまった場合には、直ちに相手に謝罪し、相手との良好な関係の維持に真摯に努めなければならない。
- (3) セクシュアル・ハラスメントを受けた時には、時間を置かずに、不快であることや拒否の意思を相手に伝えることが望ましい。しかし、実際には、意思表示が困難であったり、不利益が予想されたりすることが多い。そのような場合には、セクシュアル・ハラスメント相談所へ対処の方法等について相談すること。

第9 セクシュアル・ハラスメント等に対する処分

教職員は、セクシュアル・ハラスメント等の態様等により、名古屋大学職員就業規則（平成16年度規則第1号）第45条第1項に該当した場合には、役員会の審査又は審議の結果により、懲戒処分に付されることがある。学生・生徒の場合は、停学、退学等の処分に付されることがある。

第10 2次被害の防止と処分等の措置

防止対策委員会は、相談受付後の2次被害の防止に関する必要な事項を定める。

また、次に掲げる行為を行った者についての処分等の措置の実施を総長に対し勧告する。

- ① 調停及び事実調査の申立人並びに事実調査の協力者に対する報復、報復のほめかし、誹謗中傷等の行為
- ② 風説の流布等により関係者のプライバシー、名誉等の人権を侵害する行為
- ③ 相談員、防止対策委員会委員等に対する嫌がらせ行為

第11 虚偽申立ての禁止

セクシュアル・ハラスメント等につき虚偽の申立てを行った者は、処分等に付されることがある。ただし、事実調査の結果として申立てが認められなかった場合、ただちにこのことをもって、虚偽の申立てをしたとみなし、申立てた者に対して不利益な扱いをしてはならない。

第12 ガイドラインの見直し

防止対策委員会は、このガイドラインの年度ごとの運用状況をみて、必要があれば、その見直しをするものとする。

(名古屋大学セクシュアル・ハラスメント相談所のウェブサイトより抜粋。

<http://www.sh-help.provost.nagoya-u.ac.jp/system/guide.html>)

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-3-1 に係る状況)

名古屋大学では、全学的に身体に障害のある者の受験機会の確保、入学後の学習・生活支援のための施策をとっており、本法科大学院においても、以下のような措置を講じている。

(1) 受験機会の確保及び修学上の配慮

身体に障害のある者が本法科大学院の入学試験を受けようとする場合で、受験上・修学上特別な配慮を必要とするときは、入学願書の提出に先立って、障害の状況、受験上及び修学上の配慮を希望する事項等を記載した「特別配慮申請書」(様式は自由)と健康診断書を本法科大学院へ提出してもらい、あらかじめ相談してもらうこととしている。申請書が提出された場合には、入学試験に関しては、入試委員会を中心にして組織的な対応策を検討し、障害の種類や程度に応じた特別措置を講ずることとしている。これまで具体的には、視覚障害のある者に対して、拡大文字問題冊子の配布や試験解答時間の延長(1.3倍)等、大学入試センター法科大学院適性試験に準じた特別措置を取った。また、入学後の修学に関しては、入学試験に合格後、学務委員会、学生生活委員会が本人に本法科大学院の設備等を説明し、十分事情を聴取した上で組織的な対応をすることとしているが、現在までのところ、実際に特別措置を要する者は入学していない(資料「身体に障害がある者の出願」参照)。**【解釈指針 7-3-1-1】**、**【解釈指針 7-3-1-3】**

資料 身体に障害がある者の出願(添付資料**【資料編 1】**「平成 20 年度名古屋大学法科大学院学生募集要項(法学研究科・実務法曹養成専攻) 3 頁参照)

6 身体に障害がある者の出願

身体に障害がある者で、受験上・修学上特別な配慮を必要とする者は、以下の書類を平成 19 年 10 月 9 日(火)から平成 19 年 10 月 16 日(火)までの期間に(必着)、本研究科入試担当(後述する「17 その他」(1)の照会先を参照)へ持参又は郵送で提出し、あらかじめ本研究科と相談すること。なお、提出された書類の返還はしない。

- (1) 特別配慮申請書(障害の状況、受験上及び修学上の配慮を希望する事項等を記載したもので、様式は自由、A4 サイズ)
- (2) 健康診断書

(2) 施設・設備

本法学研究科の建物は、いわゆるユニバーサルデザインを採用しており、身体に障害

のある者用に、室内への出入口を段差のないバリアフリーの引き戸にし、本来は固定席である講義室の出入口側最前列を車椅子で受講できるよう移動式座席とし、移動用にエレベーター及び階段昇降用エレベーターを備え、緊急呼出ボタン付の多目的トイレを1階に設置している。このように、本法科大学院では、身体に障害のある者の修学のために必要な基本的施設・設備の整備充足に努めている。【解釈指針7-3-1-2】

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

本法科大学院では、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めている。

学生が目指す法曹のイメージを持つのは、まずもってすでに実務法曹の職業に就いている教員の開講する科目を受講することによるものと思われる。そのためには実務家教員の開講科目が充実していることが必要となる。本法科大学院においては、実務家の専任教員5名及び実務家の客員教員・非常勤教員が開講する科目がそれにあたる。すなわち裁判官教員、検察官教員、弁護士教員、企業派遣教員により単独でまたは研究者教員との共同によって開講される「民事実務基礎Ⅰ」「民事実務基礎Ⅱ」「刑事実務基礎」「法曹倫理」「ロイヤリング」「エクスターンシップ」「模擬裁判（民事）」「環境法Ⅱ」「企業法務Ⅰ」「企業法務Ⅱ」「国際企業法務」「総合問題研究（民事法）Ⅰ」「総合問題研究（民事法）Ⅱ」「総合問題研究（刑事法）」などの受講によって、学生はそれぞれの職業イメージを豊かにすることができる。また全科目に共通して、授業担当者によるオフィスアワーが行われており、さらに「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」など科目によっては、実務家教員が、期末試験終了後、学生との個別面談をして、学生の能力、適性、進路に関する相談を受けている。とくに「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」は必修科目であることもあって、ほとんどの学生がオフィスアワーを利用している状況である。

さらに卒業生を含む学生の職業支援のために、名古屋大学法科大学院は、「キャリア支援委員会」を設けている。この委員会の構成メンバーは、実務法曹養成専攻長（法科大学院長）の他、派遣裁判官（1名）、派遣検察官（1名）、専任弁護士教員（2名）、経産省退職者である専任教員（1名）、研究者教員（2名）の法科大学院教員及び本法学研究科総合法政専攻所属の企業退職者である専任教員（1名）の合計9名である《添付資料《章別資料》第5章「法科大学院委員会一覧」、「法科大学院各種委員会職務内容一覧」参照》。

キャリア支援委員会は、学生や修了生の進路・就職の相談やアドバイスをを行うこと、法曹としての多様な専門性を取得するための支援策を行うこと、それらの施策についての調査研究を行うことを職責としている。例えば、自分の適性との関係でどの法曹職が合っているのか、弁護士事務所のどこがどのような活動を行っているのか等の相談や、学業の途中で法律家としての適性が危ぶまれる者について、企業ないしは公務員等への方向転換の相談などもこれに含まれる。具体的には、各担当教員のオフィスアワー等を利用して学生が気軽に相談できる体制を作り上げている。また、修了生が司法試験を受験した後、合格発表までの間に特別講義・講演を実施し、2007年度は「刑事裁判実務の

改正動向」、「国際企業法務の最新事情」、「知的財産権に関する最新事情」、「日本法令の英語翻訳」などを開講して、修了生がその能力・適性に応じた法曹への進路を決定することができるよう、きっかけを与えている。

さらに、キャリア支援は本法科大学院のみの課題ではないことから、近隣の他の法科大学院と連携によるキャリア支援の実施について協議しており、できるだけ早い時期に具体策を実施する予定である。また、本法科大学院を含めた全国13の法科大学院（代表校は明治大学法科大学院）の共同申請による「全国法曹キャリア支援プラットフォーム」が文部科学省の平成19年度専門職大学院等教育推進プログラムに採択されるとともに、法科大学院協会においても、2007年12月に修了生職域問題等検討委員会が設置されて上記プラットフォームとの連携をはかることとされた。同プラットフォームは、全国の修了生のうち任意に登録した者に対してWebサイト上で弁護士事務所その他の就職情報を提供するものであり（通称「ジュリナビ」）、2008年度には試行的な情報提供が開始される予定である。本法科大学院でも、とくに中部地方以外の地域における就職情報の収集にメリットがあることから、2007年度修了生に対して登録を呼びかけた《以上のキャリア支援について、添付資料《章別資料》第5章「法科大学院委員会一覧」、「法科大学院委員会職務内容一覧」、第7章「2007年度キャリア支援策一覧」、「全国法曹キャリア支援プラットフォームの概要」参照》。【解釈指針7-4-1-1】

《添付資料

- ・《章別資料》第7章「学生ガイダンス配布資料（2004～2008）」
- ・《章別資料》第7章「クラス担任及び指導教員一覧（2004年度～2008年度）」
- ・【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」
- ・《章別資料》第7章「TA一覧」
- ・《章別資料》第7章「専門職大学院（法科大学院）授業料免除取扱要項」
- ・【資料編1】「平成20年度名古屋大学法科大学院学生募集要項（法学研究科・実務法曹養成専攻）」
- ・《章別資料》第5章「法科大学院委員会一覧」
- ・《章別資料》第5章「法科大学院各種委員会職務内容一覧」
- ・《章別資料》第7章「2007年度キャリア支援策一覧」
- ・《章別資料》第7章「全国法曹キャリア支援プラットフォームの概要」 参照》

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格と評価

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院は、基準8-2-1に係る状況において後に述べるように、収容定員240名に対して必要とされる専任教員数(16名)を上回る20名の専任教員を置いている(なおその他に2008年9月着任予定1名)。また、非常勤教員は、法律基本科目以外で、かつ、専任教員及び兼任教員では担当することが困難な科目に限り、必要な限度で厳選して採用している。専任教員及び兼任教員の名簿は、専門分野、担当科目、略歴、資格、主要著作、法科大学院での教育の抱負等を付して、また、非常勤教員の名簿は、専門分野、担当科目、略歴、資格、主要著作を付して、ウェブサイト上で公開している《添付資料《章別資料》第8章「ウェブサイト『教員紹介』、【資料編1】別紙様式1「開講授業科目一覧」、別紙様式3「教員一覧」、《章別資料》第8章「法科大学院非常勤講師一覧(2004年度～2008年度)」参照》。

専任教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等及び公的活動等については、法学研究科の自己点検・評価報告書とは別に作成した法科大学院独自の自己点検・評価報告書(2006年4月、2007年12月、2008年5月)に収録してこれを全国の法科大学院に配布しており、これにより、各教員が、その担当する専門分野について、法科大学院における教育上の指導能力を有していることを示す資料及び学外での公的活動や社会貢献活動を示す資料を公表している。また、法学研究科の兼任教員の教育上又は研究上の業績等については、名古屋大学のウェブサイト上の「研究・教育」(教員情報)において公表しており、非常勤教員については、採用時に厳正な業績・資格審査を行ったうえで、各年度の学生便覧に一覧表を設けて氏名・所属・資格等を公表している《添付資料【資料編1】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書(2004年4月～2006年3月)」、「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻2006年度自己点検・評価報告書」、「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書(2006年4月～2008年3月)」、別紙様式3「教員一覧」、《章別資料》第8章「法科大学院兼任教員情報例」、「法科大学院非常勤講師一覧(2004年度～2008年度)」参照》。

以上の方法を通じて、本法科大学院では、教員が法科大学院での教育を行う上で必要な指導能力を有することを示す資料を開示している。【解釈指針8-1-1-1】

基準 8-1-2

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本法科大学院の専任教員には、教育上又は研究上の業績を有する者、高度の技術・技能を有する者あるいは特に優れた知識及び経験を有する者で、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者を配置しており、その最近5年間に於ける研究上の業績及び公的活動等については、本法科大学院の自己点検・評価報告書(2004年4月～2006年3月)、2006年度自己点検・評価報告書、自己点検・評価報告書(2006年4月～2008年3月)に収録してこれを全国の法科大学院に配布している。また、専任教員の法科大学院における教育業績については、担当科目をウェブサイト上で公開している《添付資料【資料編1】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書(2004年4月～2006年3月)」第2部、「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻2006年度自己点検・評価報告書」第2部、「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書(2006年4月～2008年3月)」第2部参照》。

【解釈指針 8-1-1・2-1】 【解釈指針 8-1-2-2】

本法科大学院の専任教員は、研究者教員15名(なおその他に2008年9月着任予定1名)、実務家教員5名の合計20名である。そのうち法学研究科総合法政専攻の専任教員でもある者(以下「兼専教員」と称する。)は5名であり、専任教員の3分の1を超えていない《添付資料【資料編1】別紙様式3「教員一覧」参照》。【解釈指針 8-1-2-3】 【解釈指針 8-1-2-4】

基準 8 - 1 - 3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8 - 1 - 3 に係る状況)

本法科大学院の専任教員の採用、昇任は、名古屋大学教授会規程第2条第4号に定めるとおり、法学研究科教授会の管轄事項であり、かつ、名古屋大学大学教員選考基準に定める基準にしたがって審査することによって行われる。教員選考基準第3条以下では、教授・准教授等の資格に応じて、それに相応しい研究上の能力かつ教育上の能力を有することが要求されている。非常勤教員の採用もまた、上記に則って行われる。法学研究科の教授会における教員採用・昇任手続においては、当該人事ごとに、候補者探索委員会、選考委員会、審査委員会を設置して慎重な人事を行うとともに、全教員に情報を開示したうえで、担当する授業科目に関して研究上・教育上必要とされる能力を有しているか否かにつき厳正な審査を行っており、これにより、教員の担当科目に関する教育上の指導能力等を適切に評価するための体制をとっている《添付資料《章別資料》第8章「名古屋大学教授会規程」、「名古屋大学大学教員選考基準」参照》。

8-2 専任教員の配置と構成

基準 8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

1. 本法科大学院は法学研究科実務法曹養成専攻の1専攻のみで設置され、収容定員は240名であって、本基準により求められる専任教員数は16名であるところ、本法科大学院の専任教員は20名であり（なおその他に2008年9月着任予定1名）、そのうち15名が本法科大学院に限り専任教員として取り扱われ、他の5名は兼専教員として取り扱われている（なお2008年9月着任予定教員は兼専教員である）（基準8-1-2に係る記述参照）。【解釈指針8-2-1-1】、【解釈指針8-2-1-5】

2. 本法科大学院の専任教員は、2008年度において、19名が教授、1名が准教授（なお2008年9月着任予定教員は准教授）であり、専任教員の半数以上が教授である。【解釈指針8-2-1-2】

3. 法律基本科目については、下記資料のように、いずれも当該科目につき研究・教育上の知見と実績を有し、当該科目を適切に指導できる専任教員が置かれている《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」22頁参照》。【解釈指針8-2-1-3】

資料 法律基本科目の専任教員

法律基本科目	専任教員名
憲法	浦部法穂
行政法	紙野健二
民法	中舎寛樹、千葉恵美子、田高寛貴
商法	浜田道代、小林量
民事訴訟法	本間靖規
刑法	橋田久
刑事訴訟法	小島淳

4. 本法科大学院の入学定員は80名である。【解釈指針8-2-1-4は該当なし】

基準 8-2-2**専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。**

(基準 8-2-2 に係る状況)

本法科大学院では、全ての各科目別区分について専任教員が配置されており、また、後述のように、必修科目はその8割以上が専任教員により担当されている(基準 8-4-1 に係る記述参照)。基礎法学・隣接科目については、専任教員は1科目を担当しているのみであるが、1専攻として、研究科全体で支えるとの観点から、綜合法政専攻の専任教員が10科目を担当している。展開・先端科目については、既述のように、本法科大学院では、国際関係に強い法曹等、その養成する法曹の目標の観点からこの科目群を重視していることに基づき、「消費者法」、「租税法Ⅰ」、「租税法Ⅱ」、「先端担保法」、「知的財産法Ⅰ」、「知的財産法Ⅱ」、「知的財産法演習」、「ビジネス・プランニング」、「民事執行・保全法」、「破産法」、「民事再生・会社更生法」、「国際法Ⅰ」、「国際法Ⅱ」、「国際民事訴訟法」、「国際私法」、「総合問題研究(公法)」、「総合問題研究(民事法)Ⅰ」、「総合問題研究(民事法)Ⅱ」、「総合問題研究(刑事法)」、「先端分野総合研究」、「テーマ研究Ⅰ」、「テーマ研究Ⅱ」の22科目について、専任教員を配置している。このように、本法科大学院の理念・教育目的に応じた専任教員が適切に配置されている《添付資料【資料編1】別紙様式1「開講授業科目一覧」、「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科(実務法曹養成専攻)2008年度」22、23頁参照》。【解釈指針 8-2-2-1】

また、教員の年齢構成は、2008年5月1日現在で、専任教員20名のうち、60歳代3名、50歳代10名、40歳代6名、30歳代1名(なお2008年9月着任予定1名は30歳代である)からなっており、年齢構成に著しい偏りはない。【解釈指針 8-2-2-2】

8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準 8-3-1

基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

専任教員 20 名（なおその他に 2008 年 9 月着任予定 1 名）のうち、5 名が実務家教員で、その全員が 5 年以上の実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する者であり、教員の 2 割以上を占めている。

検察庁からの派遣である小栗健一教授は刑事分野について、裁判所からの派遣である青木晋教授は民事裁判分野について、小川宏嗣教授、加藤倫子教授は弁護士として裁判実務一般について、経済産業省出身の鈴木將文教授は知的財産分野について、それぞれ 5 年以上の実務経験を有し、かつそれぞれ検察官、裁判官、弁護士、行政担当者として、高度の実務能力を有している。

派遣検察官教員は、「刑事実務基礎」、「総合問題研究（刑事法）」、派遣裁判官教員は、「民事実務基礎Ⅰ」、「総合問題研究（民事法）Ⅰ」、弁護士教員は、「民事実務基礎Ⅱ」、「法曹倫理」、「ロイヤリング」、「模擬裁判（民事）」、「総合問題研究（民事法）Ⅱ」、経済産業省出身の教員は「知的財産法Ⅰ」、「知的財産法Ⅱ」、「知的財産法演習」を担当し、また、「エクスターンシップ」は、研究者教員と弁護士教員が共同して担当しており、それぞれ実務経験と関連のある科目を担当している。【解釈指針 8-3-1-1】

本法科大学院におけるみなし専任教員は 3 名であり、基準 8-3-1 に規定する実務家教員 5 名の 3 分の 2 以内であり、みなし専任教員全員が専攻会議構成員として専攻会議に出席し、本法科大学院における教育課程の編成その他本法科大学院の組織の運営について責任を担う者である。なお、本法科大学院は、組織上法学研究科の 1 専攻であることから、みなし専任教員は、全体の教授会の構成員でもあり、教授会にも出席している。【解釈指針 8-3-1-2】

また、実務家教員 5 名のうち、4 名は、検察官、裁判官、弁護士として法曹の実務経験を有する者であり、その占める割合は 3 分の 2 以上である。

基準 8-3-2

基準 8-3-1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

実務家教員 5 名のうち、4 名は、検察官、裁判官、弁護士として法曹の実務経験を有する者であり、その占める割合は3分の2以上である（基準 8-3-1 に係る記述を参照）。

8-4 専任教員の担当授業科目の比率

基準 8-4-1

各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準 8-4-1 に係る状況)

法律基本科目、実務基礎科目が教育上主要な科目であるが、下記資料にあるように、全ての科目を専任教員が単独で担当しているか、専任教員が兼任教員と分担して担当しており、したがって、全ての主要な教育科目について専任教員が配置されている。

また、必修科目についても、下記資料にあるように、その授業の8割4分以上が専任教員により担当されており、その割合は7割を超えている。【解釈指針 8-4-1-1】

憲法基礎 I A (兼担)	刑事訴訟法 I A (専任)	商法演習 II A (専任)
憲法基礎 I B (兼担)	刑事訴訟法 I B (専任)	商法演習 II B (専任)
憲法基礎 II A (専任)	刑事訴訟法 II A (専任)	刑法演習 A (専任)
憲法基礎 II B (専任)	刑事訴訟法 II B (専任)	刑法演習 B (専任)
行政法基礎 A (専任)	民事訴訟法 I A (専任)	リーガルサーチ&ライティング A (専任)
行政法基礎 B (専任)	民事訴訟法 I B (専任)	リーガルサーチ&ライティング B (専任)
民法基礎 I A (専任)	民事訴訟法 II A (専任)	民事実務基礎 I A (専任)
民法基礎 I B (兼担)	民事訴訟法 II B (専任)	民事実務基礎 I B (専任)
民法基礎 II A (専任)	憲法演習 A (専任)	民事実務基礎 II A (専任)
民法基礎 II B (専任)	憲法演習 B (専任)	民事実務基礎 II B (専任)
民法基礎 III A (兼担)	行政法演習 I A (専任)	刑事実務基礎 A (専任)
民法基礎 III B (兼担)	行政法演習 I B (専任)	刑事実務基礎 B (専任)
民法基礎 IV A (専任)	行政法演習 II A (兼担)	法曹倫理 A (専任)
民法基礎 IV B (専任)	行政法演習 II B (兼担)	法曹倫理 B (専任)
民法基礎 V A (専任)	民法演習 I C (専任)	(以下、選択科目)
民法基礎 V B (専任)	民法演習 I D (専任)	ロイヤリング (専任)
商法基礎 A (専任)	民法演習 I E (専任)	エクスターンシップ (専任)
商法基礎 B (専任)	民法演習 II C (専任)	模擬裁判(民事)(専任+非常勤) *この科目は、担当の専任教員が授業科目全体の教育内容の決定、運営、成績評価等について責任を負う体制をとっている。
刑法基礎 I A (専任)	民法演習 II D (専任)	
刑法基礎 I B (専任)	民法演習 II E (専任)	
刑法基礎 II A (兼担)	商法演習 I A (専任)	
刑法基礎 II B (兼担)	商法演習 I B (専任)	

全必修科目数	58	
専任が担当する必修科目数	49	($49/58 \approx 0.845$)

8-5 教員の教育研究環境

基準 8-5-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲にとどめられていること。

(基準 8-5-1 に係る状況)

2008 年度において専任教員で 20 単位を超える者は 2 名で、各 21 単位と 24 単位であり、30 単位を超えておらず、本学の教員で、専任ではなく本法科大学院の授業を担当する者も 30 単位を超えていない《添付資料【資料編 1】別紙様式 3「教員一覧」参照》。過去 4 年についても、2004 年度に専任教員で 20 単位を超えた者は 4 名で、各 22.5、22.6、22、27 単位、2005 年度は 5 名で、各 20.5、21.5、27.5、25.3、22 単位、2006 年度は 2 名で、各 21 単位と 24.5 単位、2007 年度は 3 名で、各 22 単位、23 単位、24 単位であり、いずれも 30 単位を超えていない。このように、各教員の授業負担は、適正な範囲にとどめられている。【解釈指針 8-5-1-1】

基準 8-5-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-5-2 に係る状況)

本法科大学院では、研究科全体として既に研究専念期間（サバティカル）を制度化しており、法科大学院も含め、2007年度から運用を開始している（資料「研究専念期間（サバティカル）の保障について」参照）。法科大学院専任教員については、2007年度及び2008年度においてAサバティカルを取得した者は16名である（資料「専任教員の研究専念期間（Aサバティカル）」参照）。B及びCサバティカルについては、法学研究科全体では取得者がいるが、法科大学院専任教員ではまだ例がない。《法学研究科全体については、添付資料《章別資料》第8章「学内行政サバティカル取得時期一覧」参照》。

資料

研究専念期間（サバティカル）の保障について

2005 / 3 / 9 執行部

1. 趣旨

教育や行政の仕事が多忙化する中で、本学研究科教員の研究の質の向上に資するために研究専念期間（サバティカル）制度を導入する。

2. 種類

① Aサバティカル

- ・半年または1年の間、行政の仕事を免除される。
- ・教授会の出席、各種会議の出席については、原則として免除されるが、申し出に基づき出席も可とする。

② Bサバティカル

- ・半年または1年の間、行政の仕事に加え、教育も免除される。
- ・教授会の出席、各種会議の出席については、原則として免除されるが、申し出に基づき出席も可とする。

③ Cサバティカル

- ・1回につき最長2年間、海外研修に従事できる。
- ・原則として、何らかの基金（外部基金）による助成を条件とする。

3. 取得条件

①の場合

- a. 研究科長を終了して2年以内
- b. 在職期間が10年を経過した場合（B、Cサバティカルを取得した場合、終了後から計算する）
- c. 特に過重な行政あるいは教育負担を負っている場合には、これが6ないし8年に短縮される。

②の場合

- a. 在職期間が 15 年を経過した場合（Cサバティカルを取得した場合、終了後から計算する）
- b. 特に過重な行政あるいは教育負担を負っている場合には、これが 10 年に短縮される。
- c. Aサバティカルを取得した場合、その期間は 15 年に加算される。

③の場合

原則として基金を獲得すること
若手を優先する。

4. サバティカル期間の代替等

- ・サバティカルを取得している間は、原則として非常勤講師等の手配をしない。
- ・サバティカル期間中は、原則として学外非常勤講師は認められない（海外の大学での教育活動を除く）。また、学外委員については、できるだけ控えるよう努めるものとする。

5. その他

- ・サバティカル期間中、または原則として終了後 1 年以内に研究成果を公表する（*）。
 - * 著書の場合、3 年以内に刊行する（Cサバティカルの場合、これが望ましい）。
 - 法政論集その他雑誌への論文掲載の場合、1 年以内に脱稿する。
- ・運用の詳細は、別途定める。

資料 専任教員の研究専念期間（Aサバティカル）

年度	前期	後期	合計	研究科全体
2007 年度	河野正憲、福家俊朗、 浜田道代、鈴木將文、 菅原郁夫、橋田久、 中東正文	浦部法穂、本間靖規、 千葉恵美子、小畑郁、 田高寛貴	12 名	19 名
2008 年度	紙野健二、小林量	中舎寛樹、森際康友	4 名	13 名

基準 8-5-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8-5-3 に係る状況)

後述の基準 9-1-2 で述べるように、法科大学院の事務体制は、法学部・法学研究科と共通であり、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助している。特に、文系教務学生掛法学部担当には、法科大学院の教員の教育上の職務を補助するために、法科大学院専任の専門員 1 名を配置しており、通常の教務・学生関係事務のほかに、課題、補講、小テストに関する情報一覧表の作成等も行っている。また、教材準備室には、非常勤職員 2 名を配置し、これらの職員が専任教員の教材作成に必要な図書・判例等の検索・借出・複写等を行って教材を作成する体制をとっている(基準 10-3-1 参照)。さらに、非常勤教員については、非常勤職員 2 名を配置して、教材作成補助等を行っている。

本法科大学院では、以上に加えて、法科大学院の教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、講師 1 名、特任准教授 1 名、特任講師 2 名、研究員 3 名、研究アシスタント 1 名を採用し配置している。講師は、コンピューターの熟練者であり、本法科大学院のウェブサイトの維持・管理、特に NLS シラバスシステムの維持・管理だけでなく、授業自動収録システムの管理、IT を利用した授業の補助、教員・学生に対する利用ガイドンス、利用上の相談などを行っている。また、特任准教授・特任講師は、実務技能教育に関する教材の開発等を行っており、研究員はその職務を補助している。さらに、研究アシスタントは、Web を利用した自習ツール(「学ぶ君」)の開発、利用マニュアルの作成、ガイドンス等を行っている(資料「講師・特任教員・研究員・研究アシスタント名簿」参照)。

本法科大学院では、以上のような職員を配置することによって、教員の教育上及び研究上の職務を補助している。

資料 講師・特任教員・研究員・研究アシスタント名簿

職位	氏名
講師	富崎おり江
特任准教授	堀江通滋
特任講師	荒川歩
特任講師	今在景子
研究員	羽田野友紀
研究員	長田理
研究員	金井幸子
研究アシスタント	稲垣梓

《添付資料

- ・《章別資料》第8章「ウェブサイト『教員紹介』」
- ・【資料編1】別紙様式1「開講授業科目一覧」
- ・【資料編1】別紙様式3「教員一覧」
- ・《章別資料》第8章「法科大学院非常勤講師一覧（2004年度～2008年度）」
- ・【資料編1】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書（2004年4月～2006年3月）」
- ・【資料編1】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻2006年度自己点検・評価報告書」
- ・【資料編1】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書（2006年4月～2008年3月）」
- ・《章別資料》第8章「法科大学院兼任教員情報例」
- ・《章別資料》第8章「名古屋大学教授会規程」
- ・《章別資料》第8章「名古屋大学大学教員選考基準」
- ・【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」
- ・《章別資料》第8章「学内行政サバティカル取得時期一覧」 参照》

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

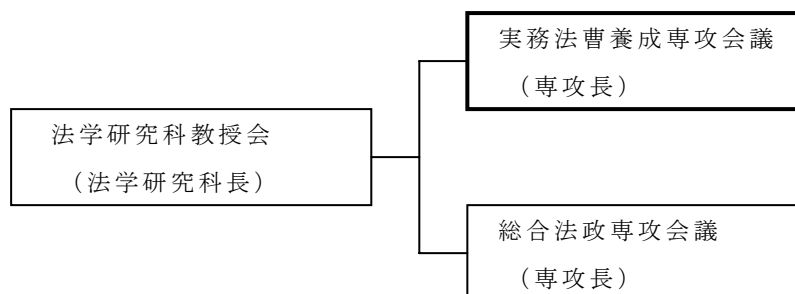
基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準9-1-1に係る状況)

本法科大学院は、法学研究科の実務法曹養成専攻として設置されており、法科大学院の運営に関する重要事項を審議するために、実務法曹養成専攻会議が置かれている。専攻会議は、法科大学院の専任教員及び兼専教員で構成されており、構成員は、現在20名で(なお2008年9月着任予定1名)、19名が教授、1名が准教授である。事務職員は、文系事務部長及び教務課法科大学院担当専門員、各課(総務課・経理課・教務課)の法学部担当掛長が出席して記録作成及び必要に応じての説明を行うが、専攻会議の構成員ではない(資料「法学研究科実務法曹養成専攻会議の位置づけ」参照)。**【解釈指針9-1-1-1】**

資料 法学研究科実務法曹養成専攻会議の位置づけ



本法科大学院には、実務法曹養成専攻長(法科大学院長)が置かれている。専攻長は、まず、研究科教授会において法科大学院の専任教員及び兼専教授の中から選挙により専攻長候補者を選出し、次いで、専攻会議においてその候補者に対する信任投票を行って選出している。**【解釈指針9-1-1-2】**

専攻会議は、法学研究科の教育に関し必要な事項のうち、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する事項について協議し決定する《添付資料《章別資料》第9章「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻(法科大学院)会議内規」参照》。カリキュラム改革、修了認定、入試、教員人事等の重要事項については、法学研究科全体の決定とするため、専攻会議の決議を経て研究科教授会で審議する。その他の事項については、研究科教授会で報告する。研

究科教授会において、法科大学院の運営に関する事項が専攻会議の議を経ることなく審議されることはない。また、法科大学院の教育環境の整備に関する専攻会議の審議結果は、名古屋大学における予算編成上も尊重され、法科大学院に配慮した特別の予算措置等として実現されている（基準9-1-3参照）。【解釈指針9-1-1-3】

みなし専任教員は、実務家教員のうち、派遣裁判官1名、派遣検察官1名、弁護士1名の計3名である。これらの者は、すべて専攻会議の正式の構成員であり、法科大学院の教育課程の編成等に関して他の構成員と同様の責任を担っている《添付資料【資料編1】別紙様式3「教員一覧」参照》。【解釈指針9-1-1-4】

基準 9 - 1 - 2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準 9 - 1 - 2 に係る状況)

本法科大学院は、法学研究科の実務法曹養成専攻として収容定員 240 名で設置されており、事務体制は法学部・法学研究科の事務体制と共通である。名古屋大学では、2007 年 4 月に文系事務部が統合され、法学部・法学研究科の事務部は、その一部として組織されているが、文系事務部各課には、以下のように、法学部・法学研究科担当（以下、「法学部担当」という）が置かれており、また、法科大学院については、専門員が置かれている。

文系事務部では、事務部長の下に、総務課、経理課、教務課の 3 課が置かれ、さらに総務課には、総務グループと図書グループが置かれている。各課には、文系 6 学部・研究科をそれぞれ担当する事務職員が配置されており、法学部担当としては、事務部長 1 名、専門員（法科大学院担当） 1 名、掛長 4 名、主任 3 名、掛員 1 名、図書職員 2 名、非常勤職員 11 名が配置されている。総務、図書、会計関係の事務については、各課の法学部担当者が学部・研究科関係の事務と法科大学院関係の事務とを分担しながら円滑な処理にあたっている。教務学生関係の事務については、法科大学院事務専任の専門員 1 名と非常勤職員 3 名を配置し、入学試験関係事務、教務関係事務、学生関係事務、教材作成補助事務などを行って、法科大学院独自の教務学生関係事務が適切に行われるよう配慮している《添付資料《章別資料》第 9 章「文系事務部事務組織」、「法学部・法学研究科関係事務の職務分担」参照》。【解釈指針 9 - 1 - 2 - 1】

職員は、学内で開催される教員の FD 研修（基準 5 - 1 に係る記述参照）に参加しているほか、他の法科大学院の施設を教員とともに見学したり（南山大学・中京大学：事務長及び会計掛長）、学外の研修会（2005 年 8 月及び 12 月、2007 年 11 月における大学評価・学位授与機構説明会：庶務掛長、総務課掛長（総務グループ：法学部担当））に参加する等し、法科大学院の管理運営上の能力の向上を図るよう努めている。【解釈指針 9 - 1 - 2 - 2】

基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

(基準 9-1-3 に係る状況)

本法科大学院は、国立大学法人名古屋大学が設置しているため、文部科学省から大学本部を経て法学研究科に予算配分される運営費交付金によって運営されており、他の研究科等と同様、教育活動等を適切に実施するための財政的基礎が与えられている。【解釈指針 9-1-3-1】

法科大学院の設置にあたっては、大学予算において、設立準備経費 500 万円、非常勤職員雇用経費 300 万円、教育研究環境整備費 400 万円、建物整備経費（自習室の整備）4,000 万円が予算措置された。各年度に法学研究科に配分される予算においては、法科大学院の演習用の教室及び自習室の机、椅子等の什器類の購入、エクスターンシップの運営、データベースの使用料、学生のコピー費、教材等の各種印刷費、消耗品等の予算が計上・執行され、法科大学院の教育を適切に実施できるよう配慮されている。とくに、非常勤講師予算については、名古屋大学では 2007 年度から全学的に予算措置を講じないこととされているが、法科大学院については、設置の趣旨に則った少人数教育、双方向的・多方向的授業、理論と実務とを架橋する教育を適切に行う必要があることから、例外的に、年間 700 万円程度の予算措置が講じられている《添付資料《章別資料》第 9 章「平成 19 年度運営費交付金等予算」・「平成 19 年度運営費交付金等決算額」参照》。

2007 年度	7,184,000 円
2008 年度	7,184,000 円

また、法科大学院の教室・自習室については、法学研究科の施設だけでは十分対応することができないことから、法学部棟に隣接する文系総合館の施設を法科大学院の教室として優先的に使用することができるよう全学から配慮を受けているが、さらに自習室の状況を改善するために、法学部棟外のアメニティハウスの 2 階を自習室に改修するための工事予算が計上され、2006 年度に竣工して現在使用している（基準 10-1-1 に係る記述参照）。以上のように、名古屋大学では、大学予算を法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用する配慮がなされている。【解釈指針 9-1-3-2】なお、これら以外に、本法科大学院では、2004 年度から 2006 年度まで、法科大学院形成支援プロジェクト 2 件（共同事業 1 件、単独事業 1 件）の採択を受けて、IT ツールを利用した新しい教育方法に関するシステムの開発を行った。そのうち 1 件（「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト（PSIM）」）については、その後、専門職大学院等教育推進プログラムの採択を受けて（2007 年度～2008 年度）、現在も継続中である（基準 5-1、基準 10-2 に係る記述参照）。

名古屋大学では、概算要求に際して、総長をはじめとして理事、大学本部が意見を聴

取するシステムがとられており、法科大学院の財政上の事項についてもその機会に意見が聴取されている。また、法科大学院設置の当初から現在に至るまで、総長、総務担当理事、財務担当理事、施設担当理事等の役職者及び大学本部の各担当部署と法科大学院との間では、常時、緊密な連絡・協議が行われており、これらを通じて前述のような法科大学院に配慮した特別の予算措置等が実現している。以上のように、名古屋大学では、法科大学院の運営に係る財政上の事情について、法科大学院の意見を聴取する機会が常に設けられている。【解釈指針9-1-3-3】

9-2 自己点検及び評価

基準 9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準 9-2-1 に係る状況)

本法科大学院では、教育の内容・方法の改善・充実を組織的に図っていくために、自己評価を行うこととし、自己評価委員会を設置している《添付資料《章別資料》第5章「法科大学院委員会一覧」、「法科大学院各種委員会職務内容一覧」参照》。同委員会は、本法科大学院の教育活動等の状況について、自己点検・評価業務の統括業務を行い、その活動成果として、2006年4月、2007年12月、2008年5月に自己点検・評価報告書を作成し、全国の法科大学院へ配布するとともに、2006年4月と2008年5月の自己点検・評価報告書については、本法科大学院のウェブサイトの「名大法科大学院とは」のページ【2】(http://www.law.nagoya-u.ac.jp/ls/idea/fd_act.html)で公表している《添付資料「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書(2004年4月～2006年3月)」、「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻2006年度自己点検・評価報告書」、「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書(2006年4月～2008年3月)」参照》。

基準 9 - 2 - 2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(基準 9 - 2 - 2 に係る状況)

本法科大学院では、教育の内容・方法の改善・充実を組織的に図るために、自己評価を行うこととし、自己評価委員会を設置している。同委員会は法科大学院全体の自己点検・評価を統括するものと位置づけられ、本法科大学院の全般的な改善を目標としている。そして、本法科大学院では、「教育の内容・方法の改善・充実計画」を策定し、そこで各種自己評価業務の目標・方法を定めており、教育改善委員会がこれにしたがって、授業評価アンケートの実施、教育改善の任にあたっている《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書(2007年度版)」63頁、73頁参照》。当初は、学務委員会の下部委員会として、授業評価アンケート実施委員会、教育方法改善委員会を組織したが、その後、2007年度からは、教育内容等の改善をさらに推進すべく、授業評価アンケート実施委員会と教育方法改善委員会を教育改善委員会に統合した。教育改善委員会は、自己評価委員会の統括の下で、学務委員会と連携しつつ、独立した委員会として活動している(基準5-1に係る記述参照)。

また、2004年度から2006年度まで、法科大学院形成支援プロジェクトの採択を受けて、学生が学修活動を効果的に行うための新しい教育方法を開発・提供するために、法科大学院形成支援プロジェクト事務局を組織した。そのうちの1件(後述の「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト(PSIM)」)は、その後、専門職大学院等教育推進プログラムの採択を受けて(2007年度～2008年度)、現在も継続中である。自己評価委員会は、これらの諸委員会と連携して、教育の改善に努めている《添付資料《章別資料》第5章「法科大学院委員会一覧」、「法科大学院各種委員会職務内容一覧」および【資料編1】添付資料「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書(2006年度版、2007年度版)」参照》。

自己評価委員会は、これらの自己評価業務を統括するために、評価項目を設定し、それに基づいて自己評価を実施している。【解釈指針9-2-2-1】2006年度と2008年度の自己評価では、「教育内容」、「成績評価と修了要件」、「教育改善」、「入試」、「教育環境」を評価項目として設定し、自己評価を行った《添付資料【資料編1】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書(2004年4月～2006年3月)」、「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書(2006年4月～2008年3月)」参照》。また、この自己点検・評価報告書とは別に、これを補足する各年度の自己評価活動をまとめたものとして、本法科大学院に設置されている各種委員会の活動について自己評価を行った《添付資料「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻2006年度自己点検・評価報告書」参照》。

基準 9 - 2 - 3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準 9 - 2 - 3 に係る状況)

本法科大学院では、教育の内容・方法の改善・充実を組織的に図るために、自己評価を行うこととし、自己評価委員会を設置している。同委員会は法科大学院全体の自己点検・評価を統括するものと位置づけられ、本法科大学院の全般的な改善を目標としている。そして、本法科大学院では、「教育の内容・方法の改善・充実計画」を策定し、そこで各種自己評価業務の目標・方法を定めており、教育改善委員会がこれにしたがって、授業評価アンケートの実施、教育改善の任にあたっている《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書」(2007年度版)63頁、73頁参照》。当初は、学務委員会の下部委員会として、授業評価アンケート実施委員会、教育方法改善委員会を組織したが、その後、2007年度からは、教育内容等の改善をさらに推進すべく、授業評価アンケート実施委員会と教育方法改善委員会を教育改善委員会に統合した。教育改善委員会は、自己評価委員会の統括の下で、学務委員会と連携しつつ、独立した委員会として活動している(基準5-1に係る記述参照)。

改善の具体的な実施方法としては、自己評価委員会および教育改善委員会が、自己評価の結果について、学務委員会等の関係する委員会に報告し、その改善を実現する体制となっている。この体制は、例えば自己評価委員会の建議によりキャリア支援委員会が2005年度から設置されたこと、成績確認制度が設けられたこと、自己評価委員会および教育改善委員会からほぼ同時期に定期試験の全科目についての採点基準の公表の実施が建議され、それが実現したこと等からも有効に機能しているといえる。【解釈指針9-2-3-1】

基準 9 - 2 - 4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 9 - 2 - 4 に係る状況)

本研究科では、活動の方向・あり方を検討するに際しては、外部者による評価を受けることが必要との観点から、従来から二つの外部評価システムを構築してきた。

一つは「名古屋大学法学部懇談会」制度であり、これは、名古屋大学大学院法学研究科・法学部の教育・研究活動、国際学術交流、社会との交流等について、幅広い観点から公正かつ客観的に検討して頂き、その改善についての率直な意見・提言を得ることを意図して置かれた外部評価制度であり、懇談会委員については、学界、経済界、法曹界、地方公共団体、マスコミ、市民団体などの有識者にこれを委嘱してきた。第1回の懇談会は1997年7月23日に開催され、爾後1998年6月12日、2000年10月31日、2001年12月、2005年3月17、29、30日と現在まで計5回が開催されている《5回目の議題・委員については、添付資料《章別資料》第9章「名古屋大学法学部懇談会要項」、「2004名古屋大学法学部懇談会」参照。報告書例として、添付資料《章別資料》第9章「2000法学部懇談会一名古屋大学法学部の改革への取組み・将来構想一」参照》。【解釈指針9-2-4-1】

これは法学研究科全体を対象とするものであることから、本法科大学院もその検討の対象となるもので、実際2005年度に開催されたものでは検討対象とされている《添付資料《章別資料》第9章「2004名古屋大学法学部懇談会」参照》。

なお、もう一つのシステムは、1998年に設置した「名古屋大学法学部教育研究アセスメント委員会」制度である。この委員会は前記「名古屋大学法学部懇談会」制度と異なり、法学・政治学の教育研究の専門家に委員を委嘱して行う、いわゆるピア・レビュー(peer review)である《添付資料第9章「名古屋大学法学部研究教育アセスメント委員会要項」参照》。こちらについては前回1999年2月に開催され《添付資料《章別資料》第9章「名古屋大学法学部教育研究アセスメント委員会報告書表紙、委員会委員名簿」参照》、法科大学院発足後はまだ開催されていないが、今後は法科大学院もその対象となる。

9-3 情報の公表

基準 9-3-1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準 9-3-1 に係る状況)

本法科大学院の教育理念、教育活動等の状況等について、社会に向けて積極的に発信し、広く社会に周知を図るために、本法科大学院では、広報委員会を設置し《添付資料《章別資料》第5章「法科大学院委員会一覧」、「法科大学院各種委員会職務内容一覧」参照》、同委員会を中心に広報活動を行っている。

公表の方法としては、① 説明会の開催、② 法科大学院パンフレット、③ 法学部広報誌（「名古屋大学法学部ニュース」年3回発行）、および④ ウェブサイト（<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/1s/>）がある。

これらの方法のうち、①・②は主として入学志願者を対象にし（昨年度の説明会の開催状況については、資料「2007年度説明会開催一覧」参照）、③は広い意味での名古屋大学法学部関係者、来学者、交流のあった国内外の研究者・学生などをも念頭において、法学研究科の中の法科大学院の活動を紹介している《添付資料《章別資料》第9章「名古屋大学法学部ニュース」参照》。

④は法学部・法学研究科のウェブサイトの一部として構成され、「名大法科大学院とは」、「教育内容とその方法」など、7つのウインドウを示し、FD活動実績や法科大学院形成支援プロジェクトの活動状況についても広く公表し、情報提供手段の実質的中心となっている（第9章、第5章、第6章の各種ウェブサイト参照）《添付資料《章別資料》第1章「法科大学院ウェブサイト」『理念と特色』、『教育内容とその方法』、『法科大学院授業関係』参照》。このウェブサイトにおいては、特にQ&Aの欄を設け、アクセス者による多岐にわたる質問にも回答しており、わかりやすさに努めている（この欄の改訂は、年度初めまたは提供情報の必要事由の発生・変更の都度行っている）。さらに、このサイトにおいては、過去の入学試験問題（小論文、既修者選抜試験）も公表している。

資料 2007年度説明会開催一覧

1. 6月30日（土）中日新聞社主催 「2008 中部の法科大学院 合同説明会」
13:00～17:00
於：栄ガスビル・ガスホール（名古屋市中区栄3丁目15番地33 栄ガスビル5階）
2. 7月7日（土）読売新聞社主催 「読売法科大学院進学相談会（名古屋会場）」
14:40～17:00
於：マナハウス 5F マノアホール（名古屋市中区錦3-22-20）

3. 9月22日(土) 名古屋大学法科大学院主催 「法科大学院説明会」
14:00～16:00
於：名古屋大学法学部第3講義室(名古屋市千種区不老町)

なお、各種雑誌等のメディアからの取材・原稿依頼への対応についても、基本的には広報委員会が窓口となっており、情報公開の一端を担っている(資料「法科大学院関係記事掲載例(2007年度)」参照)。

資料 法科大学院関係記事掲載例(2007年度)

- ・「法科大学院ガイドブック 2008年度版」読売新聞社
- ・「中日新聞」6月3日、同16日付朝刊(広告掲載)
- ・「日経キャリアマガジン」
- ・「社会人・学生のための日経大学大学院ガイド 2008年春号」
- ・「法学セミナー635号」日本評論社

基準 9-3-2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

(基準 9-3-2 に係る状況)

本基準に定める事項の多くは、従来から、パンフレット、ウェブサイト、学生便覧等において公表してきたが、2006年度においては【解釈指針 9-3-2-1】に規定する(1)(3)(4)(9)の事項に関する情報を記載した文書をパンフレットに添付することによりパンフレット本体の記載を補充しており、2007年度・2008年度においては、同指針に規定する(1)～(9)の事項に関する情報をパンフレット本体において記載する形で、文書として公表している。なお、同指針に規定する(10)の事項に関する情報については、2006年度のパンフレット作成段階においてはまだ該当する情報がなかったため掲載がないが、2007年度においては、パンフレットに新司法試験合格者からのメッセージという形でその一部を掲載することにより、文書として公表している。また、2008年度においては、2006年度・2007年度新司法試験合格状況に関する書面をパンフレットに添付するとともに、パンフレット本体においても、司法修習を経て法曹となった者からのメッセージないし新司法試験合格者からのメッセージを一部掲載することにより、文書として公表している。さらに、同指針に規定する(1)～(10)のすべての事項に関する情報を記載した文書を 2008年度より、本法科大学院ウェブサイト (<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/ls/kihon.pdf>) に掲載して公表している《添付資料【資料編1】法科大学院パンフレット「PRO.LAW」(2007年度版、2008年度版)、《章別資料》第1章「法科大学院ウェブサイト」『理念と特色』、『教育内容とその方法』、『法科大学院授業関係』参照》。

9-4 情報の保管

基準 9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 9-4-1 に係る状況)

本法科大学院は、評価の基礎となる情報を、適宜、調査、収集しており、これら資料と、2006年4月及び2008年5月に作成した自己点検・評価報告書(基準9-2-1、基準9-3-2)に定める事項に関する情報を記載したパンフレット等を法経共用館1階倉庫及び文系総合館2階文系総務課総務グループ(法学部担当)のスペース内に保管している。

これら評価の基礎となる情報は、「法学研究科での法人文書管理に関する申し合わせ」(資料参照)により、評価を受けた時から5年間保管することとしており、保管中は、評価機関の求めに応じて速やかに提出できる状態にある。【解釈指針9-4-1-1】、【解釈指針9-4-1-2】、【解釈指針9-4-1-3】

資料

法学研究科での法人文書管理に関する申し合わせ

2006年4月19日 研究科教授会決定

名古屋大学法学研究科における法人文書管理については、「名古屋大学法人文書管理規程」、「名古屋大学の情報公開における開示・非開示の審査基準」(以下「審査基準」という。)及び「教員が保有する行政文書の取扱い方針」(以下「取扱い方針」という。)に定めるもののほか、次のとおり定めることとする。

1. 外部機関が行う認証評価に用いられた法人文書は、教員が保有する文書も含め、評価の時から5年保存するものとする。
2. 開示若しくは一部開示又は不開示の別、開示の場合の開示期間については、法人文書の類型に従い、審査基準及び取扱い方針に基づき取り扱う。

《添付資料

- ・《章別資料》第9章「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻(法科大学院)会議内規」
- ・【資料編1】別紙様式3「教員一覧」
- ・《章別資料》第9章「文系事務部事務組織」

- ・《章別資料》第9章「法学部・法学研究科関係事務の職務分担」
- ・《章別資料》第9章「平成19年度運営費交付金等予算」、「平成19年度運営費交付金等決算額」
- ・《章別資料》第5章「法科大学院委員会一覧」
- ・《章別資料》第5章「法科大学院各種委員会職務内容一覧」
- ・【資料編1】名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書（2004年4月～2006年3月）
- ・【資料編1】名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻2006年度自己点検・評価報告書
- ・【資料編1】名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書（2006年4月～2008年3月）
- ・【資料編1】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書」（2006年度版、2007年度版）
- ・《章別資料》第9章「名古屋大学法学部懇談会要項」
- ・《章別資料》第9章「2004名古屋大学法学部懇談会」
- ・《章別資料》第9章「2000 法学部懇談会—名古屋大学法学部の改革への取組み・将来構想—」
- ・《章別資料》第9章「名古屋大学法学部研究教育アセスメント委員会要項」
- ・《章別資料》第9章「名古屋大学法学部教育研究アセスメント委員会報告書表紙、委員会委員名簿」
- ・《章別資料》第9章「名古屋大学法学部ニュース」
- ・《章別資料》第1章「法科大学院ウェブサイト」『理念と特色』、『教育内容とその方法』、『法科大学院授業関係』
- ・【資料編1】法科大学院パンフレット「PRO.LAW」（2007年度版、2008年度版）参照》

2 優れた点及び改善を要する点等

自己評価体制を整備し、実際に機能し、成果を挙げている点で優れている。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

(基準10-1-1に係る状況)

1. 本法科大学院は、実習室については、法廷教室（模擬民事法廷、模擬刑事法廷、模擬円卓法廷（ラウンドテーブル法廷））3室は、法科大学院専用であるが、教室、演習室については、本法科大学院は法学研究科の一専攻であることから、法学研究科の教室・演習室を法学研究科全体で使用している。また、本学には、文系学部の共用棟（文系総合館）があり、その4階ワンフロアにつき、法科大学院のための優先使用権が全学的に認められており、これも使用している。これらの教室については、無線LAN、プロジェクター等の設備が備えられている他《各教室の配置・面積については、添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」78～80頁、《章別資料》第10章「法科大学院使用教室一覧」参照》、法廷教室等では、STICS、DRS等の最新のIT設備が備えられている（基準10-2に係る記述参照）。

以上のように、授業に十分な種類、質、規模、数を備えた教室を有しており、これらにより、法科大学院の授業は支障なく行われている。【解釈指針10-1-1-1】

2. 教員室に関しては、専任教員（実務家の専任教員及びみなし専任教員を含む）には、1日24時間、1年中利用可能な研究室を各自個室1室与えられている。各室に有線LANが引かれ、これによりNLSシラバスシステム等の各種教育ITツールや各種法律情報データベース等の利用が可能となっている。また非常勤教員については、非常勤教員控え室が教材準備室の隣に用意され、机、椅子、ソファ等が備えられ、教材の作成等を補助する職員も配置されており、授業の準備を十分かつ適切に行えるスペースが確保されている他、同室にも有線LANが引かれている《添付資料【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」79頁の研究室の配置図参照》。

【解釈指針10-1-1-2】

3. 各教員室には、研究机や椅子の他、面談用のテーブル、椅子、ソファ等が備えられ、各教員のオフィスアワーはほぼ研究室で行うことのできる状況である。またロイヤリングの面談等に使用する法律相談室があり、授業で使う時間を除けば、ここでも学生

との面談に応じることができる。【解釈指針 10-1-1-3】

4. 全ての事務職員は、文系事務室（各課の法学部担当スペース内）、図書室、教材準備室、非常勤講師控室において、自分の机、椅子を持っており、適切に職務を行うことができる状態となっている。【解釈指針 10-1-1-4】

5. 本法科大学院では、本法科大学院専用の自習室を法学研究科棟に4室（904号室、907号室、908号室、909号室に計129席）、アメニティハウス2階3室に計167席）設け、全学生（236名）に1人1つの机、椅子が与えられている他、修了生についても自習室のスペースに余裕がある限りで自習室の利用を認めている。【解釈指針 10-1-1-5】この自習室については、全室に無線LANが配備されている。このように、自習室については、学生総数に対して十分なスペースが確保されている（資料「法科大学院自習室席数」参照）。

自習室は24時間利用可能であり、図書室も法科大学院生の需要に応えられるよう、9時から20時まで利用可能（3、8月を除く）であり（昼休み時間も利用可能である）、また、土曜日についても13時から17時の間開館し（3、8月を除く）、自習室と図書室との連携の確保に努めている《添付資料《章別資料》第10章「法学図書室利用案内（実務法曹養成専攻用）」参照》。

また、自習室には学生の便宜を考え、基本的図書を設置している（基準10-3に係る記述参照）。この図書の中に法令集、判例集は一部しか含まれていないが、後述のように（基準10-3に係る記述参照）、本法科大学院では法律データベース（LEX/DBインターネット、Vpass）を整備している他、本学では教員、学生一般がLexisNexisJP、LexisNexisの利用が可能であり、自習室にはLANが設置されていることから、これにより法令・判例の検索・閲覧は支障なく行える環境となっている。【解釈指針 10-1-1-5】

資料 法科大学院自習室席数

建物	法経共用館				アメニティハウス				合計
	904	907	908	909	ルーム1	ルーム3	ルーム4	ルーム5	
席数	33	14	42	40	124	0	25	18	296

6. 法科大学院専用の図書館は、現在のところ有していないが、法学研究科全体として法科大学院生の利用にも耐える蔵書を有している（基準10-3の記述参照）。そして、法学研究科で図書室の管理を掌理する図書委員会に法科大学院の教員も加わり《添付資料《章別資料》第5章「法科大学院委員会一覧」参照》、図書室の管理に参画しているほか、法科大学院独自の図書委員会を設け、自習室の蔵書の充実をはかり、法科大学院院生図書委員会による自習室図書の自主的管理を指導している（基準10-3-1に係る記述参照）。【解釈指針 10-1-1-6】

7. 以上のように、本法科大学院は、現有の施設で当面の教育計画に十分対応している。しかし、法科大学院専用の建物の建設、図書館の設置、教室の確保等が望ましいことから、将来的にはこれらの整備を計画しており、現在建物の新造設について、本部に要求中であり、今後の発展の可能性についても配慮している。

10-2 設備及び機器の整備

基準10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準10-2-1に係る状況)

本法科大学院の施設面において特筆すべき点は、設置の目的がITに強い法曹を養成することにあることに相応して、ITツールを用いた教育・学習支援環境が高度に整備されている点である。その他自習室、図書、法廷教室等の整備も図られている。

(1) ITツールの整備

本法科大学院では、設置準備以前より、学術創成科研費研究をはじめとして、ネットワーク利用の法学教育のIT化に努めてきた。法学部においても、法情報学関連の講義数は多く、法学教育のIT化に関しては、先進的であり、法科大学院設置時においても、さらなるIT化のための土壌としては十分であった。また、本学情報連携基盤センターとの協力体制も、名古屋大学の他学部に比べて着実に確立されており、無線LAN環境のインフラ整備については、他の部局で整備している環境と比べると、一般に、機能性・安定度・セキュリティ等の点で優れた環境を提供できている。

このような背景のもと、法科大学院では、法学研究科において元々研究されていた、シラバスを基点としたネット上のITプラットフォームを中心に、利用の実績や改良を重ねてきた投票システム、ポータルフォリオシステム、択一問題システム、及びSTICS(実習撮影映像をネット上に置き、相互に映像にコメント付加ができるシステム)などの既存システムをベースにしたITツールの本格的導入に向けた拡張・改良を重ね、法科大学院開設以降、現在のITツールを実際に運用するに至っている。択一式学習の支援システムである「学ぶ君」も2006年5月から運用を開始した。

また、このように、ITツールを多用することから、学生に対しても入学時にこれらについてのガイダンスを行うとともに、動作環境に適したパソコンの購入を求めている。2005年度以降は、入学手続きの直後に、基盤ITツールについての導入教育を行い、学生が入学後直ちにそれらを利用することができるよう便宜を図るなど、IT操作環境に慣れること、そして、それを実際に予習や復習に役立てることに貢献している。本法科大学院で導入しているITツールに関して、以下、個別に記していく。

(a) NLSシラバスシステム

① シラバス機能

本システムは、シラバス中心に講義で利用する汎用ツールをまとめた、講義のためのWeb上のプラットフォームである。このシステムは本法科大学院においては全教科で利用し、全教員・全学生が利用している基本システムである。その機能を大きく分けると、「シラバス情報や教務情報のお知らせ機能」、「課題レポート・投票機能(文章作成技能・

レベル確認機能)」、「支援機能(各種掲示板)」に分かれる(シラバス機能以外の各機能は、以下の②以下で説明する)。

シラバス機能の基礎となるアイデアは、本学の高等教育研究センターが研究開発を進めていた Going Syllabus システムのコンセプトであった。これは、まず教員がシラバスを作成し、それを起点として講義を進めるべきである、という発想に基づいている。ここでのシラバス機能とは、基本的には、講義基礎情報や講義概要の提示と修正、講義計画および講義記録の提示・修正、そして各回の講義資料の提示を行うためのものである。NLS シラバスシステムもこの機能を継承したアーキテクチャーで構成されている。なお、資料をアップロードして提示するだけではなく、リンク集を提示するための機能なども準備されている。これは著作権などの対策にもなっている。その他にも細かい点で Going Syllabus よりも機能拡張されている。

なお、外部評価者の詳細な調査を支援するために、2007年度からは、外部評価者用の閲覧機能も組み込まれた。この機能は、評価者権限でアクセスすると、データ修正や書き込みなどは一切できないが、存在する全情報の閲覧を可能とするものである。

② 匿名課題閲覧&投票機能(文章作成技能レベル確認機能など)

この機能は、もともと投票システムとして、本学の法学部や大阪大学の法学部などの授業において、一部の教員により利用されていたシステムの運用経験から、仕様を分析し、改良・拡張を加えて、NLS シラバスシステムに組み込んだものである。2007年度には情報処理学会の「グループウェアとネットワーク研究会」のワークショップにおいて、2つの賞を獲得したシステムであり、評価も高い。

基本的に、毎回の講義では、必要数だけ課題を提示でき、学生はその課題に対して、Web ページ上でレポートを提出する。こうして、教員は紙媒体のレポートの収集・整理のような煩わしさから開放され、レポートを閲覧し評価できる。ただし、このままの状態では、学生は他の学生のレポートを見ることはできず、通常のレポートと同じような取扱である。

そこで、登場するのが、匿名による課題閲覧機能である。これは、提出されたレポートを匿名にしてシャッフルし、他の学生に提示する機能である。こうして、他人のレポートを読むことで、自分の状況や問題点、学ぶべき点などを効率的に知ることができる。この時、匿名にしてあるので、恥ずかしさからくる煩わしさは解消できる。逆に、もし、名前を知らせたい学生がいる場合には、単にレポート本体に自分の名前を書き込めばよいだけである。

さらに、これら匿名で配られる他人のレポートに対して、投票を行う機能が準備されている。通常のデフォルトオプションでは、全員のレポートを各グループ6、7点の候補となるようにランダムにグループ分けし、各学生はそのどれかのグループが割り当てられ、それらのみを候補として閲覧し、投票を行う。同じレポート群に対して投票は何度でも行うことができる。また、このままだとグループ数分だけよいレポートが選出されるが、さらにこれらの1位となるものを決選投票にかける機能もある。なお、選ばせるのは優秀なものでなくても、悪いものを選ばせるとか、単に好きなものを選ばせるとか、同じレポート群に対しても様々な選ばせ方があり、それぞれの投票結果はそれぞれの「投

票箱」という概念で保持される。

投票機能を用いた典型的な利用方法としては、例えば、講義の中で教員による添削を行う場合には、従来は全員のレポートに目を通して、教員が講評することになるが、実際には講義時間中に全てを読み添削することは困難である。しかし、投票機能を使って、事前に良いものを絞らせて、数点に絞るか、あるいはトーナメント決選機能によって、1つに絞って、それを添削してみせれば、少なくともある一定以上の優秀なレポートを書く能力のあるものに対しては、有効な添削が時間内に可能である。その一方で、そのレベルに達しない学生は、その一番よいものはもちろん、何点もの他人のレポートを読むうちに、自分との違いや他人の優れている点が直接認識できるので、特に添削しなくても、ある程度のレベルにまでは達するか、少なくともテクニックや問題を認識することができる。

③ コミュニケーションツール(Study Group 支援機能など)

Study Group 支援のために、NLS シラバスシステムには3つのタイプの簡易掲示板が用意されている。それぞれ、(ア) お知らせ掲示板、(イ) 通常掲示板、(ウ) メール掲示板である。

(ア) お知らせ掲示板

教員側から学生側に一方的にアナウンスするための教務事務的な利用のための掲示板である。従って、学生は書き込みできない。

(イ) 通常掲示板

学生や教員が自由に書き込める掲示板であり、教員はいくつでも開設することができる。添付ファイルも可能である。書き込まれたメッセージは、教員と当該学生のみが削除権限を持つ。また、特定のグループの学生だけにクロードにしたい掲示板については、教員がその掲示板に学生 ID を登録することで、他から閲覧・書き込みができない掲示板とすることができる。これも掲示板ごとに自由に設定できるので、学生グループをいくつか作った後、そのグループごとのミーティングの掲示板として利用可能である。

(ウ) メール掲示板

従来、教員と個別の学生とのコミュニケーションは、対面か電子メールしか手段がなかった。電子メールの場合、様々な業務メールと同じメールボックスに入るため、教員が担当する全ての教科で、全ての学生とやり取りすることになると、そのメールの整理も大変な労力になる。また、同じ学生でも、授業科目が異なったり、何日も離れた日に応答があったりすると、直前までどういう話の流れであったかなど、思い出しにくく、混乱してなかなか整理できない。このような問題を一気に解決するツールがメール掲示板である。操作イメージは、Web メールのような形式をとるか、または、各授業科目につき学生個人ごとにクロード掲示板を用意するというものである。このメール掲示板を利用することで、自動的に授業科目ごと、または学生ごとにメッセージが整理保存されるので、実質的には、自動的に分類整理された電子メールのメールボックスと同じ働きとなる。学生とのやりとりが、各授業科目につき、最大で1年、多くの場合は半年であることを考えると、電子メール用の通常のメールボックスでは、項目ばかりが増えて、取扱いが煩雑になるだけであり、その点でこのメール掲示板は洗練されたソリューション

ンであるといえる。授業の個人フォロー以外の利用方法で特徴的な利用の仕方としては、レポート添削を学生と教員の間で何度もやり取りして、推敲していくために使用する例がいくつか報告されている。

(b) 無線 LAN 環境

本法科大学院で導入している無線 LAN の特徴は、ユーザごとの認証を行ってから利用を開始する点である。利用開始のインターフェースには特別なソフトのインストールを必要とせず、ポピュラーな Web ブラウザ(インターネットエクスプローラやネットスケープ系ブラウザ)でいずれかのサイトへ接続を試みるだけで、自動的にログイン画面に切り替わり、認証を済ませた後に、インターネットの利用が可能となる。ホテルなどに設置されているインターフェースと同一の手順であり、本法科大学院の学生や教職員ならば、誰でも利用可能である。このシステムは管理を本学の情報連携基盤センターが行っており、ユーザログイン情報のログなども残るため、従来の無線 LAN が持つセキュリティ面の危うさや、曖昧になりがちな管理を排除し、頑健なシステムとして提供されている。実際、ウィルスの検出とその対応などには非常に有効に機能している。

法科大学院の授業に使用される教室及び自習室には、全室について無線 LAN の設備が設置され、学生は無線 LAN 対応のノートパソコンを持ち運ぶことによって、いつでも、どこでもインターネットから必要な情報を取得することができる環境が整っている。今後、判例情報を含む多くの法情報がインターネット経由で提供されることが益々増加することが予想されるが、学生にはそれらの環境にいち早く適応し、十二分に新たな情報リソースを利用できる環境が提供されているといえる。また、講義室にはすべてプロジェクター、DVD/ビデオ再生装置が設置され、多様なプレゼンテーション形態に対応した講義が可能になっている。教員はこれら教育支援ツールを用いることによって、より効果的な授業を行うことができ、今後法曹実務においても多用されることが予想されるプレゼンテーションツールにいち早く精通することが可能となっている。

(c) STICS

STICS(Stream Indexing and Commenting System)は、模擬法廷やロイヤリングなどの実習形式の授業の際に、DRS やビデオカメラで撮影したロールプレイの映像等を専用のサーバに登録し、それをインターネット経由で配信するシステムで、本法科大学院を主幹校として複数の大学が共同で行った法科大学院形成支援プロジェクトに基づき開発されたものである。

また、このシステムは、教員や専門家、あるいは学生同士、本人の質問などをスレッド形式の掲示板として提供して、これを映像と連動させたシステムでもある。さらに、閲覧中の映像の任意の場面にコメントを付与することも可能である。配信される映像は、事前に一定時間毎のシーンに区切られており、コメントはそれぞれのシーンに対して付与される。また付与されたコメントを一覧表で表示することも可能である。コメントを付与した人物による抽出のほか、コメントが付されたシーンのサムネイルをクリックすることで、該当場面から再生を始めることも可能である。

STICS は、実務技能を場面として映像で収録したものをインターネット上で公開・共

有できる点が最大の特徴である。場所を問わず利用できるため、学外の専門家からコメントを受けたり、自宅で自分のパフォーマンスを振り返ったりすることが可能となる。また、ランダム・アクセスが可能のため、必要な場面をすぐに再生できる他、授業者が事前にシーンにコメントを付与しておくことで、当該場面の意義を学生に伝達しておいたり、コメントへの返信を通してオンラインで双方向的にやりとりを行ったりすることが可能である。

典型的な利用方法は次の通りである。まず、実習を行い録画する。これをサーバにアップロードする。学生は、構内あるいは自宅などから、Web ブラウザを使い、インターネットを通じてアクセスし、その映像を見て自らの反省材料にする。これだけでも、客観的に自分を見ることができるので、効果がある。一方、教員は、映像の中で、良い点や悪い点、その他、問題箇所や重要箇所、何らかの説明を加えたい箇所など、学生同様 Web を利用してアクセスし、それらの箇所にコメントを付す。学生は、このコメントを読んで、再質問したり、逆に教員からの問いかけに対し、答えたりすることができる。学生相互で意見を付すこともできる。スレッド掲示板なので、関連するコメントへのコメントのような形でツリー状に Web 画面が整理される。このコメントは、各映像のポイントごとに付加され、映像の進行とともにそれに応じて自動的に変化していき、コメントの読み書きしたい箇所などで停止させて用いる。停止画面情報とコメントの一部がセットとなって一覧表示できるので、従来インデックス化が難しかった非言語的コミュニケーションである映像のインデックスとしても有効である。見たいところを意味的な補助情報付きで探すことができるからである。さらにこのシステムは直接関わった学生と教員だけでなく、広く専門家や他大学の教員、学生からもコメントを得ることや紹介することができるので、実技教育が客観化されることにもなる。

現在では、これらの映像データについては、ロイヤリング等の学習教材も含めて、複数の法科大学院間で共有し、開発・蓄積・利用を共同で進める PSIM コンソーシアムが設立されており、本法科大学院はその主幹校となっている。

(d) 「お助け君ノート」、「DRS」、「学ぶ君」

以上に加え、本法科大学院独自のプロジェクトに基づき開発された固有の学習支援システムとして、「お助け君ノート」、「DRS」、「学ぶ君」がある。このうち、「お助け君ノート」は、法学未修者用に法律基本科目の授業全体をビデオ収録するものであるが、収録されたビデオと各学生の持つパソコン上のノートとは無線 LAN によって結ばれ、ノート上で不明箇所等にインデックスを付しておけば、後に自習室に帰ってパソコンを LAN に接続した時に、不明箇所としてインデックスを付した箇所から録画を再生することができ、復習を効率的かつ正確に行うことが可能となっている。未修者にとっては強力な学習支援ツールとなっている。

また、高度な実務技能教育の支援ツールとして、民事、刑事、円卓の各模擬法廷には DRS (Digital Recording Studio) と呼ばれる収録システムが開発・設置されている。法科大学院において新たに導入された実務技能教育に関しては、単に言葉による情報伝達を行うのみではなく、ロールプレイ、シミュレーションといった体験型学習が必要である。DRS はそれらパフォーマンスを正確に記録し、容易に再生することを可能とするものであり、的確な評価に基づくよりよいフィードバックを可能とするものである。具体

的には、教室内には複数台のカメラが設置されており、それらを用いて撮影を行う。4方向からのカメラにより、裁判官席、被告(弁護士)席、原告(検察官)席、証人席の映像をそれぞれ独立して撮影できる。ここでは、天井に設置された複数のカメラが自動的に話者をとらえ切り替わるといった先進のシステムが導入されている。これにより、先の4つの映像に加え、各席に設置されたマイクの音声に合わせて自動的に切り替えを行い、発言のあった席を中心に収録した映像を撮影することも可能である。

映像は専用のハードディスクにmm EG2形式で保存され、収録直後から記録された5つの映像を見直すことができるため、即時のフィードバックが可能であり、またDRSは、映像の収録中に複数のインデックスを付すことができ、収録後に振り返りを行う際には、インデックスを用いて該当場面を容易に検索し提示することも可能である。現在はさらに、発言内容を自動で文字化し記録するシステムを開発中である。

このシステムは、本法科大学院の開発によるものであるが、本法科大学院が先陣をきって開発導入後、多くの法科大学院で類似のシステムが導入されるに至っている。今後、法科大学院においては必須のシステムになることが予想される。

なお、上記二つの記録システム(「お助けくんノート」、DRS)は、学生の学習支援ツールであると同時に、教員にとってはFD支援ツールにもなる。自らの授業内容を後日振り返り、分析、反省することによって、より効果的な教育のあり方を追求する手段としても用いることが可能となっている。

また、従来、学生が自己の学習の理解度を確認できるよう、全学のWeb-CTを活用してきたが、これは法科大学院教育に特化されて設計されているわけではないため、不必要な機能が多く操作方法が難解で、教員・学生双方にとって使いづらいシステムであった。そこで、法科大学院形成支援プログラム「自分の技量を随時確認できる多様な環境構築」プロジェクトにより、本法科大学院独自のシステムとして「学ぶ君」を開発し、2006年5月から運用を開始した。このシステムは、Web上で実施可能な択一問題システムであり、学生の法的知識に関する理解度データを教員・学生双方に提供している。これにより、学生自身は自己の理解度、弱点を認識することが可能となり、また、教員は、学生全体の弱点を把握し、記憶型の基本的知識の説明時間を短縮することができ、効率的・効果的な授業を展開することができる。システムの要である択一問題データベースについては、本法科大学院だけは蓄積される問題数に限りがあるため、本法科大学院の教員が中心となり他の法科大学院の教員の参加も得て組合を設立し、問題作成、蓄積を共同で行っている。システムの利用についても、本法科大学院だけでなく、他の法科大学院も利用できるようにしており、現在、参加校数13大学(15部局)、ユーザ総数2,628名、問題数計14,173問(うち共用問題数7,139問)という規模で運営されており、今後も増加していくものと考えている(資料「学ぶ君問題数」、「名古屋大学法学教育支援システム(学ぶ君システム)参加大学一覧」参照)。

資料 学ぶ君問題数(2008年4月1日現在)

科目	問題数
憲法	764

民法	2200
刑法	741
商法	361
民事訴訟法	1556
刑事訴訟法	386
行政法	1071
知的財産法	60
計	7139

資料 名古屋大学法学教育支援システム（学ぶ君システム）参加大学一覧

（2008年4月1日現在）

大学名	
1	愛知学院大学法科大学院
2	大東文化大学法科大学院
3	東海大学法科大学院
4	同志社大学法科大学院
5	獨協大学法科大学院
6	南山大学法科大学院
7	明治大学法科大学院
8	名城大学法科大学院
9	金沢大学法科大学院
10	静岡大学法科大学院
11	静岡大学人文学部法学科
12	名古屋大学法科大学院
13	名古屋大学法学部
14	中央大学法科大学院
15	青山学院大学法科大学院

（2）自習室

本法科大学院では、学生のための自習室には、無線 LAN 等が整備されている。

（3）法廷教室

本法科大学院では、実務科目における実践的指導のため、民事模擬法廷、刑事模擬法廷、円卓模擬法廷の3法廷を設置している。これらいずれの法廷にも、収録装置が設置

されている。民事模擬法廷は合計4機のカメラ、刑事模擬法廷では6機のカメラ、円卓模擬法廷には3機のカメラが設置されている。とくに、民事模擬法廷および刑事模擬法廷の記録装置は音声に反応して切り替わるシステムとなっている。これらの記録システムはいずれもデジタル方式で、模擬裁判等が終了後、任意の箇所から再生し、実技指導が可能になっている。訴訟の記録装置としても最新鋭のものといえるが、本法科大学院ではこれらの設備を用い、民事模擬裁判、刑事模擬裁判（刑事実務基礎）、ロイヤリングなどの授業を行っている。民事模擬裁判、刑事模擬裁判では、模擬裁判後、映像に記録された学生のパフォーマンスを事後に確認しながら議論を行うなどきめ細かな指導がなされている。また、ロイヤリングでは、円卓模擬法廷を用いた法律相談、依頼者との面談、和解交渉などを行い、模擬裁判同様パフォーマンス後に映像記録に基づく詳細な議論検討がなされている。

特に映像教材の分析にあたっては、前述の本学の開発による映像分析システム(STICS)がインターネット上で稼働しており、学生は上記システムによって記録されたパフォーマンスに対し、映像とリンクした形でコメントを書き込むことが可能であり、他にはない形で、より踏み込んだ学習が可能となっている。

(4) テレビ会議システムの整備

上記民事模擬法廷、刑事模擬法廷、円卓模擬法廷の各法廷にはテレビ会議システムが装備されている。これは、2006年の民事訴訟法改正において導入されたテレビ会議システムを用いての証人尋問等の実務指導を可能にするためのものがある。これらのシステムを用いることによって、例えば、円卓模擬法廷にいる証人に対する尋問を民事模擬法廷で行うといったことが可能となっている。また、このテレビ会議システムは、遠隔授業用にも用いることができる。2004年度には試験的にアメリカ合衆国のウィスコンシン・ロースクール、ロシア共和国の極東国際大学を結んでの国際授業を行ったほか、岡山大学との間では、このシステムを用いた遠隔授業を行った。その後も、毎年、ウィスコンシン・ロースクールとの間で、このシステムを用いた遠隔授業を行っている。

(5) 図書室

図書室についても、既存の紙媒体の図書の整備の他、Web上の法科大学院授業関係のページに「ロー・ライブラリー」を設けて、法律データベース(LEX/DBインターネット、Vpass)が整備されている他、本学では、教員・学生一般が、LexisNexisJP、Lexis-Nexisの利用が可能である。《添付資料《章別資料》第10章「名古屋大学法科大学院のIT化の利用・運用状況報告」、「ロー・ライブラリーのウェブサイト」、「LexisNexisJP、Lexis-Nexisのウェブサイト」参照》

10-3 図書館の整備

基準10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準10-3-1に係る状況)

1. 図書室の設置

本法科大学院は、法学研究科の実務法曹養成専攻として設置されており、法学研究科には、図書室が設置されている。そして、法学研究科で図書室の管理を掌理する法学部図書委員会に法科大学院の教員も加わり、法科大学院に所属する教員及び学生は、それぞれの図書室利用案内にしたがって、教育・研究・その他の業務に支障なく図書室を利用することができる。また、本法科大学院の学生自習室内に、法科大学院の学生の学習専用に関書配置している。自習室及びこれらの関書については、法科大学院図書委員会の指導に基づき、学生が利用規程を作成し《添付資料《章別資料》第10章「法科大学院自習室関書利用規程」参照》、自主的に管理している。自習室に設置されている判例集は一部のものに限られるが、Web上の法科大学院授業関係のページに「ロー・ライブラリー」を設けて、法律データベース（LEX/DB インターネット、Vpass）が整備されている他、本学では、教員・学生一般が、LexisNexisJP、Lexis-Nexisの利用が可能であり《添付資料《章別資料》第10章「ロー・ライブラリーのウェブサイト」、「LexisNexisJP、Lexis-Nexisのウェブサイト」参照》、これらに簡単にアクセスできるので、勉学上の支障はない。

このことから、本法科大学院では、図書室等を教員の教育・研究及び学生の学習に支障なく使用することができる状況にある《添付資料《章別資料》第10章「法学図書室利用案内（実務法曹養成専攻用）」、「法科大学院自習室関書利用規程」参照》。【解釈指針10-3-1-1】

2. 職員

図書室には、文系総務課関書グループ（法学部担当）として、専門的能力を備えた職員が配置されており（掛長1名、関書職員2名、非常勤職員2名）、全員が司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えている。【解釈指針10-3-1-2】【解釈指針10-3-1-3】

3. 関書及び資料

図書室には、教員の教育・研究及び学生の学習のために、関書約21万冊、雑誌約1,600種類、視聴覚資料2,300点以上を備え、また自習室には、学習に必要な関書4,000冊以上を備えている。さらに、前述のように、Web上の法科大学院授業関係のページに「ロー・ライブラリー」を設けて、法律データベース（LEX/DB インターネット、Vpass）を整備している他、LexisNexisJP、Lexis-Nexisの利用が可能であり、これらに簡単にア

クセスできる環境を整備している（資料「法学図書室蔵書数」参照）。【解釈指針 10-3-1-4】

資料 法学図書室蔵書数（2008年3月31日現在）

種類	内訳	冊・種類・ 点数
図書		214,909
	和書	125,968
	洋書	88,941
雑誌		1,651
	日本語	1,426
	外国語	225
視聴覚資料		2,345
	ビデオ	101
	マイクロフィルム	1,789
	マイクロフィッシュ	244
	CD-ROM	51
	DVD-ROM	52
	マイクロプリント	108

4. 管理・維持

図書及び資料の管理・維持については、専任教員からなる法学部図書委員会及び法科大学院図書委員会が設けられており、毎年度、必要な図書及び資料を選定し、それらの整備・拡充に努めている。学生自習室内の図書については、法科大学院図書委員会の指導の下で、学生が自主的に管理し、半年ごとの図書インスペクションを実施している。また、新たな図書等の整備に関しては、毎年度、図書委員会と学生とが協議して、必要な図書等をリストアップし、その整備・拡充に努めている。【解釈指針 10-3-1-5】

5. 図書等の利用

図書室は、通常、平日の9時から20時（3月、8月は9時から17時）、土曜日は13時から17時（3月、8月は除く）まで利用可能である（日・祝日・年末年始・入学試験日は休室）。図書室の図書などは、Web上の法学図書室のページから簡単に検索可能であり、書庫へは、教員・学生を問わず、利用時間内には自由に入ることができる他、教員については、書庫について磁気カードによる入庫システムを採用することにより、休日についても書庫の利用が可能となっている。図書の貸出については、教員が1年以内で200冊以内、法科大学院の学生が1週間以内で3冊以内である。自習室の図書は、自習室の利用時間と同様、24時間利用可能である。自習室の図書・雑誌・判例集についても、Web

上の法学図書室のページから簡単に検索可能であり、Web 上での検索用にリスト化されない図書については、法科大学院のウェブサイトにもそのリストを掲載している。また、前述のように、学生、教員は、LEX/DB 等の法律データベースの利用が可能であり、これらによって、本法科大学院では、教員及び学生が図書及び資料を活用する体制を整えている《添付資料《章別資料》第10章「法学図書室利用案内（実務法曹養成専攻用）」、「法学図書室利用案内（教員用）」、「法科大学院自習室図書利用規程」参照》。【解釈指針 10-3-1-6】

6. 教材作成支援

各授業において使用する資料の作成に関しては、教材準備室を設置し、職員2名が常駐し、教員や学生が、授業で使用する図書の名称・該当頁や、判例の年月日・登載判例集等をあらかじめ連絡すれば、準備室の職員がこれらを検索した上で、希望の期日までに必要部数を複写しておくこととしており、教員の教育、学生の学習を支援する体制をとっている。【解釈指針 10-3-1-6】

7. 設備・機器

図書室には、検索用のコンピューター6台（閲覧室5台、書庫内1台）及び複写用のコピー機（大学設置2台、生協設置2台）を設置している。また、自習室横に、生協設置の複写機2台を置いている。法科大学院の学生には、学修用の複写のために、1人毎年1,000度数のコピーカード（生協設置機で使用）を配布している。また、Web上の法科大学院授業関係のページに「ロー・ライブラリー」を設けて、法律データベース（LEX/DBインターネット、Vpass）が整備されている他、本学では、教員・学生一般が、LexisNexisJP、Lexis-Nexisの利用が可能である《添付資料《章別資料》第10章「ロー・ライブラリーのウェブサイト」、「LexisNexisJP、Lexis-Nexisのウェブサイト」参照》。教員及び学生は、これらの設備機器を利用して教育・研究・学習の効果をあげることができる。【解釈指針 10-3-1-7】

《添付資料

- ・【資料編1】「名古屋大学法科大学院学生便覧法学研究科（実務法曹養成専攻）2008年度」
- ・《章別資料》第10章「法科大学院使用教室一覧」
- ・《章別資料》第10章「法学図書室利用案内（実務法曹養成専攻用）」
- ・《章別資料》第5章「法科大学院委員会一覧」
- ・《章別資料》第10章「名古屋大学法科大学院のIT化の利用・運用状況報告」
- ・《章別資料》第10章「ロー・ライブラリーのウェブサイト」
- ・《章別資料》第10章「LexisNexisJP、Lexis-Nexisのウェブサイト」
- ・《章別資料》第10章「法科大学院自習室図書利用規程」
- ・《章別資料》第10章「法学図書室利用案内（教員用）」

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院では、ITを使った教育環境が非常に整備されており、わが国の大学において最先端のものである。法廷教室の設備は、その後の他の法科大学院での整備の際の範となったものであるし、「NLS シラバスシステム」や「学ぶ君」は、他の法科大学院にも配布し運用が開始されている。その他自習室の環境も整っている。

改善すべき点としては、法科大学院専用の建物を有していないことから、大学内のスペースをやりくりしながら運営している状況にあるが、教育環境のさらなる整備のためには、専用の図書館、講義室を有することが求められよう。また、IT関係についても技術の進展とともに、改善の余地が生ずることから、絶え間ないグレードアップが必要であるほか、FD支援ツールとしての活用可能性も検討していく必要がある。